■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）

第１部　総則

第１節　計画の方針

１－１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、大阪市防災会議※が作成する計画であり、本市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、本市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

※「大阪市防災会議」
市長を会長として、基本法第16条の規定に基づき組織され、その所掌事務は、大阪市地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに、市域の防災に関する重要事項等について、市長の諮問に応じて調査、審議並びに意見を述べる。また、男女共同参画その他の多様な視点から女性委員の役割を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

１－２　基本理念

この計画は、災害の未然防止、災害が発生した場合の被害の拡大防止と最小化、並びに迅速な回復を図る「防災・減災」の考え方を基本理念とする。

その実現のため、自らのことは自らが守る「自助」の考え方、地域において助け合う「共助」の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保する「公助」の考え方に基づき、防災関係機関、市民及び事業者、そして地域における多様な主体がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力する。

１－３　計画の構成

本市域に発生することが予想される災害に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

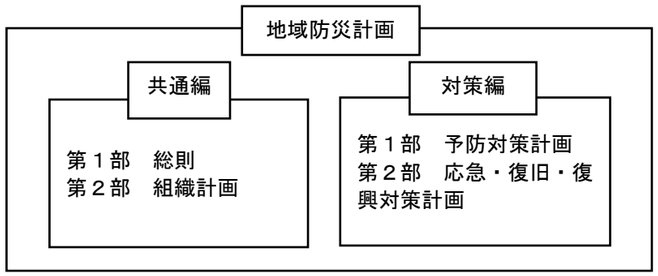

（１）総則
本計画の方針、市域の概況、災害想定・被害想定、市民・事業者・防災関係機関等の責務と役割について定める。

（２）組織計画
災害が発生または、発生する恐れがある場合の市の組織体制、初動体制、その運用についての基本的事項を定める。

（３）予防対策計画
災害発生前において、災害予防対策の観点から災害の発生を未然に防止し、最小限度に止めるための事前措置などについての基本的事項を定める。

旧（令和５年４月）

第１部　総則

第１節　計画の方針

１－１　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、大阪市防災会議※が作成する計画であり、本市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、本市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

※「大阪市防災会議」
市長を会長として、基本法第16条の規定に基づき組織され、その所掌事務は、大阪市地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図るとともに、市域の防災に関する重要事項等について、市長の諮問に応じて調査、審議並びに意見を述べる。また、男女共同参画その他の多様な視点から女性委員の役割を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

１－２　基本理念

この計画は、災害の未然防止、災害が発生した場合の被害の拡大防止と最小化、並びに迅速な回復を図る「防災・減災」の考え方を基本理念とする。

その実現のため、自らのことは自らが守る「自助」の考え方、地域において助け合う「共助」の考え方及び行政が市民等及び事業者の安全を確保する「公助」の考え方に基づき、防災関係機関、市民及び事業者、そして地域における多様な主体がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力する。

１－３　計画の構成

本市域に発生することが予想される災害に備えるため、次の事項によりこの計画を構成する。

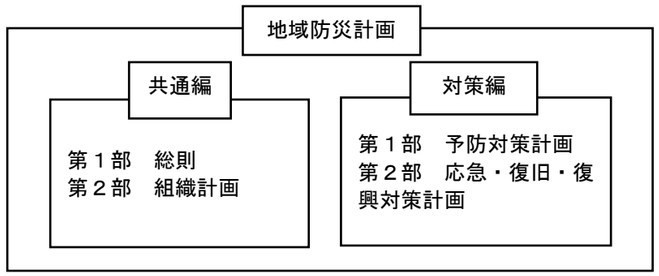

（１）総則
本計画の方針、市域の概況、災害想定・被害想定、市民・事業者・防災関係機関等の責務と役割について定める。

（２）組織計画
災害が発生~~又は~~、発生する恐れがある場合の市の組織体制、初動体制、その運用についての基本的事項を定める。

（３）予防対策計画
災害発生前において、災害予防対策の観点から災害の発生を未然に防止し、最小限度に止めるための事前措置などについての基本的事項を定める。

新（修正案）	旧（令和５年４月）
（４）応急・復旧・復興対策計画 災害が発生直後、または発生するおそれがある場合に、災害応急対策の観点から災害からの防御、災害の拡大防止及び災害発生に伴う被災者に対する応急的救助等の措置、並びに災害発生直後の応急救助等の措置が一定落ち着いた後の災害復旧、復興の実施について基本的事項を定める。 **※内容上、応急・復旧・復興対策計画の記載中で、平常時における予防対策計画を記載するものもある。**	（４）応急・復旧・復興対策計画 災害が発生直後、~~又は~~発生するおそれがある場合に、災害応急対策の観点から災害からの防御、災害の拡大防止及び災害発生に伴う被災者に対する応急的救助等の措置、並びに災害発生直後の応急救助等の措置が一定落ち着いた後の災害復旧、復興の実施について基本的事項を定める。 **※内容上、応急・復旧・復興対策計画の記載中で、平常時における予防対策計画を記載するものもある。**
１－４　区地域防災計画	**１－４　区地域防災計画**
各区役所においては、この計画を基に、区における災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策にかかる防災計画の基本的な事項を検討し、各区の地域特性及び実状に応じて、市民、事業者、行政の責務、役割を明確にした区地域防災計画を作成し、各区の防災力の向上に努める。 また、計画の進捗状況を把握するとともに、その結果を公表する。	各区役所においては、この計画を基に、区における災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策にかかる防災計画の基本的な事項を検討し、各区の地域特性及び実状に応じて、市民、事業者、行政の責務、役割を明確にした区地域防災計画を作成し、各区の防災力の向上に努める。 また、計画の進捗状況を把握するとともに、その結果を公表する。
１－５　地区防災計画	**１－５　地区防災計画**
一定地区内の市民等及び事業者は、当該地区の特性や想定される災害等に応じた防災計画を作成することで、地区における防災力の向上に努める。 大阪市防災会議は地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときに、地区防災計画をこの計画に、その内容を位置づける。 また、当該区の特性や想定される災害等に応じ、区長は区地域防災計画に位置付ける。 危機管理室及び区は、市民及び事業者による地区防災計画の作成を支援する。	一定地区内の市民等及び事業者は、当該地区の特性や想定される災害等に応じた防災計画を作成することで、地区における防災力の向上に努める。 大阪市防災会議は地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときに、地区防災計画をこの計画に、その内容を位置づける。 また、当該区の特性や想定される災害等に応じ、区長は区地域防災計画に位置付ける。 危機管理室及び区は、市民及び事業者による地区防災計画の作成を支援する。
１－６　用語等の定義	**１－６　用語等の定義**
（１）災害 基本法第2条第1号※に規定する災害をいう。 **※「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」**	（１）災害 基本法第2条第1号※に規定する災害をいう。 **※「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。」**
（２）防災・減災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめ、及び災害の復旧を図ることをいう。	（２）防災・減災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめ、及び災害の復旧を図ることをいう。
（３）市民等 市民及び本市の区域内（以下「市内」という。）に滞在し、または市内を通過する者をいう。	（３）市民等 市民及び本市の区域内（以下「市内」という。）に滞在し、~~又は~~市内を通過する者をいう。
（４）事業者 市内で事業を営む法人その他の団体または個人をいう。	（４）事業者 市内で事業を営む法人その他の団体~~又は~~個人をいう。
（５）自主防災組織 基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。	（５）自主防災組織 基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。
（６）自主防災活動 自助及び共助による自主的な防災・減災活動をいう。	（６）自主防災活動 自助及び共助による自主的な防災・減災活動をいう。
（７）避難場所 大規模火災または津波等から身を守るために緊急に避難する場所をいう。	（７）避難場所 大規模火災~~又は~~津波等から身を守るために緊急に避難する場所をいう。

新（修正案）	旧（令和５年４月）
（８）避難所 災害により自宅に留まる事が出来ない市民等が一時的に避難生活を行う場所をいう。 （９）要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。 (10) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。 **１－７　法令等との整合** この計画は、本市域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。その内容については、関係法令及び他の計画との整合性を図るものとする。 また、この計画は大阪府地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は大阪府地域防災計画に準ずる。 **１－８　計画の修正** 大阪市防災会議は、基本法第42条の規定に基づき、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。 また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。各防災関係機関は、修正すべき事項がある場合には、計画修正案を大阪市防災会議に提出する。 なお、本市・指定公共機関等は、防災計画間の必要な調整、大阪府から本市に対する助言等を通じて、この計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。 **１－９　計画の習熟及び推進** 本市及び指定公共機関等は、不断に危機管理や災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通してこの計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。 なお、市は地震防災対策特別措置法に基づき策定した、大阪府地震防災緊急事業五箇年計画に従い、事業の推進を図る。 また、本市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月27日）」に基づく「南海トラフ地震に係る防災対策推進地域」に指定（平成26年3月31日）されており、①避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、②津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、③防災訓練に関する事項などを定めた「南海トラフ地震対策推進計画」を作成し、これに基づき南海トラフ地震対策の推進を図るものとする。	（８）避難所 災害により自宅に留まる事が出来ない市民等が一時的に避難生活を行う場所をいう。 （９）要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。 (10) 避難行動要支援者 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。 **１－７　法令等との整合** この計画は、本市域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。その内容については、関係法令及び他の計画との整合性を図るものとする。 また、この計画は大阪府地域防災計画と一体をなすものであり、この計画に定めのない事項は大阪府地域防災計画に準ずる。 **１－８　計画の修正** 大阪市防災会議は、基本法第42条の規定に基づき、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正を行う。 また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。各防災関係機関は、修正すべき事項がある場合には、計画修正案を大阪市防災会議に提出する。 なお、本市・指定公共機関等は、防災計画間の必要な調整、大阪府から本市に対する助言等を通じて、この計画及び防災業務計画が体系的かつ有機的に整合性をもって作成され、効果的・効率的な防災対策が実施されるよう努める。 **１－９　計画の習熟及び推進** 本市及び指定公共機関等は、不断に危機管理や災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通してこの計画の習熟に努め、災害への対応能力を高める。 なお、市は地震防災対策特別措置法に基づき策定した、大阪府地震防災緊急事業五箇年計画に従い、事業の推進を図る。 また、本市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月27日）」に基づく「南海トラフ地震に係る防災対策推進地域」に指定（平成26年3月31日）されており、①避難場所、避難経路、消防用施設等の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、②津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、③防災訓練に関する事項などを定めた「南海トラフ地震対策推進計画」を作成し、これに基づき南海トラフ地震対策の推進を図るものとする。

新（修正案）

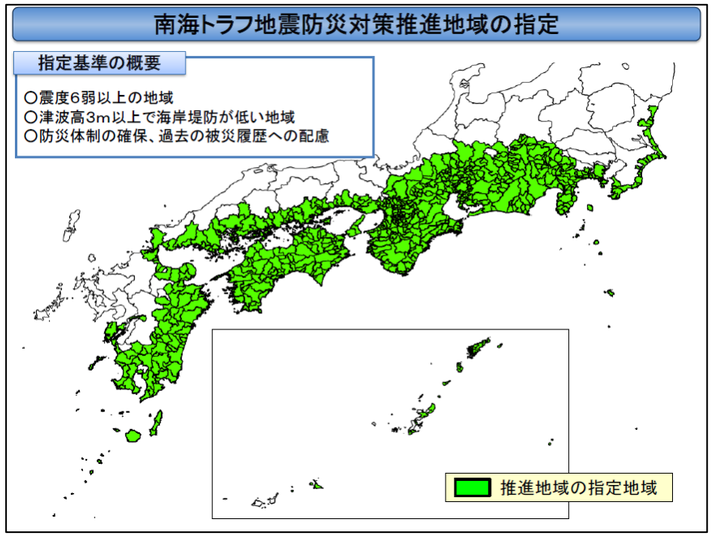

図　南海トラフ地震防災対策推進地域の指定（地図）
出典：内閣府「南海トラフ地震対策」平成26年3月28日
（http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/，2017年4月11日最終閲覧）より

１－１０　大阪市防災・減災条例

この計画の実効性を高め、市民等の生命・身体・財産を災害から保護するため、本市のすべきこと、市民・事業者の方々にしていただきたいことを責務として明文化した「大阪市防災・減災条例」（平成26年大阪市条例第139号）（平成27年2月1日施行）を制定した。

本市では、これまでも阪神・淡路大震災等を教訓に、防災・減災対策として、自主防災活動の促進などのソフト対策や、施設の耐震化などのハード対策に取り組んできているが、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対し、人的被害、物的被害を最小限にとどめるためには、本市のみで対処することには限界がある。

防災・減災対策を促進し、災害に強いまちを築いていくためには、本市をはじめとした行政による「公助」だけでなく、市民、事業者、地域の関係者による「自助」「共助」による取組の訴求と促進を図っていく必要がある。

そのため、本条例では市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の防災・減災に対する基本的な考え方を踏まえた基本理念を定めたうえで、本市、市民及び事業者の責務を明確にし、それぞれが責務と役割を果たしながら、防災・減災対策の推進を図っていくことにより、災害に強いまちの実現に資することを目的としている。

１－１１　大阪市地域防災アクションプラン

本市では、平成23年３月の東日本大震災の教訓や、今後発生するとされる南海トラフ巨大地震の被害想定、基本法等の各種法改正等を踏まえ、平成26年10月に「大阪市地域防災計画」を修正し、更なる対策強化の方向性を示してきた。

その後、修正した「大阪市地域防災計画」に基づき、大規模地震や津波、風水害（豪雨による河川氾濫、内水氾濫、台風、高潮）など、本市で想定される各種災害の被害軽減を図るため、「大阪市地震防災アクションプラン」を一新して、取組むべき施策と目標及びその取組期間を明確にした「大阪市地域防災アクションプラン」を平成27年9月に策定し、平成29年度

旧（令和５年４月）

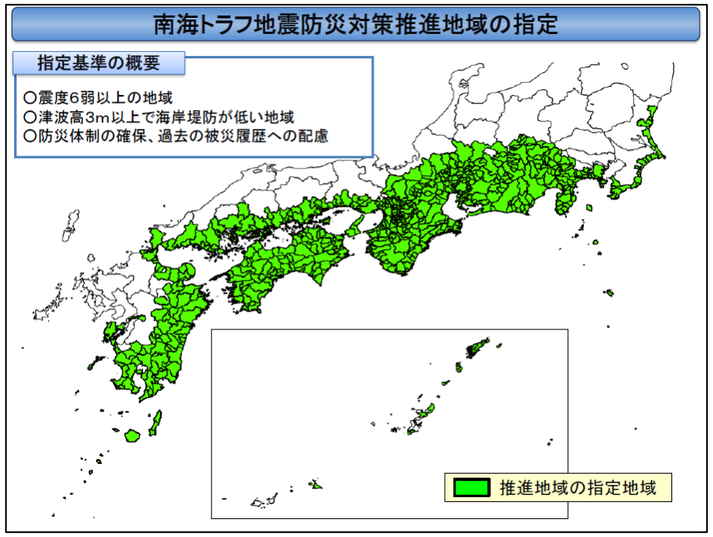

図　南海トラフ地震防災対策推進地域の指定（地図）
出典：内閣府「南海トラフ地震対策」平成26年3月28日
（http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/，2017年4月11日最終閲覧）より

１－１０　大阪市防災・減災条例

この計画の実効性を高め、市民等の生命・身体・財産を災害から保護するため、本市のすべきこと、市民・事業者の方々にしていただきたいことを責務として明文化した「大阪市防災・減災条例」（平成26年大阪市条例第139号）（平成27年2月1日施行）を制定した。

本市では、これまでも阪神・淡路大震災等を教訓に、防災・減災対策として、自主防災活動の促進などのソフト対策や、施設の耐震化などのハード対策に取り組んできているが、今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対し、人的被害、物的被害を最小限にとどめるためには、本市のみで対処することには限界がある。

防災・減災対策を促進し、災害に強いまちを築いていくためには、本市をはじめとした行政による「公助」だけでなく、市民、事業者、地域の関係者による「自助」「共助」による取組の訴求と促進を図っていく必要がある。

そのため、本条例では市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の防災・減災に対する基本的な考え方を踏まえた基本理念を定めたうえで、本市、市民及び事業者の責務を明確にし、それぞれが責務と役割を果たしながら、防災・減災対策の推進を図っていくことにより、災害に強いまちの実現に資することを目的としている。

１－１１　大阪市地域防災アクションプラン

本市では、平成23年３月の東日本大震災の教訓や、今後発生するとされる南海トラフ巨大地震の被害想定、~~災害対策~~基本法等の各種法改正等を踏まえ、平成26年10月に「大阪市地域防災計画」を修正し、更なる対策強化の方向性を示してきた。

その後、修正した「大阪市地域防災計画」に基づき、大規模地震や津波、風水害（豪雨による河川氾濫、内水氾濫、台風、高潮）など、本市で想定される各種災害の被害軽減~~の実効性~~を図るため、「大阪市地震防災アクションプラン」を一新して、取組むべき施策と目標及びその取組期間を明確にした「大阪市地域防災アクションプラン」を平成27年9月に策定し、平

新（修正案）	旧（令和５年４月）
までの3年間を「集中取組期間」とし、大阪市防災・減災条例第5条に基づき、全アクションの進捗状況の評価を行い、防災・減災対策を推進してきた。 さらに、平成 30 年６月に発生した大阪府北部地震や同年９月の平成 30 年台風第 21 号等により顕在化した教訓等をふまえて、令和２年３月には、「大阪市地域防災計画」を修正し、また、令和２年６月には、「大阪市地域防災アクションプラン」を「Ver.2.0」として修正し、令和６年度まで進捗評価を行いながら取組みを進めていくこととした。	成29年度までの3年間を「集中取組期間」とし、大阪市防災・減災条例第5条に基づき、全アクションの進捗状況の評価を行い、防災・減災対策を推進してきた。 さらに、平成 30 年６月に発生した大阪府北部地震や同年９月の平成 30 年台風第 21 号等により顕在化した教訓等をふまえて、令和２年３月には、「大阪市地域防災計画」を修正し、また、令和２年６月には、「大阪市地域防災アクションプラン」を「Ver.2.0」として修正し、令和６年度まで進捗評価を行いながら取組みを進めていくこととした。
１－１２　被害軽減のための調査研究	１－１２　被害軽減のための調査研究
（１）基本方針 本市は、大地震や風水害等が発生した場合に、市民等及び事業者の生命、身体及び財産を守るため、総合的な観点から調査研究を行う。 地震や風水害等は、広範囲において多大な被害を生じさせ、かつ様々な要因が複合することから、防災行政を担当する各所管部局において、災害に関する多様な調査研究を行い、その結果を公表するとともに、総合的、計画的な防災・減災対策の実施、推進に活かしていく。	（１）基本方針 本市は、大地震や風水害等が発生した場合に、市民等及び事業者の生命、身体及び財産を守るため、総合的な観点から調査研究を行う。 地震や風水害等は、広範囲において多大な被害を生じさせ、かつ様々な要因が複合することから、防災行政を担当する各所管部局において、災害に関する多様な調査研究を行い、その結果を公表するとともに、総合的、計画的な防災・減災対策の実施、推進に活かしていく。
（２）計画の内容 調査研究する事項は以下のとおりとする。 【地震】 ア　自然環境・社会環境に関する調査 本市の活断層などの地盤状況や地震観測等の自然条件に関するデータ、公共施設の耐震性や市民等の防災意識等の社会条件に関するデータ、及び他の震災事例等の収集、分析等の調査を行う。 イ　地震規模・地震被害に関する調査研究 地震規模の想定、被害想定等を総合的に実施するための調査研究を行う。 ウ　震災対策に関する調査研究 震災対策を総合的、効果的に推進するため、震災対策に関する調査研究を行う。 【風水害等】 ア　災害事例の収集・分析 風水害等に関する事例等の収集、分析等の調査を行う。 イ　災害対策に関する調査研究 風水害等に対して対策を総合的、効果的に推進するため、各種の災害対策に関する調査研究を行う。	（２）計画の内容 調査研究する事項は以下のとおりとする。 【地震】 ア　自然環境・社会環境に関する調査 本市の活断層などの地盤状況や地震観測等の自然条件に関するデータ、公共施設の耐震性や市民等の防災意識等の社会条件に関するデータ、及び他の震災事例等の収集、分析等の調査を行う。 イ　地震規模・地震被害に関する調査研究 地震規模の想定、被害想定等を総合的に実施するための調査研究を行う。 ウ　震災対策に関する調査研究 震災対策を総合的、効果的に推進するため、震災対策に関する調査研究を行う。 【風水害等】 ア　災害事例の収集・分析 風水害等に関する事例等の収集、分析等の調査を行う。 イ　災害対策に関する調査研究 風水害等に対して対策を総合的、効果的に推進するため、各種の災害対策に関する調査研究を行う。

新（修正案）

第２節　市域の概況

２－１　地勢

本市は、東経 135 度 35 分 58 秒から 135 度 22 分 22 秒、北緯 34 度 35 分 11 秒から 34 度 46 分 08 秒に位置し、わが国のほぼ中央部にあり、面積は 225.30 ㎢（国土地理院：平成 30 年全国都道府県市区町村別面積調（平成 30 年 10 月 1 日時点））である。

西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原の両市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の各市に接し、いわゆる摂河泉の連山が起伏をめぐらす大阪平野の要地を占め、近畿地方の海陸交通の要衝をなしている。

本市の中央部からやや東寄りを南北に縦貫する上町台地は、南北９km、東西２km にわたる台地（最高 O.P※1＋25m）で、東側にゆるく、西側に急斜をなしているため、本市の東部は概して地盤が高く、西部にいくにしたがって低くなり、やがて海に連なっている。そのほとんどは、淀川、大和川などによって運ばれた土砂により形成されたため、概ね軟弱であり、また市街は概ね平地であり、そのうち O.P＋３m 前後の低地（朔望平均満潮位※2 は O.P＋２.１m（台風時は O.P＋２.２m））が大部分を占めている。

また、本市は、「水の都」の名にふさわしく、大小多数の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三流を合して水量が豊かである。この淀川は、本市の東北部で分流して淀川本流、旧淀川（大川、堂島川、安治川）、土佐堀川、尻無川、木津川等となってそれぞれ大阪湾に注いでいる。

※1「O.P.（Osaka Peil）」
大阪湾最低潮位面の意。大阪湾の工事基準面を定めるため、明治７年の最低　潮位をO.P±0.0mと定義。
大阪湾の海抜高度の基準となる高さ。（O.P.=T.P.+1.30m）（東京湾平均海面（Tokyo Peil：T.P））

※2「朔望平均満潮位」
満月と新月の、大潮の際の満潮位の平均

２－２　地質

大阪平野は、約一千万年前には大阪湾の一部として瀬戸内海の東部に位置していたが、数百万年前から六甲、生駒、和泉山脈などの隆起や淀川及び旧大和川などによる堆積作用により現在の地形が形成された。

本市の地質としては、大阪府南部の泉北丘陵の北端である上町台地における砂礫層からなる古期洪積層と、その他の地域での粘土と砂の互層、海底粘土層及び砂層からなる沖積層とに分類される。

２－３　気候

本市は、その位置、地勢から気候は概ね温和で、いわゆる瀬戸内性気候に属し、気温は平年値（1991～2020）では年平均 17.1℃である。また、月平均では８月が最も高く 29.0℃であり、１月～２月が最低の６℃前後である。

降水量は、梅雨期に最も多く、６月の平年値（1991～2020）は 185.1 ㎜、７月の平年値は 174.4 ㎜を示す。台風と秋の長雨を含む９月の平年値は 152.8mm となっている。冬期（12～２月）は 47.0～60.5 ㎜で最も少ない。なお、これまでの最大日降水量は 250.7 ㎜(1957 年６月 26 日)、最大１時間降水量は 77.5 ㎜（2011 年８月 27 日）を記録している。

風向は、冬期には西ないし北西の風がかなり吹くことがあるが、概して北東または西の風が多く、風速は年平均 2.4m/s 程度である。なお、日最大風速は 33.3m/s(1961 年９月 16 日)、日最大瞬間風速では 60.0m/s(注)（1934 年９月 21 日)を記録している。

春と秋は、しばしば移動性高気圧におおわれて静穏な晴天の日が多いが、接地逆転層が形成されて霧や濃煙霧が発生することがある。また、８月から 10 月中旬にかけて台風の影響を受けやすい。

旧（令和５年４月）

第２節　市域の概況

２－１　地勢

本市は、東経 135 度 35 分 58 秒から 135 度 22 分 22 秒、北緯 34 度 35 分 11 秒から 34 度 46 分 08 秒に位置し、わが国のほぼ中央部にあり、面積は 225.30 ㎢（国土地理院：平成 30 年全国都道府県市区町村別面積調（平成 30 年 10 月 1 日時点））である。

西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原の両市につづき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の各市に接し、いわゆる摂河泉の連山が起伏をめぐらす大阪平野の要地を占め、近畿地方の海陸交通の要衝をなしている。

本市の中央部からやや東寄りを南北に縦貫する上町台地は、南北９km、東西２km にわたる台地（最高 O.P※1＋25m）で、東側にゆるく、西側に急斜をなしているため、本市の東部は概して地盤が高く、西部にいくにしたがって低くなり、やがて海に連なっている。そのほとんどは、淀川、大和川などによって運ばれた土砂により形成されたため、概ね軟弱であり、また市街は概ね平地であり、そのうち O.P＋３m 前後の低地（朔望平均満潮位※2 は O.P＋２.１m（台風時は O.P＋２.２m））が大部分を占めている。

また、本市は、「水の都」の名にふさわしく、大小多数の河川が市内を縦横に貫流しているが、その根幹をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三流を合して水量が豊かである。この淀川は、本市の東北部で分流して淀川本流、旧淀川（大川、堂島川、安治川）、土佐堀川、尻無川、木津川等となってそれぞれ大阪湾に注いでいる。

※1「O.P.（Osaka Peil）」
大阪湾最低潮位面の意。大阪湾の工事基準面を定めるため、明治７年の最低　潮位をO.P±0.0mと定義。
大阪湾の海抜高度の基準となる高さ。（O.P.=T.P.+1.30m）（東京湾平均海面（Tokyo Peil：T.P））

※2「朔望平均満潮位」
満月と新月の、大潮の際の満潮位の平均

２－２　地質

大阪平野は、約一千万年前には大阪湾の一部として瀬戸内海の東部に位置していたが、数百万年前から六甲、生駒、和泉山脈などの隆起や淀川及び旧大和川などによる堆積作用により現在の地形が形成された。

本市の地質としては、大阪府南部の泉北丘陵の北端である上町台地における砂礫層からなる古期洪積層と、その他の地域での粘土と砂の互層、海底粘土層及び砂層からなる沖積層とに分類される。

２－３　気候

本市は、その位置、地勢から気候は概ね温和で、いわゆる瀬戸内性気候に属し、気温は平年値（1991～2020）では年平均 17.1℃である。また、月平均では８月が最も高く 29.0℃であり、１月～２月が最低の６℃前後である。

降水量は、梅雨期に最も多く、６月の平年値（1991～2020）は 185.1 ㎜、７月の平年値は 174.4 ㎜を示す。台風と秋の長雨を含む９月の平年値は 152.8mm となっている。冬期（12～２月）は 47.0～60.5 ㎜で最も少ない。なお、これまでの最大日降水量は 250.7 ㎜(1957 年６月 26 日)、最大１時間降水量は 77.5 ㎜（2011 年８月 27 日）を記録している。

風向は、冬期には西ないし北西の風がかなり吹くことがあるが、概して北東~~又は~~西の風が多く、風速は年平均 2.4m/s 程度である。なお、日最大風速は 33.3m/s(1961 年９月 16 日)、日最大瞬間風速では 60.0m/s(注)（1934 年９月 21 日)を記録している。

春と秋は、しばしば移動性高気圧におおわれて静穏な晴天の日が多いが、接地逆転層が形成されて霧や濃煙霧が発生することがある。また、８月から 10 月中旬にかけて台風の影響を受けやすい。

新（修正案）

（注）1934 年 9 月 21 日の日最大瞬間風速は、使用した機器の測定範囲により、この値までは観測できたが、それ以上の観測値が得られなかった。

２－４　市域に影響を与える地震

本市域に影響を与える地震には、次の２つのタイプが考えられる。
一つは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートの境界で発生するタイプで、地震の規模（マグニチュード）が８を超える巨大地震である。昭和 19 年（1944 年）に発生した東南海地震や、昭和 21 年（1946 年）に発生した南海地震がこのタイプにあたり、この地震が発生したときの本市域での震度は５弱～６弱程度で、大阪湾には津波が襲来すると想定される。（このタイプの地震は、その発生のメカニズムから、プレート間（海溝型）地震と呼ばれている。）
もう一つは、陸域で発生するタイプで、地震の規模（マグニチュード）は、７を超えることもあり、「平成７年（1995 年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）」が、その代表的な例である。日本の内陸部の浅い地震は、プレート相互作用の影響を受けて大陸プレート内部で発生しており、内陸（地殻内の）地震と呼ばれている。
災害想定を行った活断層※等の位置は下図のとおりである。
※活断層：最近の地質時代に活動し、今後も活動する可能性のある断層

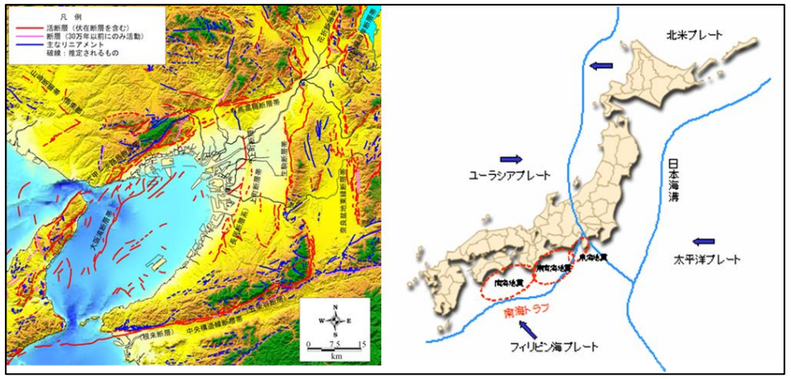

図　災害想定を行った活断層等
出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）
（平成１９年３月）Ⅱ　ハザードの想定

旧（令和５年４月）

（注）1934 年 9 月 21 日の日最大瞬間風速は、使用した機器の測定範囲により、この値までは観測できたが、それ以上の観測値が得られなかった。

２－４　市域に影響を与える地震

本市域に影響を与える地震には、次の２つのタイプが考えられる。
一つは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートの境界で発生するタイプで、地震の規模（マグニチュード）が８を超える巨大地震である。昭和 19 年（1944 年）に発生した東南海地震や、昭和 21 年（1946 年）に発生した南海地震がこのタイプにあたり、この地震が発生したときの本市域での震度は５弱～６弱程度で、大阪湾には津波が襲来すると想定される。（このタイプの地震は、その発生のメカニズムから、プレート間（海溝型）地震と呼ばれている。）
もう一つは、陸域で発生するタイプで、地震の規模（マグニチュード）は、７を超えることもあり、「平成７年（1995 年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）」が、その代表的な例である。日本の内陸部の浅い地震は、プレート相互作用の影響を受けて大陸プレート内部で発生しており、内陸（地殻内の）地震と呼ばれている。
災害想定を行った活断層※等の位置は下図のとおりである。
※活断層：最近の地質時代に活動し、今後も活動する可能性のある断層

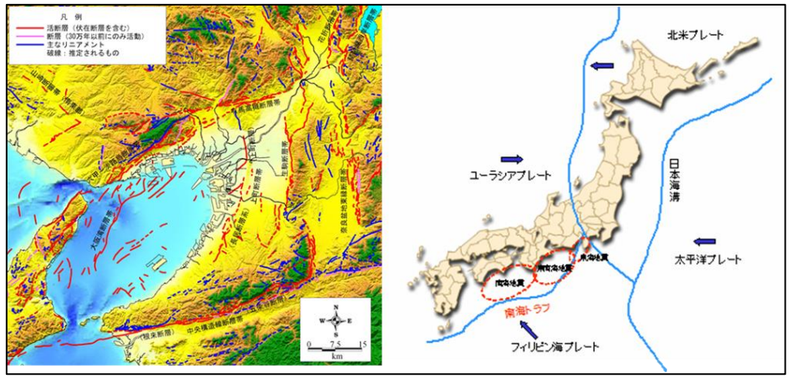

図　災害想定を行った活断層等
出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）
（平成１９年３月）Ⅱ　ハザードの想定

新（修正案）

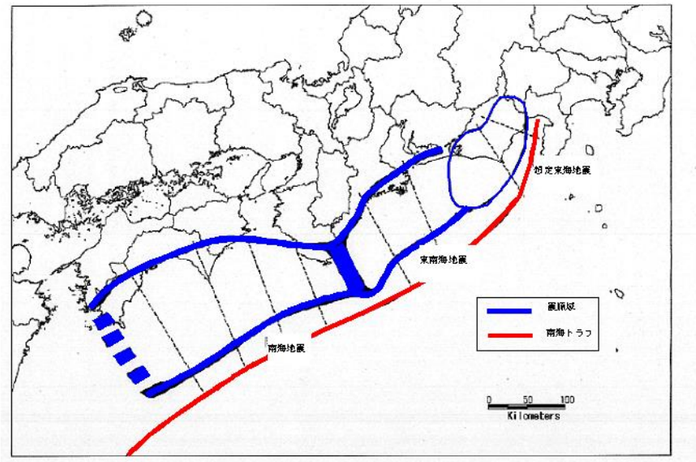

図　東海、東南海、南海地震の想定震源域
出典：内閣府「東南海・南海地震 対策の概要 」P6 より一部加工

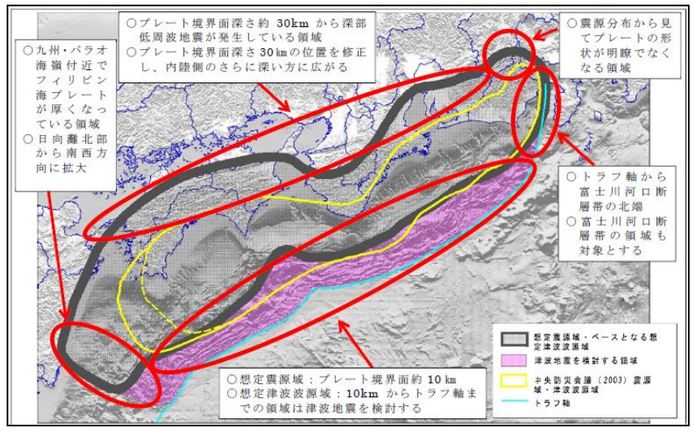

図　南海トラフ　新たな想定震源域・想定津波波源域
出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会について　中間とりまとめ」（平成23年12月27日）公表　P50

２－５　市域の活断層

本市域には、その地形的な特徴及び堆積している地層の変形より、地質学的に確認されている上町断層が都心部を南北に縦断するように存在しており、この断層より北上して豊中市に至っている佛念寺山断層及び市域南部より南下して岸和田市に至る坂本断層、久米田池断層、更に上町断層の東側に位置する長居断層及び西側に位置する汐見橋（桜川）撓曲、住之江撓曲を含めて上町断層帯と称している。

この断層系は、過去にボーリング等によりその位置等が調査されたが、断層上に厚く堆積している沖積層のために、断層の位置、長さ、過去の活動歴などについて、いまだに不明な点が多く残されている。

なお、市域の活断層は、次図のとおりである。これらの活断層以外に、見つかっていない活断層も多数存在する可能性があることに留意が必要である。

旧（令和５年４月）

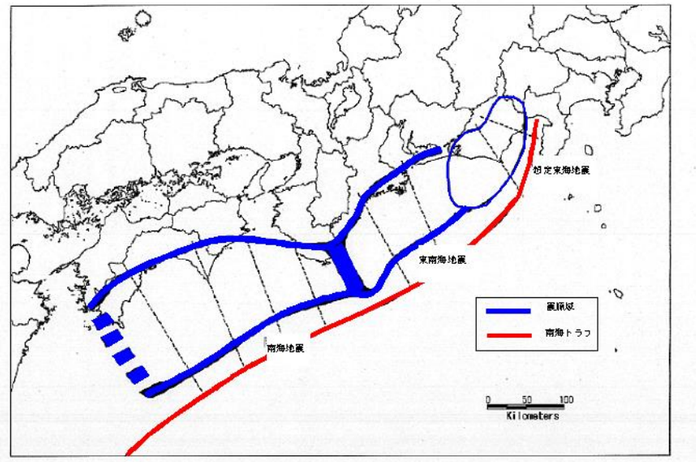

図　東海、東南海、南海地震の想定震源域
出典：内閣府「東南海・南海地震 対策の概要 」P6 より一部加工

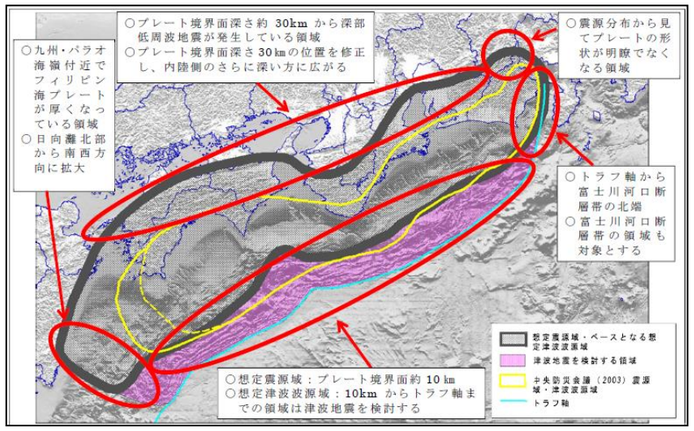

図　南海トラフ　新たな想定震源域・想定津波波源域
出典：内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会について　中間とりまとめ」（平成23年12月27日）公表　P50

２－５　市域の活断層

本市域には、その地形的な特徴及び堆積している地層の変形より、地質学的に確認されている上町断層が都心部を南北に縦断するように存在しており、この断層より北上して豊中市に至っている佛念寺山断層及び市域南部より南下して岸和田市に至る坂本断層、久米田池断層、更に上町断層の東側に位置する長居断層及び西側に位置する汐見橋（桜川）撓曲、住之江撓曲を含めて上町断層帯と称している。

この断層系は、過去にボーリング等によりその位置等が調査されたが、断層上に厚く堆積している沖積層のために、断層の位置、長さ、過去の活動歴などについて、いまだに不明な点が多く残されている。

なお、市域の活断層は、次図のとおりである。これらの活断層以外に、見つかっていない活断層も多数存在する可能性があることに留意が必要である。

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）	旧（令和５年４月）
 図　市域の活断層 出典：文部科学省　地震調査研究推進本部「上町断層帯」	 **図　市域の活断層** 出典：文部科学省　地震調査研究推進本部「上町断層帯」

新（修正案）	旧（令和５年４月）
２－６　市域の地盤高 本市域は、淀川や大和川等の大きな河川と海に囲まれており、平坦な低地が広がっている。 そのため、本市域は水害に非常に弱く、大雨や台風、津波が発生した場合、河川氾濫や内水氾濫、高潮及び津波による浸水が起こることが想定されている。 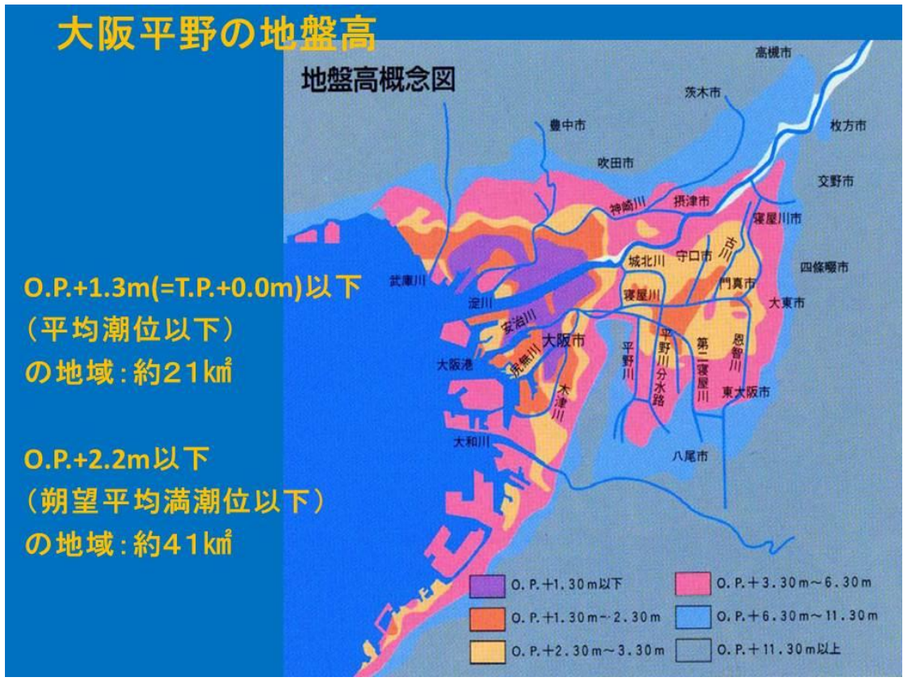 **図　大阪平野の地盤高** 出典：大阪府　「[津波・高潮ステーション]海より低いまち大阪」 (http://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/tsunami/tsuna-symbol.html) より	２－６　市域の地盤高 本市域は、淀川や大和川等の大きな河川と海に囲まれており、平坦な低地が広がっている。 そのため、本市域は水害に非常に弱く、大雨や台風、津波が発生した場合、河川氾濫や内水氾濫、高潮及び津波による浸水が起こることが想定されている。 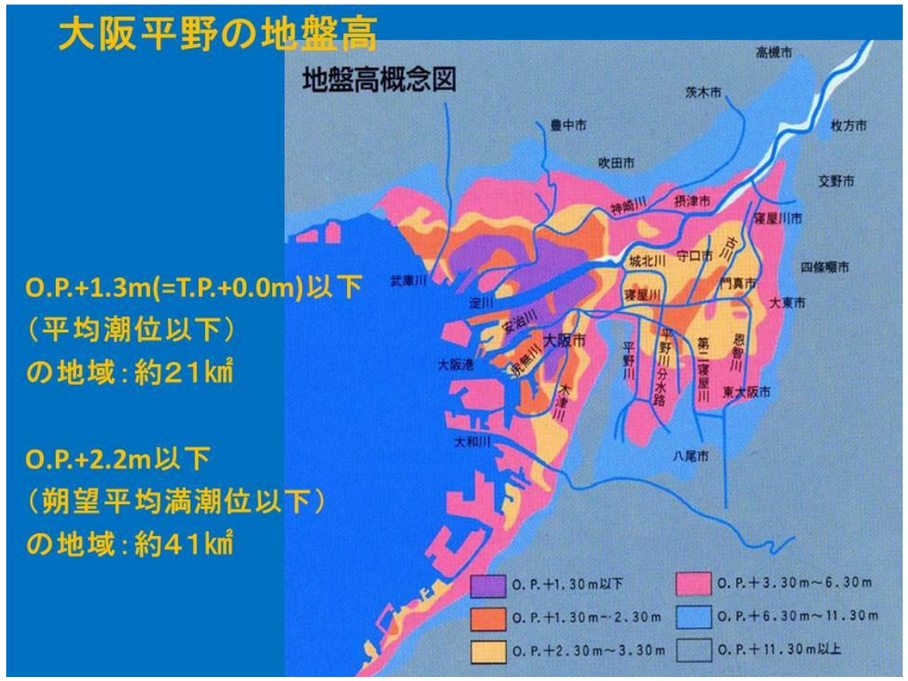 **図　大阪平野の地盤高** 出典：大阪府　「[津波・高潮ステーション]海より低いまち大阪」 (http://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/tsunami/tsuna-symbol.html) より

新（修正案）

第３節　地震規模、被害の想定

３－１　地震規模の想定

（１）上町断層帯による震度分布

佛念寺山断層、上町断層、長居断層、坂本断層、久米田池断層のすべてが活動し、上町断層の北端部から破壊が開始すると仮定し、その最大級（マグニチュード 7.8 程度）の地震を想定した、本市域における地震動の強さは下図のとおりである。

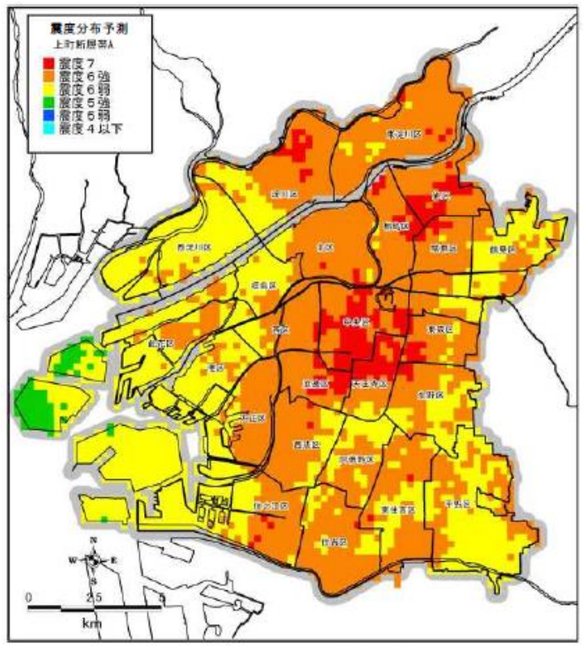

図　予測震度（上町断層帯地震）

出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）
（平成１９年３月）「被害想定の見直し」

（２）上町断層帯以外の断層等による震度分布

上町断層帯以外の断層等で、本市に影響を与えると考えられる生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯及び海溝型の南海トラフの活動による東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震を想定した、本市域における震度分布は下図のとおりである。

旧（令和５年４月）

第３節　地震規模、被害の想定

３－１　地震規模の想定

（１）上町断層帯による震度分布

佛念寺山断層、上町断層、長居断層、坂本断層、久米田池断層のすべてが活動し、上町断層の北端部から破壊が開始すると仮定し、その最大級（マグニチュード 7.8 程度）の地震を想定した、本市域における地震動の強さは下図のとおりである。

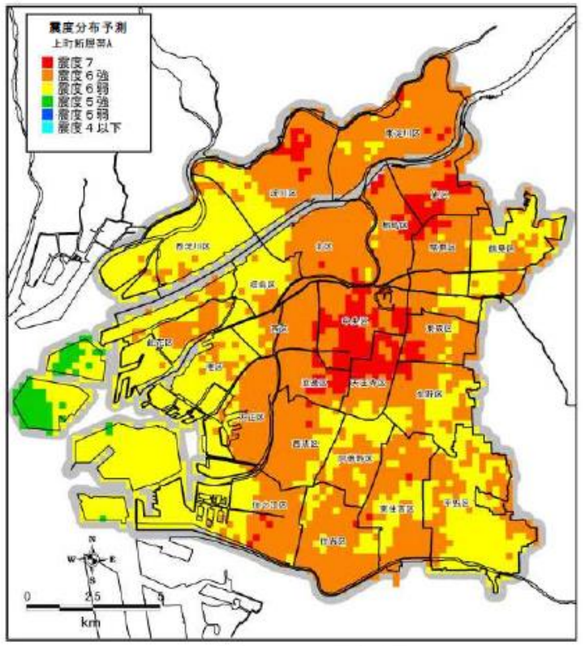

図　予測震度（上町断層帯地震）

出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）
（平成１９年３月）「被害想定の見直し」

（２）上町断層帯以外の断層等による震度分布

上町断層帯以外の断層等で、本市に影響を与えると考えられる生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯及び海溝型の南海トラフの活動による東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震を想定した、本市域における震度分布は下図のとおりである。

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）	旧（令和５年４月）
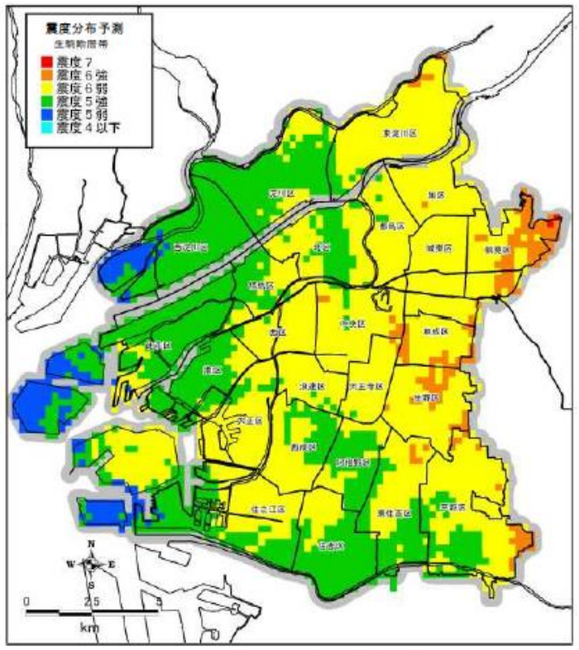 **図　予測震度（生駒断層帯地震）** 出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書） （平成１９年３月）「被害想定の見直し」	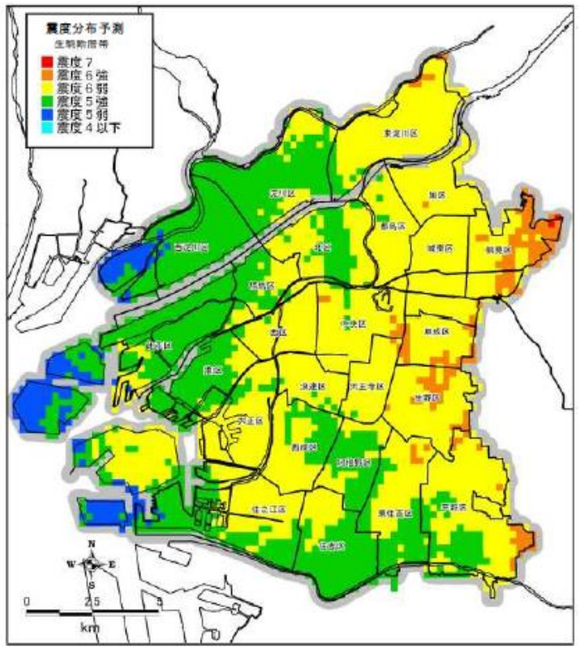 **図　予測震度（生駒断層帯地震）** 出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書） （平成１９年３月）「被害想定の見直し」

新（修正案）	旧（令和５年４月）
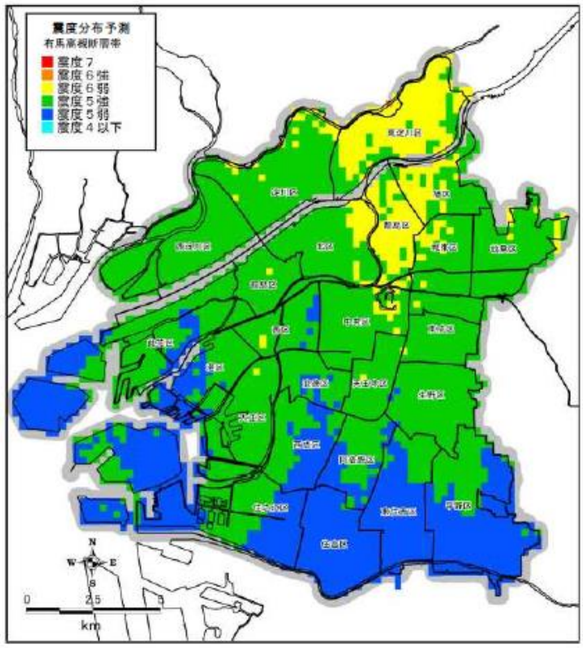 **図　予測震度（有馬高槻断層帯地震）** 出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書） （平成１９年３月）「被害想定の見直し」	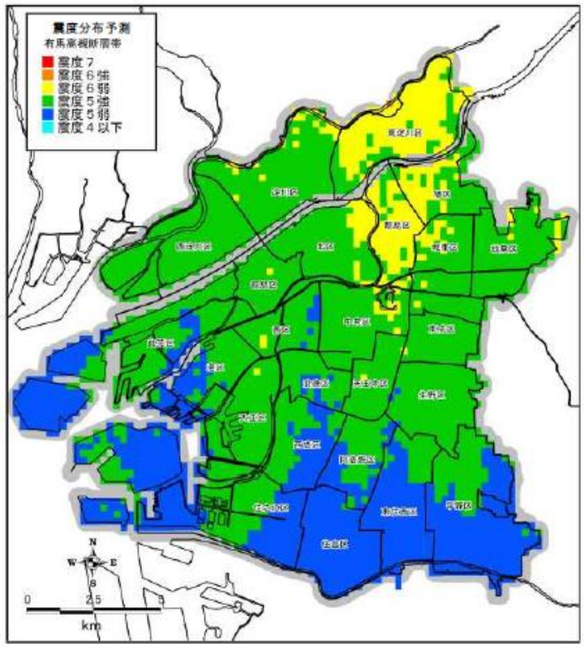 **図　予測震度（有馬高槻断層帯地震）** 出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書） （平成１９年３月）「被害想定の見直し」

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）	旧（令和５年４月）
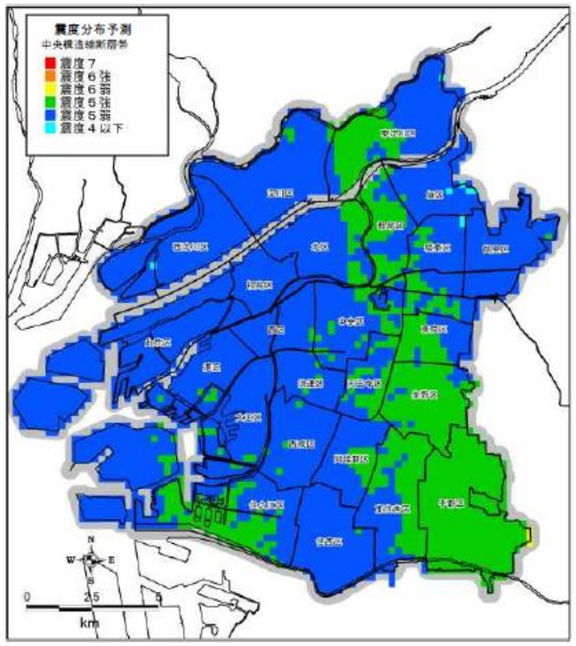 **図　予測震度（中央構造線断層帯地震）** 出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書） （平成１９年３月）「被害想定の見直し」	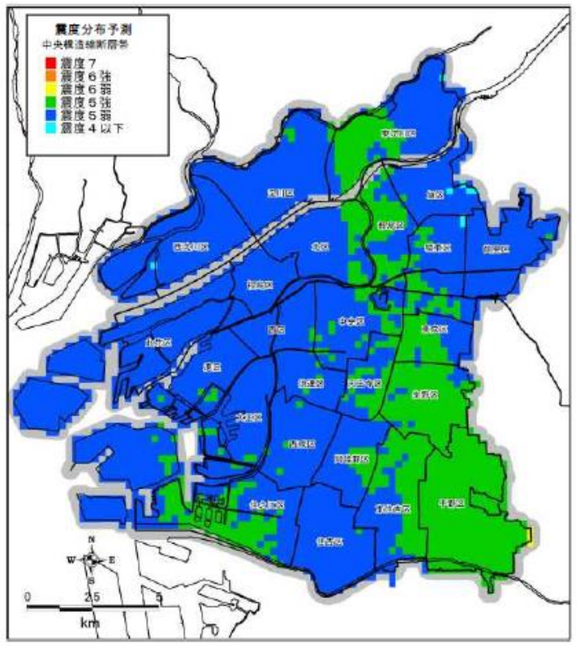 **図　予測震度（中央構造線断層帯地震）** 出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書） （平成１９年３月）「被害想定の見直し」

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）

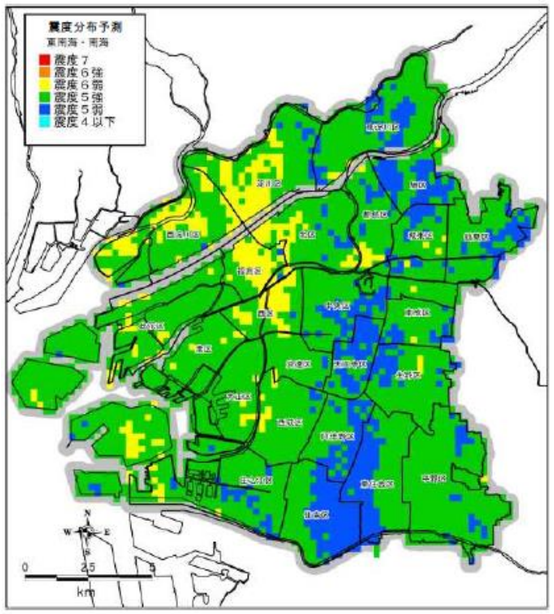

図　予測震度（東南海・南海地震）

出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）
（平成１９年３月）「被害想定の見直し」

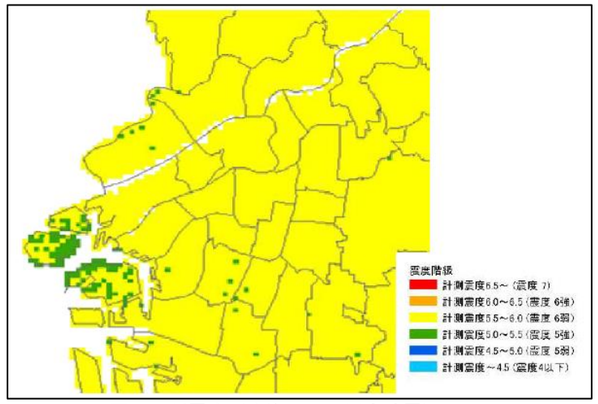

図　予測震度（南海トラフ巨大地震）

（出典：大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第３回：平成２５年８月８日）資料「震度分布」）

（３）津波

科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分ける。

ア　最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル１）

イ　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル２）

旧（令和５年４月）

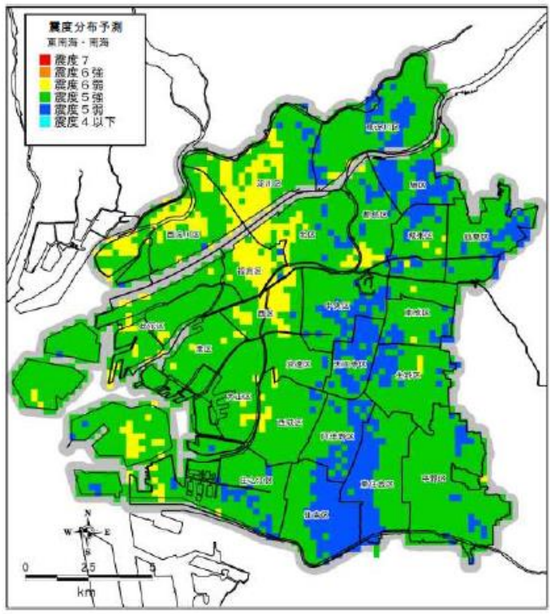

図　予測震度（東南海・南海地震）

出典：大阪府地震被害想定調査（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書）
（平成１９年３月）「被害想定の見直し」

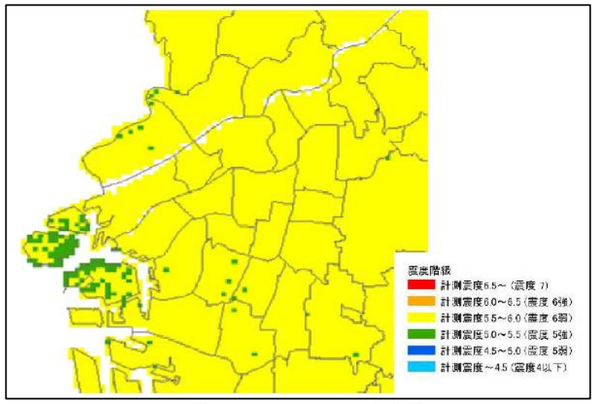

図　予測震度（南海トラフ巨大地震）

（出典：大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第３回：平成２５年８月８日）資料「震度分布」）

（３）津波

科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定したうえで2つのレベルの津波に分ける。

ア　最大クラスの津波に比べても発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル１）

イ　発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル２）

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）

表　想定される津波の高さ(注)

	南海トラフ巨大地震（H25.8）（レベル２）［海岸線から沖合約 30m 地点における津波水位］	【参考】東南海・南海地震（H19.3）（レベル１）	
		［海岸付近最大値］	［各区最大値］
此花区	O.P.+5.4m(T.P.+4.1m)<3.2m>	O.P.+4.1m(T.P.+2.8m)<2.0m>	O.P.+4.3m(T.P.+3.0m)<2.2m>
港区	O.P.+5.8m(T.P.+4.5m)<3.6m>	O.P.+4.5m(T.P.+3.2m)<2.4m>	O.P.+4.6m(T.P.+3.3m)<2.5m>
大正区	O.P.+5.9m(T.P.+4.6m)<3.7m>	O.P.+4.5m(T.P.+3.2m)<2.4m>	O.P.+5.0m(T.P.+3.7m)<2.9m>
西淀川区	O.P.+5.6m(T.P.+4.3m)<3.4m>	O.P.+4.1m(T.P.+2.8m)<2.0m>	O.P.+4.3m(T.P.+3.0m)<2.2m>
住之江区	O.P.+6.4m(T.P.+5.1m)<4.2m>	O.P.+4.5m(T.P.+3.2m)<2.4m>	O.P.+4.8m(T.P.+3.5m)<2.7m>

（注）　海岸に面している地区のみを公表（ただし想定場所は不明）、南海トラフ巨大地震（H25.8）と従来想定（H19.3）の場所は必ずしも同じではない。なお、< >内は満潮位からの高さ。(大阪市の満潮位 O.P.+2.2m)
※「O.P.」: 大阪湾最低潮位、「T.P.」: 東京湾平均海面（O.P.＝T.P.+1.3m）

表　想定される津波到達時間（地震発生後到達時間（分））（注１）

	南海トラフ巨大地震（H25.8）（＋１ｍの津波が来襲する時間）（注２）（レベル２）	【参考】東南海・南海地震（H19.3）（注３）（レベル１）
此花区	１１３	１０５
港区	１１４	１１５
大正区	１１７	１１５
西淀川区	１１６	１１５
住之江区	１１０	１０５

（注１）　地震の発生場所により、これよりも早く到達する可能性がある。
（注２）　この時間より前にも、＋１ｍより小さい津波は到達しており、津波による災害のおそれがある。
（注３）　津波が来襲し、水位が静水面より正値になった時間

旧（令和５年４月）

表　想定される津波の高さ(注)

	南海トラフ巨大地震（H25.8）（レベル２）［海岸線から沖合約 30m 地点における津波水位］	【参考】東南海・南海地震（H19.3）（レベル１）	
		［海岸付近最大値］	［各区最大値］
此花区	O.P.+5.4m(T.P.+4.1m)<3.2m>	O.P.+4.1m(T.P.+2.8m)<2.0m>	O.P.+4.3m(T.P.+3.0m)<2.2m>
港区	O.P.+5.8m(T.P.+4.5m)<3.6m>	O.P.+4.5m(T.P.+3.2m)<2.4m>	O.P.+4.6m(T.P.+3.3m)<2.5m>
大正区	O.P.+5.9m(T.P.+4.6m)<3.7m>	O.P.+4.5m(T.P.+3.2m)<2.4m>	O.P.+5.0m(T.P.+3.7m)<2.9m>
西淀川区	O.P.+5.6m(T.P.+4.3m)<3.4m>	O.P.+4.1m(T.P.+2.8m)<2.0m>	O.P.+4.3m(T.P.+3.0m)<2.2m>
住之江区	O.P.+6.4m(T.P.+5.1m)<4.2m>	O.P.+4.5m(T.P.+3.2m)<2.4m>	O.P.+4.8m(T.P.+3.5m)<2.7m>

（注）　海岸に面している地区のみを公表（ただし想定場所は不明）、南海トラフ巨大地震（H25.8）と従来想定（H19.3）の場所は必ずしも同じではない。なお、< >内は満潮位からの高さ。(大阪市の満潮位 O.P.+2.2m)
※「O.P.」: 大阪湾最低潮位、「T.P.」: 東京湾平均海面（O.P.＝T.P.+1.3m）

表　想定される津波到達時間（地震発生後到達時間（分））（注１）

	南海トラフ巨大地震（H25.8）（注２）（レベル２）	【参考】東南海・南海地震（H19.3）（注３）（レベル１）
此花区	１１３	１０５
港区	１１４	１１５
大正区	１１７	１１５
西淀川区	１１６	１１５
住之江区	１１０	１０５

（注１）　地震の発生場所により、これよりも早く到達する可能性がある。
（注２）　~~＋１ｍの津波が襲来する時間。（なお、~~この時間より前にも、＋１ｍより小さい津波は到達しており、津波による災害のおそれがある。~~）~~
（注３）　津波が来襲し、水位が静水面より正値になった時間

新（修正案）	旧（令和５年４月）
（４）液状化 本市域の地層、地下水位及び旧地形をもとに液状化の発生を予測した結果は下図のとおりである。 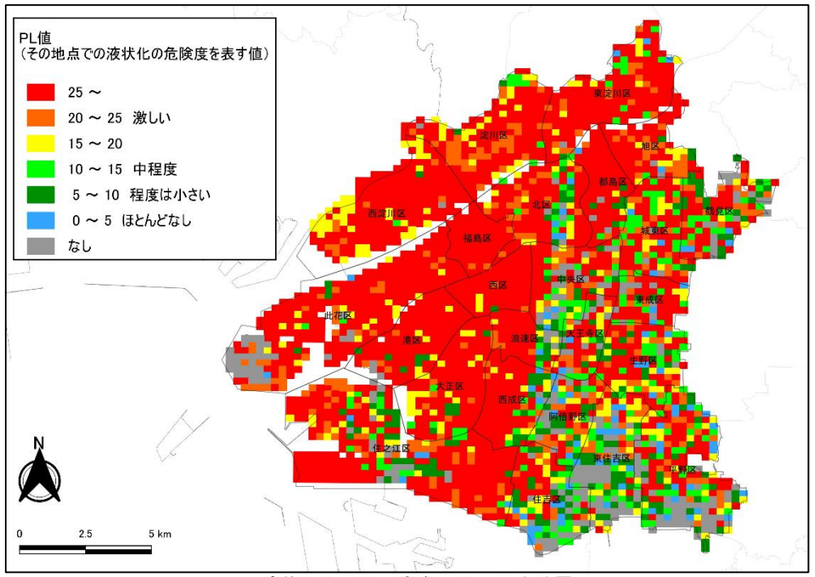 **図　液状化の予測（南海トラフ巨大地震）** 出典：大阪府　南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化可能性の詳細図を一部加工 （更新日：平成25年8月8日）	（４）液状化 本市域の地層、地下水位及び旧地形をもとに液状化の発生を予測した結果は下図のとおりである。 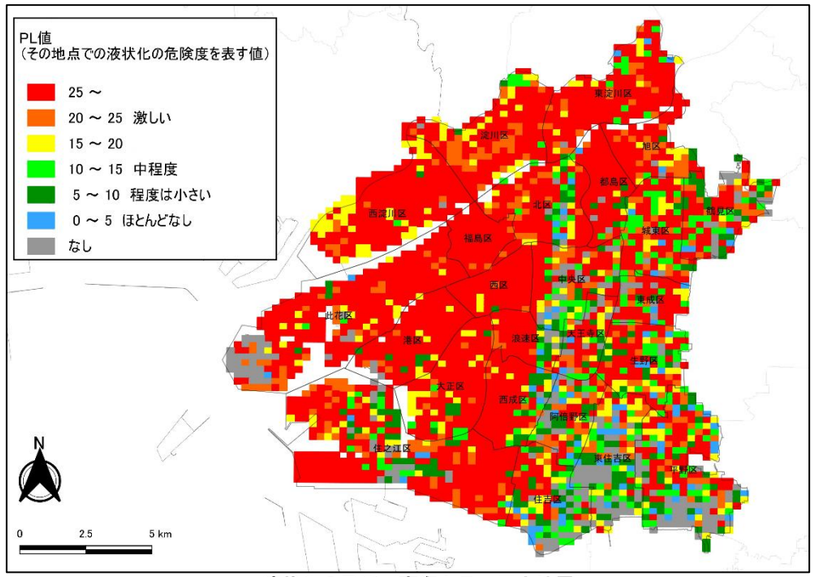 **図　液状化の予測（南海トラフ巨大地震）** 出典：大阪府　南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化可能性の詳細図を一部加工 （更新日：平成25年8月8日）

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）	旧（令和５年４月）
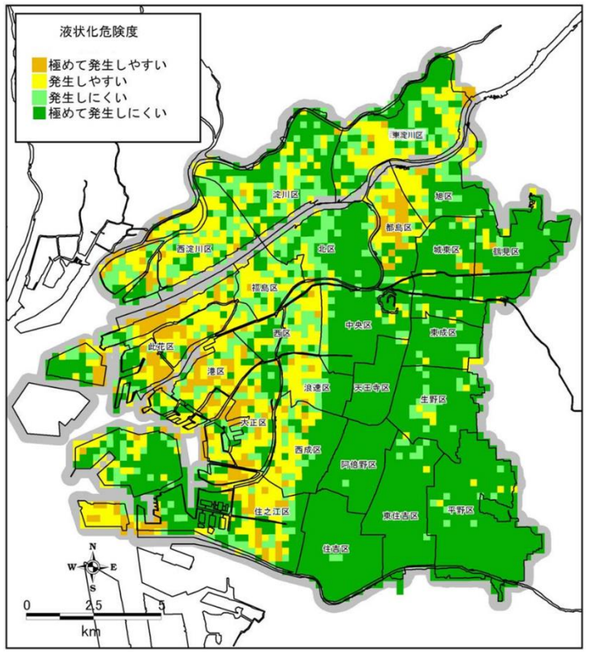 **図　液状化の予測（東南海・南海地震）** 出典：大阪府　自然災害総合防災対策検討委員会（平成 18 年 3 月）	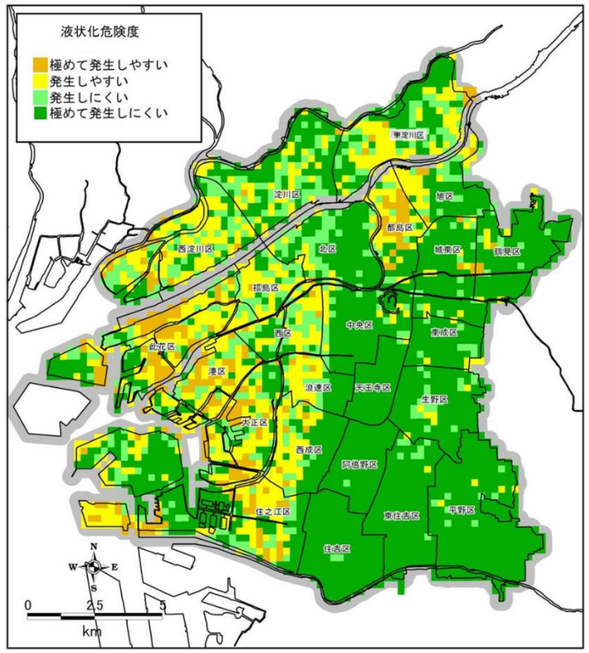 **図　液状化の予測（東南海・南海地震）** 出典：大阪府　自然災害総合防災対策検討委員会（平成 18 年 3 月）

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）

３－２　被害想定

（１）地震
本市域における地震による被害想定は次のとおりである。(注1)

表　地震による被害想定

項目			大阪市域への影響が考えられる地震					
			内陸活断層による地震				海溝型（プレート境界）の地震	
			上町断層帯地震	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	南海トラフ地震	
							東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震
地震規模（マグニチュード）			7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	9.0～9.1
発生確率(注２)			2～３%	0～0.2%	0～0.04%	0.06～14%	70～80%	
震度			5強～7	5弱～6強	5弱～6弱	4～5強	5弱～6弱	5強～6弱
建物被害		全壊棟数	166,800	62,800	4,700	700	8,500	78,900
		木造	145,700	58,200	4,400	600	8,000	71,100
		非木造	21,100	4,600	300	100	500	7,800
		半壊棟数	109,900	72,300	9,700	1,700	17,700	217,100
		木造	82,200	59,700	8,400	1,400	15,200	164,900
		非木造	27,700	12,600	1,300	300	2,500	52,200
火災(注３)	炎上出火	1日	325件	81件	4件	0	6件	ー(注５)
		1時間	162件	41件	2件	0	3件	ー(注５)
	残火災		6件(注４)	0	0	0	0	ー(注５)
ライフライン被害	電力	停電率	約64%	約7%	約1%	約0.1%	約2%	約49%
		停電軒数	約983千軒	約105千軒	約10千軒	約1千軒	約26千軒	約720千軒
		復旧期間	約1週間	約6日	約2日	約1日	約1日	約1週間
	ガス	供給停止率	約81%	約32%	0%	0%	0%	約53%
		供給停止戸数	1,195千戸	475千戸	0	0	0	約704千戸
		復旧期間	約2～3ヶ月	約 0.5～1.5ヶ月	約 0.5～1.5ヶ月	約2週間	ー	約1ヶ月(注６)
	水道	水道断水率(注7)	約45%	約45%	約22%	約11%	約20%	約30%(注8)
		断水人口	1,215千人	1,215千人	594千人	297千人	540千人	848千人
		復旧期間	約3週間	約3週間	約10日	約1週間	約1週間	約2週間(注9)
	下水道	下水道機能支障率	ー	ー	ー	ー	ー	約5.4%
		機能支障人口						144千人
		復旧期間	ー	ー	ー	ー	ー	約1週間

旧（令和５年４月）

３－２　被害想定

（１）地震
本市域における地震による被害想定は次のとおりである。(注1)

表　地震による被害想定

項目			大阪市域への影響が考えられる地震					
			内陸活断層による地震				海溝型（プレート境界）の地震	
			上町断層帯地震	生駒断層帯地震	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	南海トラフ地震	
							東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震
地震規模（マグニチュード）			7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1	7.9～8.6	9.0～9.1
発生確率(注２)			2～３%	0～0.2%	0～0.03%	0.06～14%	70～80%	
震度			5強～7	5弱～6強	5弱～6弱	4～5強	5弱～6弱	5強～6弱
建物被害		全壊棟数	166,800	62,800	4,700	700	8,500	78,900
		木造	145,700	58,200	4,400	600	8,000	71,100
		非木造	21,100	4,600	300	100	500	7,800
		半壊棟数	109,900	72,300	9,700	1,700	17,700	217,100
		木造	82,200	59,700	8,400	1,400	15,200	164,900
		非木造	27,700	12,600	1,300	300	2,500	52,200
火災(注３)	炎上出火	1日	325件	81件	4件	0	6件	ー(注５)
		1時間	162件	41件	2件	0	3件	ー(注５)
	残火災		6件(注４)	0	0	0	0	ー(注５)
ライフライン被害	電力	停電率	約64%	約7%	約1%	約0.1%	約2%	約49%
		停電軒数	約983千軒	約105千軒	約10千軒	約1千軒	約26千軒	約720千軒
		復旧期間	約1週間	約6日	約2日	約1日	約1日	約1週間
	ガス	供給停止率	約81%	約32%	0%	0%	0%	約53%
		供給停止戸数	1,195千戸	475千戸	0	0	0	約704千戸
		復旧期間	約2～3ヶ月	約 0.5～1.5ヶ月	約 0.5～1.5ヶ月	約2週間	ー	約1ヶ月(注６)
	水道	水道断水率(注7)	約45%	約45%	約22%	約11%	約20%	約30%(注8)
		断水人口	1,215千人	1,215千人	594千人	297千人	540千人	848千人
		復旧期間	約3週間	約3週間	約10日	約1週間	約1週間	約2週間(注9)
	下水道	下水道機能支障率	ー	ー	ー	ー	ー	約5.4%
		機能支障人口						144千人
		復旧期間	ー	ー	ー	ー	ー	約1週間

新（修正案）

	電話	固定電話不通率	約 13%	約 2%	約 0.9%	約 0.2%	0%	約 48%
		不通契約件数	約 525 千回線	約 64 千回線	約 35 千回線	約 9 千回線	0	約 533 千回線
		復旧期間	約 2 週間	約 2 週間	約 2 週間	約 5 日	―	約 1 ヶ月
人的被害	死者（人）		8,500	1,400	～100	0	～100	119,600
	負傷者（人）		41,000	37,800	6,100	900	10,300	53,600
避難所生活者（人）			343,500	148,300	16,000	3,000	28,300	821,200

（注１）　上表の数字は、概ね、大阪府自然災害総合防災対策検討委員会（平成 17 年度、18 年度）における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。なお、南海トラフ巨大地震に係る数値については、概ね「大阪府防災会議　南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成 25 年度）」における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。
（注２）　発生確率（今後 30 年以内）は、文部科学省所管の地震調査研究推進本部による令和６年１月１日を算定基準日とした評価である。
（注３）　火災は、冬季夕刻・風速 5.3m/s で想定した。「炎上出火」は、地震後に出火した火災のうち家人、隣人等による初期消火活動で消火できずに残った火災であり、「残火災」は、炎上出火（1 時間）のうち、大規模地震下で自主防災組織が機能しなかった場合を想定し自主防災組織の活動を考慮せず、公設消防のみの消火活動で消火できずに残った火災である。
（注４）　自主防災組織が公設消防と協同して消火活動した場合の想定は 0 件である。
（注５）　他の地震との想定条件が異なるため「－」と記載
（注６）　ガスにおける復旧期間は供給停止戸数より全半壊戸数を除いた個数を対象としている。また、電力及びガスの想定については、それぞれ関西電力及び大阪ガスで実施されたものである。
（注７）　水道の被害想定は、地盤条件に基づく詳細解析により大阪市水道局で算出したものである。
（注８）　津波遡上による影響を除く
（注９）　道路啓開を含め、津波による被害が解消されてからの日数

旧（令和５年４月）

	電話	固定電話不通率	約 13%	約 2%	約 0.9%	約 0.2%	0%	約 48%
		不通契約件数	約 525 千回線	約 64 千回線	約 35 千回線	約 9 千回線	0	約 533 千回線
		復旧期間	約 2 週間	約 2 週間	約 2 週間	約 5 日	―	約 1 ヶ月
人的被害	死者（人）		8,500	1,400	～100	0	～100	119,600
	負傷者（人）		41,000	37,800	6,100	900	10,300	53,600
避難所生活者（人）			343,500	148,300	16,000	3,000	28,300	821,200

（注１）　上表の数字は、概ね、大阪府自然災害総合防災対策検討委員会（平成 17 年度、18 年度）における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。なお、南海トラフ巨大地震に係る数値については、概ね「大阪府防災会議　南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（平成 25 年度）」における考え方に基づくもので、大阪市内における数値を抜粋したものである。
（注２）　発生確率（今後 30 年以内）は、文部科学省所管の地震調査研究推進本部による令和５年１月１日を算定基準日とした評価である。
（注３）　火災は、冬季夕刻・風速 5.3m/s で想定した。「炎上出火」は、地震後に出火した火災のうち家人、隣人等による初期消火活動で消火できずに残った火災であり、「残火災」は、炎上出火（1 時間）のうち、大規模地震下で自主防災組織が機能しなかった場合を想定し自主防災組織の活動を考慮せず、公設消防のみの消火活動で消火できずに残った火災である。
（注４）　自主防災組織が公設消防と協同して消火活動した場合の想定は 0 件である。
（注５）　他の地震との想定条件が異なるため「－」と記載
（注６）　ガスにおける復旧期間は供給停止戸数より全半壊戸数を除いた個数を対象としている。また、電力及びガスの想定については、それぞれ関西電力及び大阪ガスで実施されたものである。
（注７）　水道の被害想定は、地盤条件に基づく詳細解析により大阪市水道局で算出したものである。
（注８）　津波遡上による影響を除く
（注９）　道路啓開を含め、津波による被害が解消されてからの日数

新（修正案）

（２）津波

ア　レベル１（東南海・南海地震）

津波による本市域における浸水被害は、四国沖でマグニチュード８．６程度の海溝型地震が発生した場合を想定しており、これについては、防潮扉及び水門を閉鎖することにより、ほとんどないと想定されるが、夜間、初期初動体制で閉鎖を必要とする常時開放されている防潮扉及び水門については閉鎖できない可能性があることを考慮し、開放したものとして以下のとおり想定した。

この他に、地震による揺れ、液状化及び漂流物等の衝突によって発生する防潮扉、水門及び護岸等の一部損壊に伴い、海水の越水や侵入による浸水被害が生じる可能性も考えられる。

図　東南海・南海地震津波浸水予測

出典：東南海・南海地震津波対策検討委員会（平成１５年度）検討結果

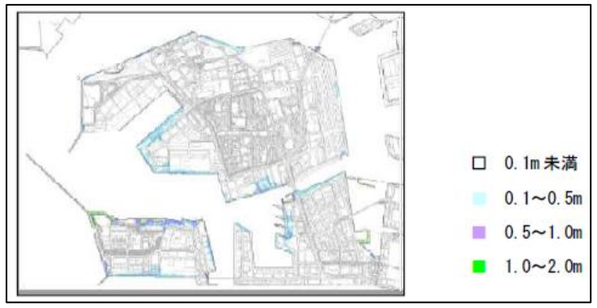

図　咲洲地区における東南海・南海地震津波浸水予測（平成 21 年度）

出典：大阪港湾局　咲州地区の防災対策「南港大橋北詰における津波防護対策について」より一部加工

旧（令和５年４月）

（２）津波

ア　レベル１（東南海・南海地震）

津波による本市域における浸水被害は、四国沖でマグニチュード８．６程度の海溝型地震が発生した場合を想定しており、これについては、防潮扉及び水門を閉鎖することにより、ほとんどないと想定されるが、夜間、初期初動体制で閉鎖を必要とする常時開放されている防潮扉及び水門については閉鎖できない可能性があることを考慮し、開放したものとして以下のとおり想定した。

この他に、地震による揺れ、液状化及び漂流物等の衝突によって発生する防潮扉、水門及び護岸等の一部損壊に伴い、海水の越水や侵入による浸水被害が生じる可能性も考えられる。

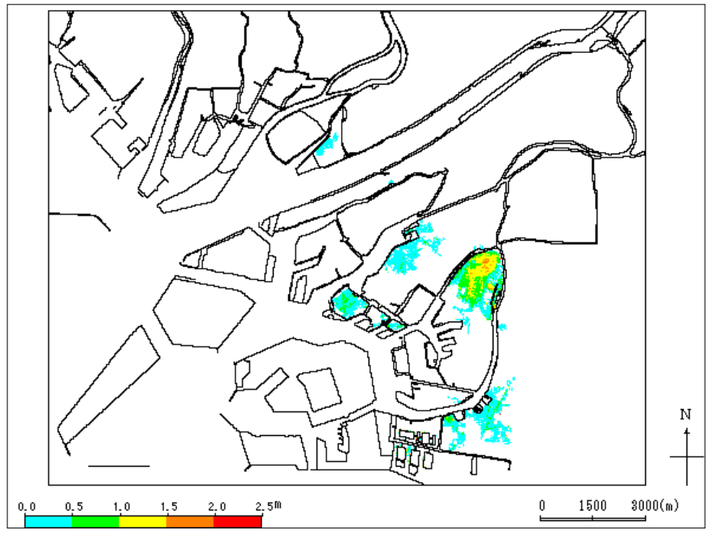

図　東南海・南海地震津波浸水予測

出典：東南海・南海地震津波対策検討委員会（平成１５年度）検討結果

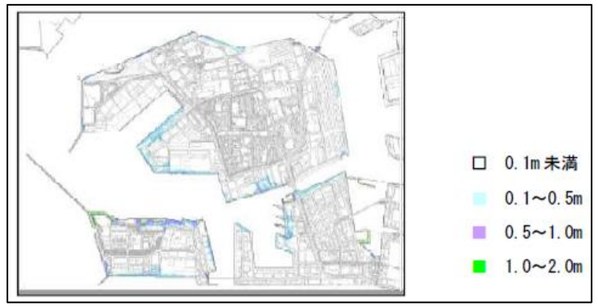

図　咲洲地区における東南海・南海地震津波浸水予測（平成 21 年度）

出典：大阪港湾局　咲州地区の防災対策「南港大橋北詰における津波防護対策について」より一部加工

新（修正案）	旧（令和５年４月）
イ　レベル２（南海トラフ巨大地震） 津波による本市域における浸水被害は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデル（マグニチュード９．１）として、内閣府「南海トラフ巨大地震モデル検討会」が公表した11のケースから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられる４つのケースを選定した。 これら４ケースごとに、防潮堤等の沈下や、防潮施設（水門・鉄扉等）の開閉を考慮した３つのシミュレーション結果を重ね合わせ（４ケース×３条件＝12ケース）、浸水域と浸水深を推計した。 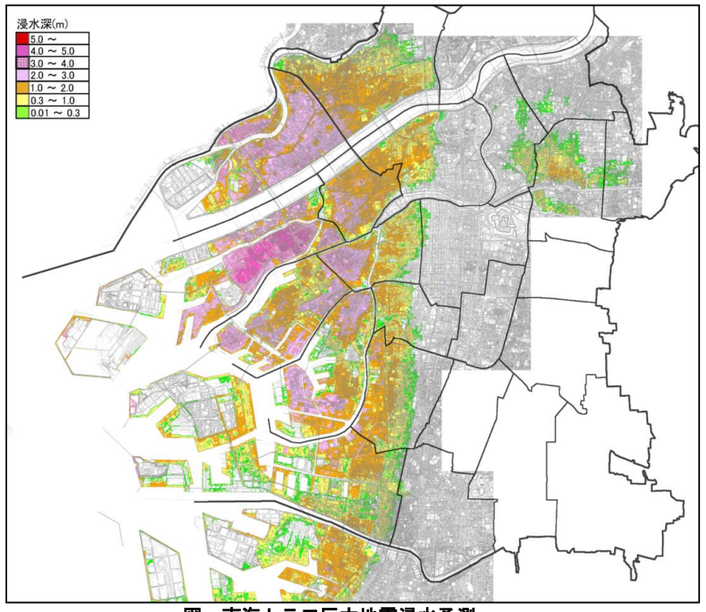 **図　南海トラフ巨大地震浸水予測** 出典：大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第３回：平成 25 年８月８日）資料「大阪府津波浸水想定（全体図）」	イ　レベル２（南海トラフ巨大地震） 津波による本市域における浸水被害は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデル（マグニチュード９．１）として、内閣府「南海トラフ巨大地震モデル検討会」が公表した11のケースから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられる４つのケースを選定した。 これら４ケースごとに、防潮堤等の沈下や、防潮施設（水門・鉄扉等）の開閉を考慮した３つのシミュレーション結果を重ね合わせ（４ケース×３条件＝12ケース）、浸水域と浸水深を推計した。 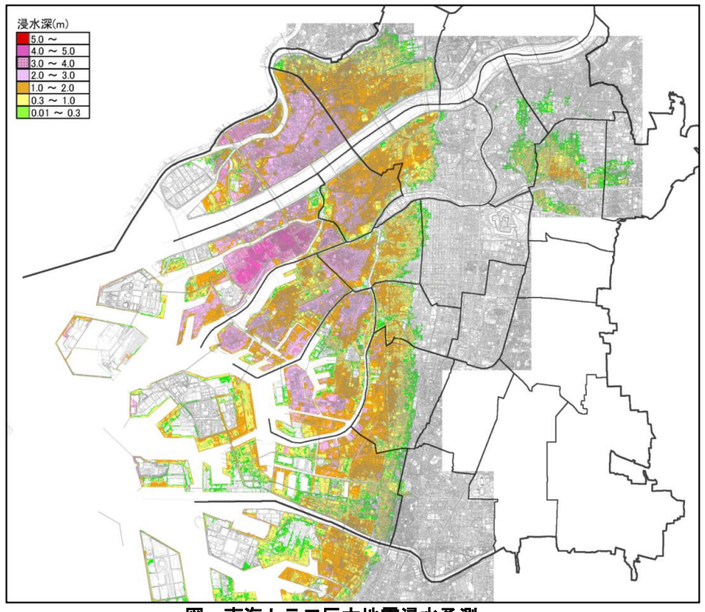 **図　南海トラフ巨大地震浸水予測** 出典：大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第３回：平成 25 年８月８日）資料「大阪府津波浸水想定（全体図）」

新（修正案）

ウ　防潮堤の沈下等による浸水（南海トラフ巨大地震）

地震の揺れによる堤防沈下等により津波到達前に浸水が始まる場合を想定（地震の揺れによる防潮堤の沈下等により、朔望平均満潮位からの津波到達前の浸水）

※津波により浸水が始まる危険性のある水門外の防潮堤および水門内で満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤の対策は完了済みであるが、計画以上の津波の発生等の可能性があるため、高いところへの避難が必要である。

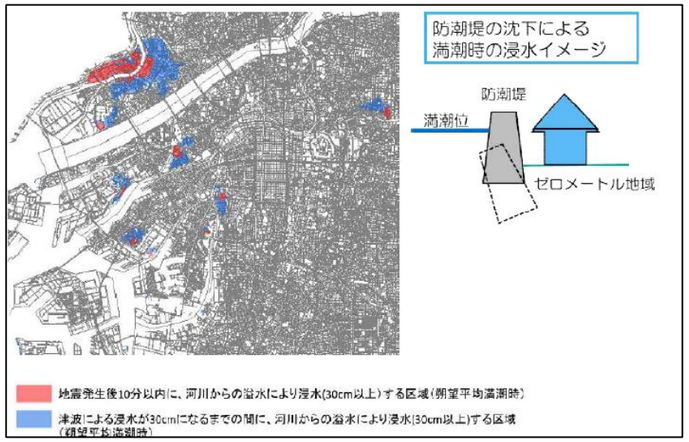

図　津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域

出典：大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第４回：平成２５年１０月３０日）資料
「大阪府域の被害想定について（人的被害・建物被害）P22」

【参考】

表　南海トラフ巨大地震に係る「堤防沈下等」、「津波」による死者数

		北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	浪速
早期避難率低※3	堤防沈下等※1	0	0	187	1,398	0	413	1,121	213	414
	津波※2	16,198	153	8,404	7,873	1	19,833	8,744	6,647	845
避難迅速化※4	堤防沈下等※1	0	0	2	591	0	38	421	103	308
	津波※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		西淀川	淀川	城東	鶴見	住之江	住吉	西成	計
早期避難率低※3	堤防沈下等※1	12,978	37	2,179	0	25	0	9	18,974
	津波※2	6,746	13,511	876	9	5,006	40	5,489	100,375
避難迅速化※4	堤防沈下等※1	5,665	24	730	0	0	0	0	7,882
	津波※2	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：平成 25 年度 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料

※1、2　堤防沈下等による被害は、地震発生と朔望平均満潮時が重なる条件の下、津波による浸水が 30cm になるまでの間に、防潮堤の沈下等に伴い、河川からの溢水による浸水（30cm）で発生すると予想されるもの

旧（令和５年４月）

ウ　防潮堤の沈下等による浸水（南海トラフ巨大地震）

地震の揺れによる堤防沈下等により津波到達前に浸水が始まる場合を想定（地震の揺れによる防潮堤の沈下等により、朔望平均満潮位からの津波到達前の浸水）

※津波により浸水が始まる危険性のある水門外の防潮堤および水門内で満潮時に地震直後から浸水が始まる危険性のある防潮堤の対策は完了済みであるが、計画以上の津波の発生等の可能性があるため、高いところへの避難が必要である。

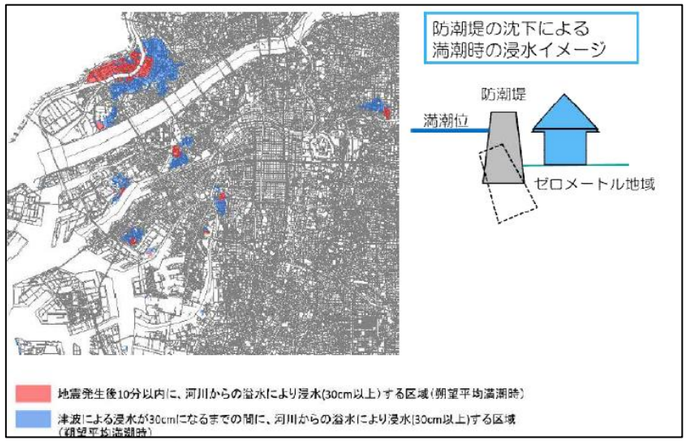

図　津波が到達するまでに、防潮堤の沈下等により浸水する区域

出典：大阪府 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会（第４回：平成２５年１０月３０日）資料
「大阪府域の被害想定について（人的被害・建物被害）P22」

【参考】

表　南海トラフ巨大地震に係る「堤防沈下等」、「津波」による死者数

		北	都島	福島	此花	中央	西	港	大正	浪速
早期避難率低※3	堤防沈下等※1	0	0	187	1,398	0	413	1,121	213	414
	津波※2	16,198	153	8,404	7,873	1	19,833	8,744	6,647	845
避難迅速化※4	堤防沈下等※1	0	0	2	591	0	38	421	103	308
	津波※2	0	0	0	0	0	0	0	0	0

		西淀川	淀川	城東	鶴見	住之江	住吉	西成	計
早期避難率低※3	堤防沈下等※1	12,978	37	2,179	0	25	0	9	18,974
	津波※2	6,746	13,511	876	9	5,006	40	5,489	100,375
避難迅速化※4	堤防沈下等※1	5,665	24	730	0	0	0	0	7,882
	津波※2	0	0	0	0	0	0	0	0

出典：平成 25 年度 大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料

※1、2　堤防沈下等による被害は、地震発生と朔望平均満潮時が重なる条件の下、津波による浸水が 30cm になるまでの間に、防潮堤の沈下等に伴い、河川からの溢水による浸水（30cm）で発生すると予想されるもの

新（修正案）

※3、4

	避難行動別の比率		
	避難する		切迫避難あるいは避難しない
	直接避難	用事後避難	
避難開始時間	発災５分後	発災 15 分後	津波到達後
避難迅速化	100%	0%	0%
早期避難率低	20%	50%	30%

※夜間（夕方）については、避難開始をそれぞれ５分加算

（３）風水害

ア　雨水出水（内水）による災害

水防法（昭和24年法律第193号）第13条の２第２項の規定により、雨水出水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した排水施設等が、雨水を排除できなくなった場合または排水施設等から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合を想定する。

浸水区域と水深を以下に示す。

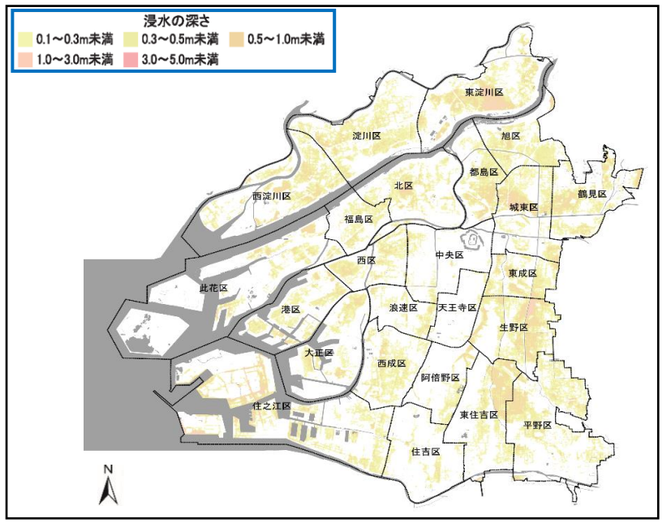

図　内水氾濫した場合の浸水想定区域図

出典：令和３年３月　建設局公表浸水想定区域図を加工

イ　洪水（河川氾濫）による災害

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 10 条第２項及び第 11 条第２項に基づき河川管理者が指定する洪水予報河川及び第 13 条第１項及び第２項に基づき河川管理者が指定する水位周知河川において、各河川管理者が河川氾濫による災害を想定する。

想定する災害の規模は、第 14 条第１項に基づき想定最大規模降雨とする。

浸水想定区域図を以下に示す。

旧（令和５年４月）

※3、4

	避難行動別の比率		
	避難する		切迫避難あるいは避難しない
	直接避難	用事後避難	
避難開始時間	発災５分後	発災 15 分後	津波到達後
避難迅速化	100%	0%	0%
早期避難率低	20%	50%	30%

※夜間（夕方）については、避難開始をそれぞれ５分加算

（３）風水害

ア　雨水出水（内水）による災害

水防法（昭和24年法律第193号）第13条の２第２項の規定により、雨水出水により相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した排水施設等が、雨水を排除できなくなった場合~~又は~~排水施設等から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合を想定する。

浸水区域と水深を以下に示す。

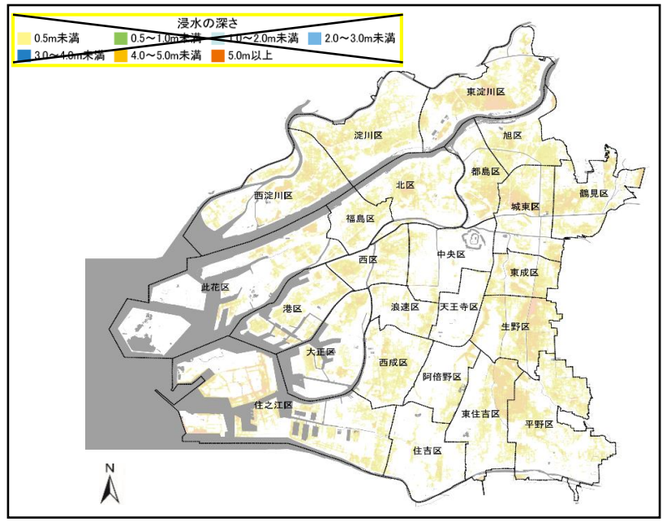

図　内水氾濫した場合の浸水想定区域図

出典：令和３年３月　建設局公表浸水想定区域図を加工

イ　洪水（河川氾濫）による災害

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 10 条第２項及び第 11 条第２項に基づき河川管理者が指定する洪水予報河川及び第 13 条第１項及び第２項に基づき河川管理者が指定する水位周知河川において、各河川管理者が河川氾濫による災害を想定する。

想定する災害の規模は、第 14 条第１項に基づき想定最大規模降雨とする。

浸水想定区域図を以下に示す。

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）

（ア）淀川

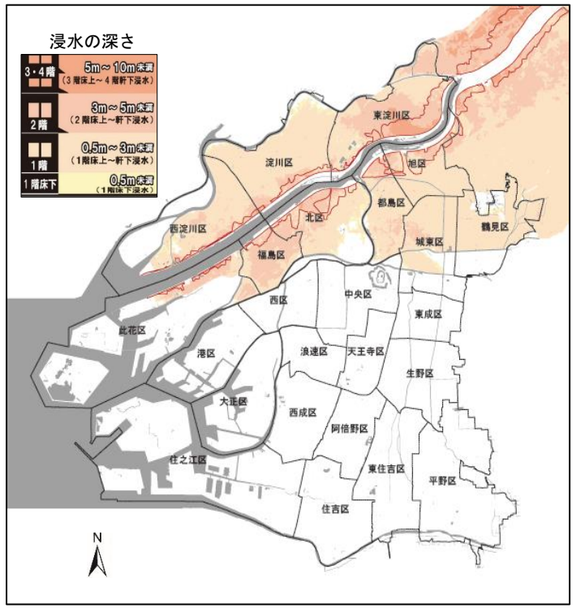

図　淀川が氾濫した場合の浸水想定区域図
出典：平成 29 年６月　淀川河川事務所公表浸水想定区域図を加工

（イ）大和川

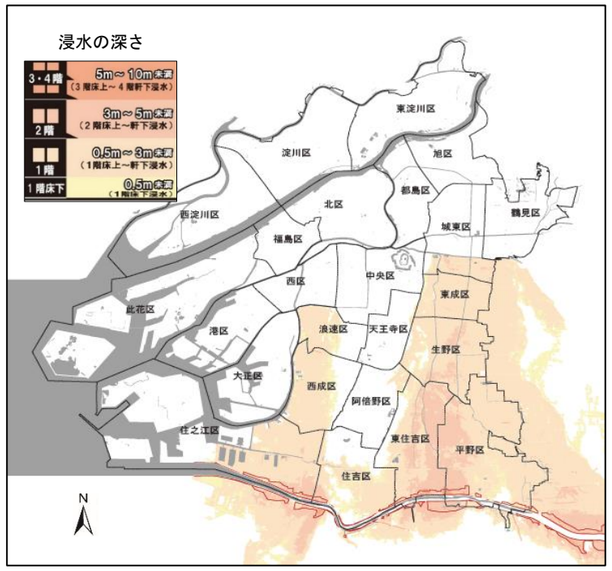

図　大和川が氾濫した場合の浸水想定区域図
出典：平成 28 年５月　大和川河川事務所公表浸水想定区域図を加工

旧（令和５年４月）

（ア）淀川

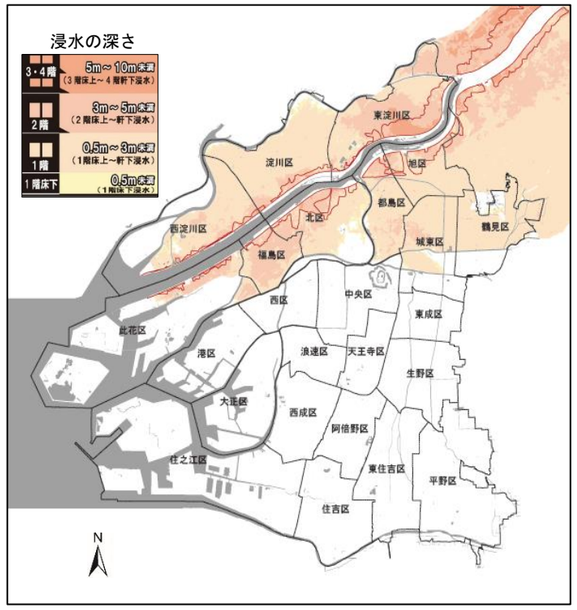

図　淀川が氾濫した場合の浸水想定区域図
出典：平成 29 年６月　淀川河川事務所公表浸水想定区域図を加工

（イ）大和川

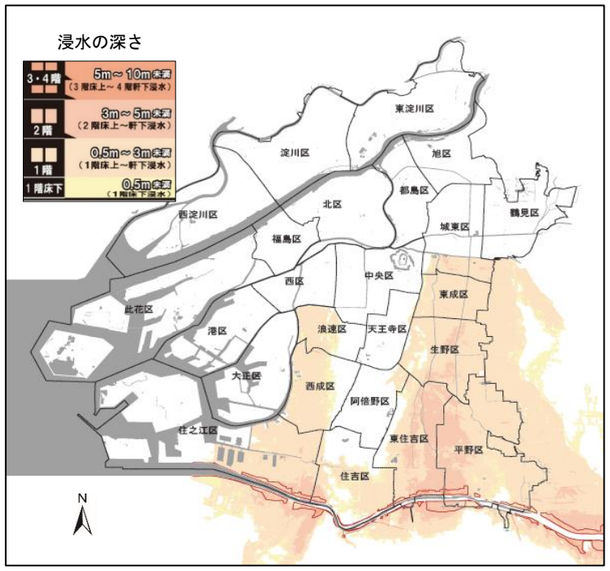

図　大和川が氾濫した場合の浸水想定区域図
出典：平成 28 年５月　大和川河川事務所公表浸水想定区域図を加工

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）

（ウ）神崎川・天竺川・高川

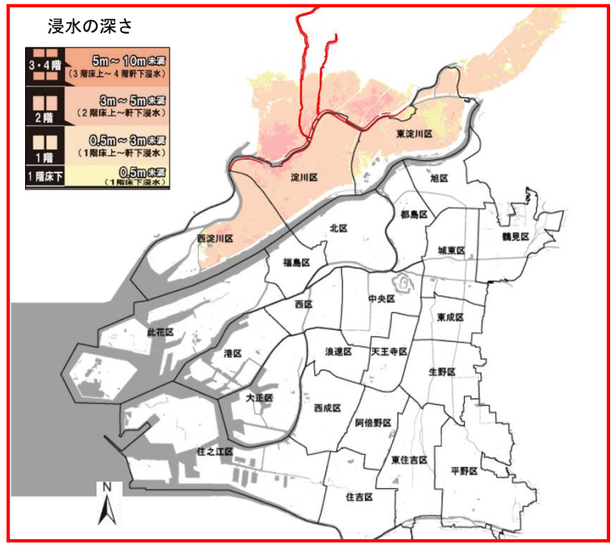

図　神崎川が氾濫した場合の浸水想定区域図

出典：令和５年 12 月　大阪府西大阪治水事務所公表浸水想定区域図、
令和２年１月　大阪府池田土木事務所及び茨木土木事務所公表浸水想定区域図
を加工

（エ）安威川

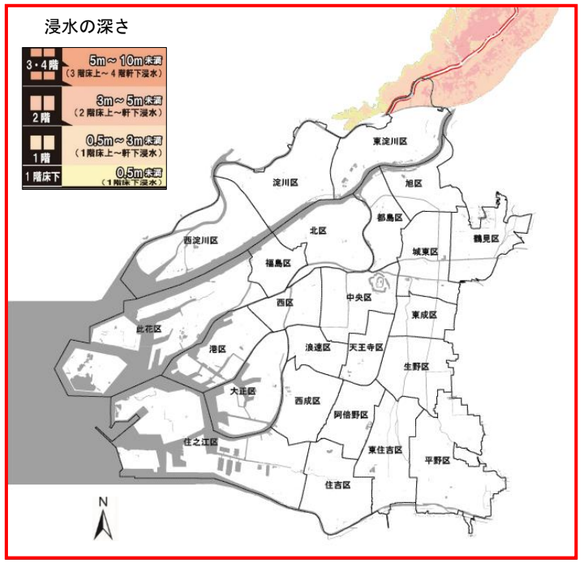

図　安威川が氾濫した場合の浸水想定区域図

出典：令和５年 12 月　大阪府茨木土木事務所公表浸水想定区域図を加工

旧（令和５年４月）

（ウ）神崎川・天竺川・高川

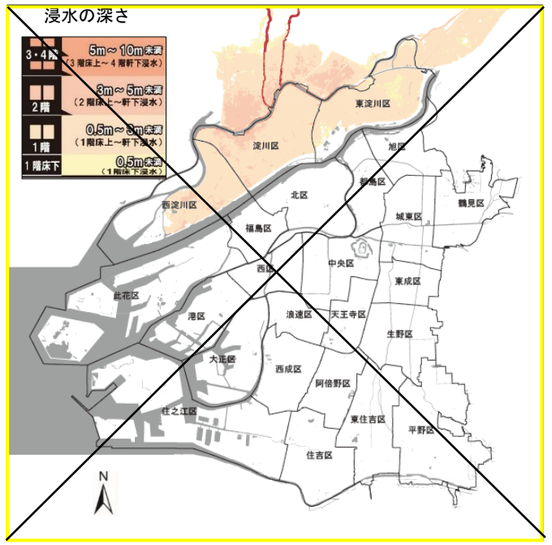

図　神崎川が氾濫した場合の浸水想定区域図

出典：令和~~２~~年~~１~~月　大阪府西大阪治水事務所公表浸水想定区域図を加工

（エ）安威川

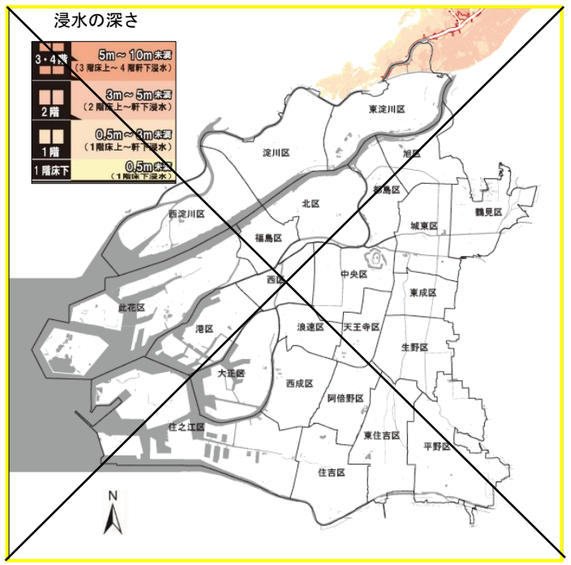

図　安威川が氾濫した場合の浸水想定区域図

出典：令和~~２~~年~~３~~月　大阪府茨木土木事務所公表浸水想定区域図を加工

新（修正案）

（オ）寝屋川流域

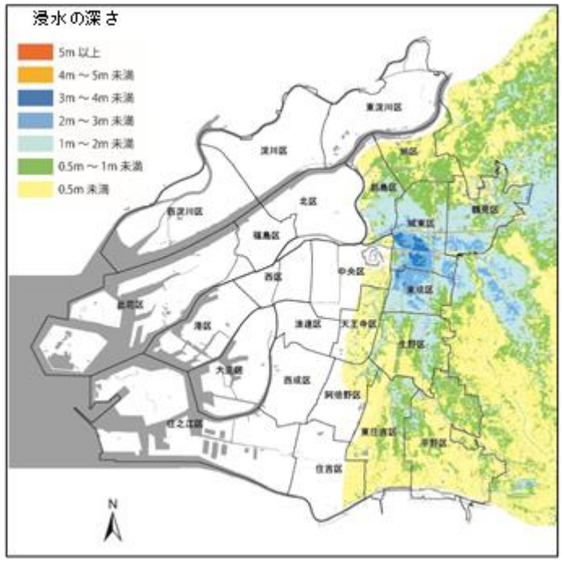

図　寝屋川水系が氾濫した場合の浸水想定区域図
出典：平成 31 年３月　大阪府寝屋川水系改修工営所公表の浸水想定区域図を加工

（カ）東除川・西除川

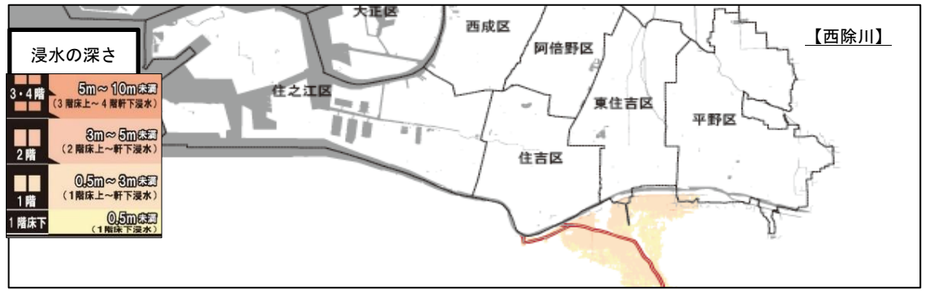

図　東除川・西除川が氾濫した場合の浸水想定区域図
出典：令和元年 11 月　大阪府富田林土木事務所公表浸水想定区域図を一部加工

旧（令和５年４月）

（オ）寝屋川流域

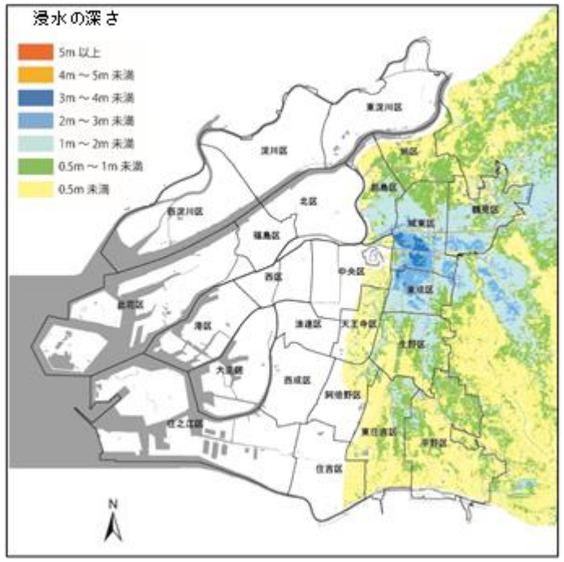

図　寝屋川水系が氾濫した場合の浸水想定区域図
出典：平成 31 年３月　大阪府寝屋川水系改修工営所公表の浸水想定区域図を加工

（カ）東除川・西除川

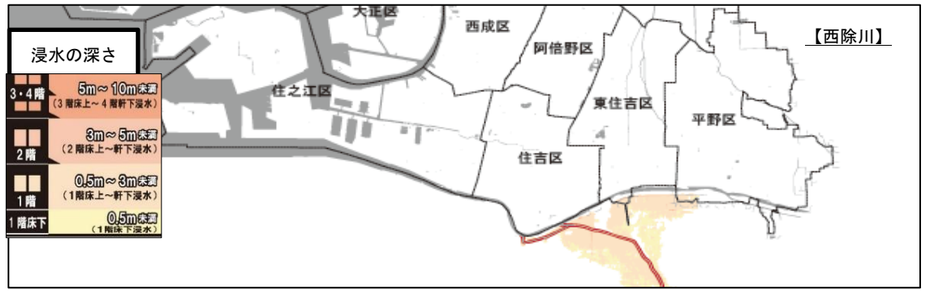

図　東除川・西除川が氾濫した場合の浸水想定区域図
出典：令和元年 11 月　大阪府富田林土木事務所公表浸水想定区域図を一部加工

新（修正案）

（キ）石川

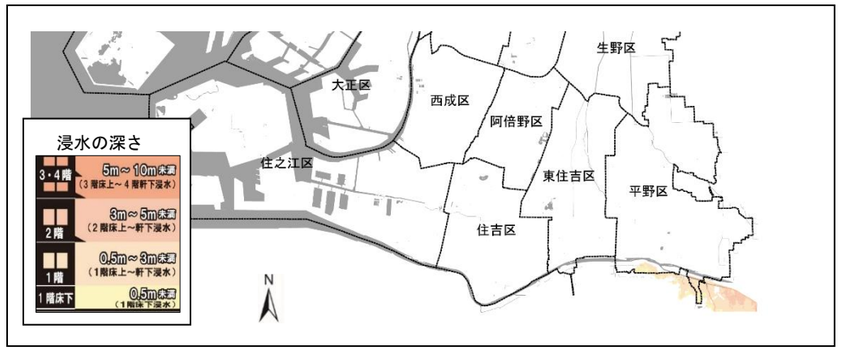

図　石川が氾濫した場合の浸水想定区域図
出典：令和３年１月　大阪府富田林土木事務所公表浸水想定区域図を一部加工

（ク）旧淀川流域等の河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）

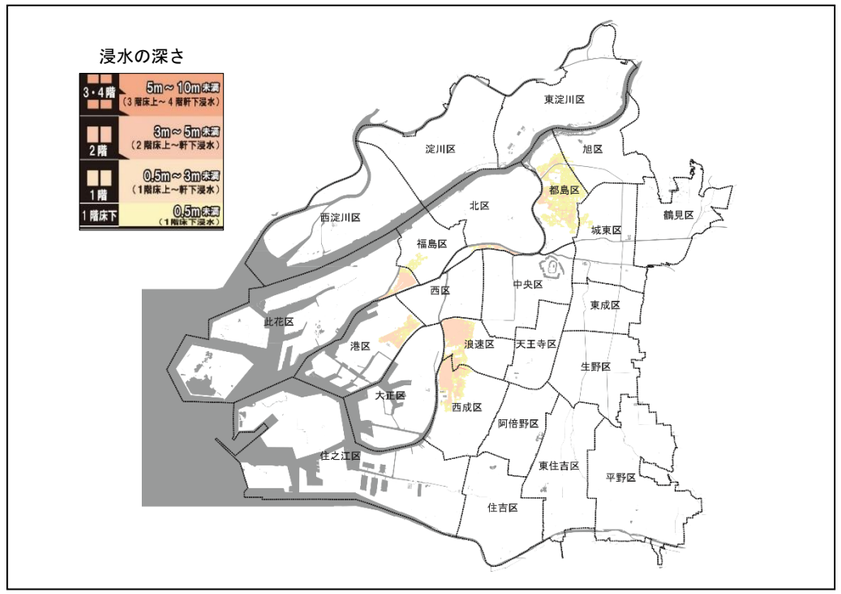

図　旧淀川流域等の河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）が氾濫した場合の浸水想定区域図
出典：令和４年２月　大阪府西大阪治水事務所公表浸水想定区域図を一部加工

旧（令和５年４月）

（キ）石川

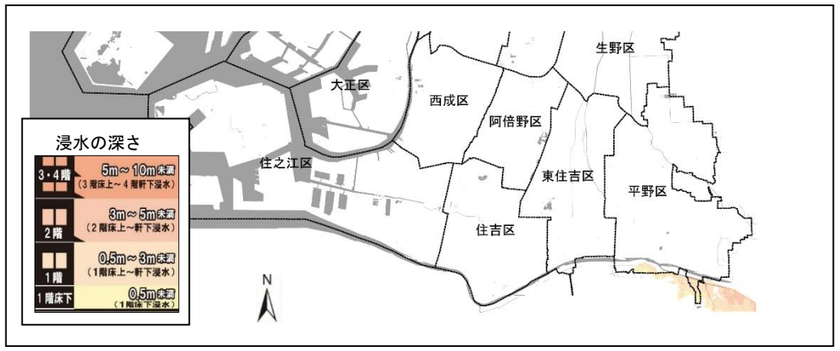

図　石川が氾濫した場合の浸水想定区域図
出典：令和３年１月　大阪府富田林土木事務所公表浸水想定区域図を一部加工

（ク）旧淀川流域等の河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）

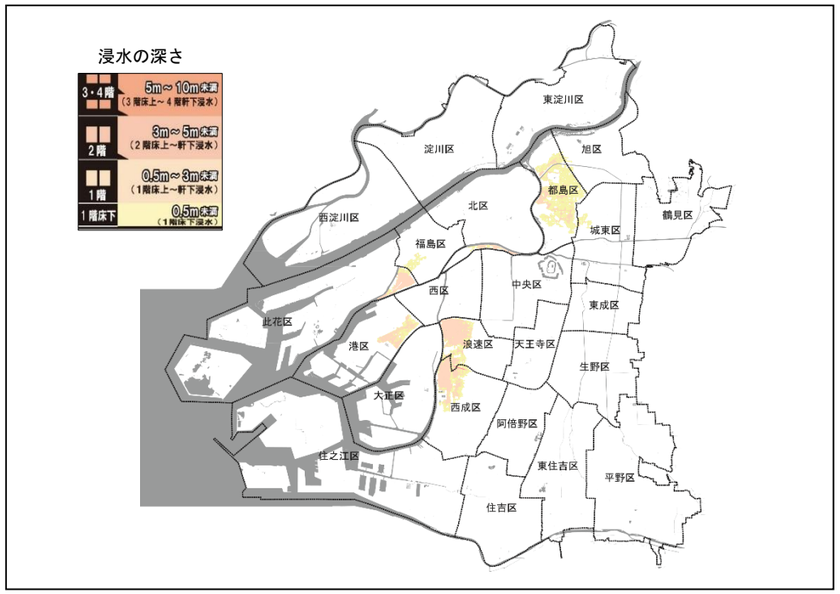

図　旧淀川流域等の河川（大川・堂島川・安治川、土佐堀川、木津川、尻無川）が氾濫した場合の浸水想定区域図
出典：令和４年２月　大阪府西大阪治水事務所公表浸水想定区域図を一部加工

新（修正案）

ウ　高潮による災害

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 13 条の３に基づき大阪府が指定する海岸について、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合の浸水を想定する。

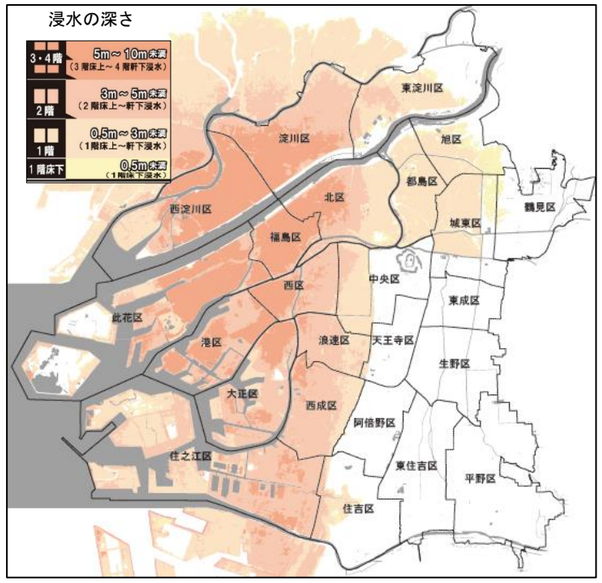

図　大阪市域に高潮が発生した場合の浸水想定区域図

出典：令和２年８月　大阪府港湾局公表浸水想定区域図を一部加工

エ　強風による災害

既往最大風速を記録した室戸台風（風速 29.8m/s、最大瞬間風速 60.0 m/s）(注)や、第二室戸台風（風速 33.3 m/s、最大瞬間風速 50.6 m/s）クラスの台風が来襲した場合を想定する。

(注)室戸台風の際の最大瞬間風速は、使用した機器の測定範囲により、この値までは観測できたが、それ以上の観測値が得られなかった

（４）その他の災害等

上記以外に以下の災害等の発生が想定されるが、いずれも規模、発災場所等よって被害規模が異なるため本編では被害想定は記載しない。

・火災等　・危険物等災害　・海上災害　・航空災害　・道路災害　・鉄道災害
・原子力災害　・その他の災害

なお、原子力災害への対応については、「大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）」及び関西広域連合の「関西防災・減災プラン(原子力災害対策編)」によるものとする。

今後、原子力災害対策指針の改正など対策の見直しや、放射性物質の拡散などについて新たな知見が得られた場合は、必要に応じて修正する。

旧（令和５年４月）

ウ　高潮による災害

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 13 条の３に基づき大阪府が指定する海岸について、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合の浸水を想定する。

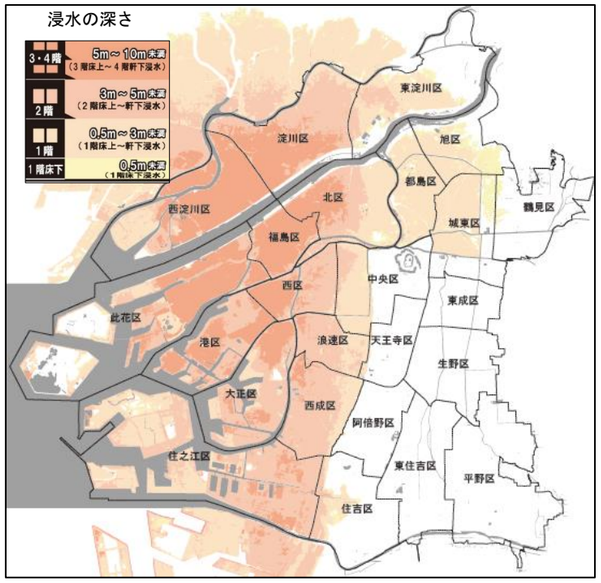

図　大阪市域に高潮が発生した場合の浸水想定区域図

出典：令和２年８月　大阪府港湾局公表浸水想定区域図を一部加工

エ　強風による災害

既往最大風速を記録した室戸台風（風速 29.8m/s、最大瞬間風速 60.0 m/s）(注)や、第二室戸台風（風速 33.3 m/s、最大瞬間風速 50.6 m/s）クラスの台風が来襲した場合を想定する。

(注)室戸台風の際の最大瞬間風速は、使用した機器の測定範囲により、この値までは観測できたが、それ以上の観測値が得られなかった

（４）その他の災害等

上記以外に以下の災害等の発生が想定されるが、いずれも規模、発災場所等よって被害規模が異なるため本編では被害想定は記載しない。

・火災等　・危険物等災害　・海上災害　・航空災害　・道路災害　・鉄道災害
・原子力災害　・その他の災害

なお、原子力災害への対応については、「大阪府地域防災計画（原子力災害対策編）」及び関西広域連合の「関西防災・減災プラン(原子力災害対策編)」によるものとする。

今後、原子力災害対策指針の改正など対策の見直しや、放射性物質の拡散などについて新たな知見が得られた場合は、必要に応じて修正する。

新（修正案）

第４節　市民・事業者・防災関係機関等の責務と役割

４－１　市民の責務・役割

市民は、自助・共助の考え方に基づき、その所有し、または管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得、災害の発生に備えた飲料水・食料・生活必要物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加、災害時における相互の協力体制の構築のための自主防災組織の結成その他の防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。

自主防災組織は、地域の特性に応じて当該地域に係る防災・減災に関する計画を作成するよう努めるとともに、防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めなければならない。

市民及び自主防災組織は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

４－２　事業者の責務・役割

事業者は、自助・共助の考え方に基づき、その所有し、または管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火・救助等のための防災資機材の整備、帰宅困難者対策、その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。

また、事業者は、災害が発生した場合における重要業務の継続または早期の再開に関する事業継続計画（BCP :Business Continuity Plan）を策定し、企業防災の推進に努めなければならない。

なお、屋外移動ができない場合や外出の自粛、抑制等が求められる場合においては、テレワーク、時差出勤、計画的休業など適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

さらに、事業者は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（１）事業所等における取組み

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、事業者の防災活動を促進するため、大阪府及び本市は、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

ア　事業者

（ア）事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

（イ）事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）※の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

※「事業継続マネジメント（BCM）」
BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成事業継続ガイドラインより）

①防災体制の整備
②従業員の安否確認体制の整備
③必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備

旧（令和５年４月）

第４節　市民・事業者・防災関係機関等の責務と役割

４－１　市民の責務・役割

市民は、自助・共助の考え方に基づき、その所有し、~~又は~~管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、防災・減災に関する知識の習得、災害の発生に備えた飲料水・食料・生活必要物資の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加、災害時における相互の協力体制の構築のための自主防災組織の結成その他の防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。

自主防災組織は、地域の特性に応じて当該地域に係る防災・減災に関する計画を作成するよう努めるとともに、防災訓練その他の自主防災活動の推進に努めなければならない。

市民及び自主防災組織は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

４－２　事業者の責務・役割

事業者は、自助・共助の考え方に基づき、その所有し、~~又は~~管理する施設及び設備の災害に対する安全性の確保、消火・救助等のための防災資機材の整備、帰宅困難者対策、その他の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練等への参加その他の防災・減災の取組みを行うよう努めなければならない。

また、事業者は、災害が発生した場合における重要業務の継続~~又は~~早期の再開に関する事業継続計画（BCP :Business Continuity Plan）を策定し、企業防災の推進に努めなければならない。

なお、屋外移動ができない場合や外出の自粛、抑制等が求められる場合においては、テレワーク、時差出勤、計画的休業など適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

さらに、事業者は、本市の実施する防災・減災対策に積極的に協力するよう努めなければならない。

（１）事業所等における取組み

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、事業者の防災活動を促進するため、大阪府及び本市は、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

ア　事業者

（ア）事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

（イ）事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）※の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

※「事業継続マネジメント（BCM）」
BCP策定や維持・更新、事業継続を実現するための予算・資源の確保、対策の実施、取組を浸透させるための教育・訓練の実施、点検、継続的な改善などを行う平常時からのマネジメント活動のこと。経営レベルの戦略的活動として位置付けられる。（引用：内閣府作成事業継続ガイドラインより）

①防災体制の整備
②従業員の安否確認体制の整備
③必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備

新（修正案）	旧（令和５年４月）
④防災訓練 ⑤事業所の耐震化・耐波化 ⑥損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保 ⑦予想被害からの復旧計画の策定 ⑧各計画の点検・見直し ⑨燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応 ⑩取引先とのサプライチェーンの確保 （ウ）その他 ①食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、大阪府及び本市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。 ②事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。 ③要配慮者利用施設の所有者または管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。	④防災訓練 ⑤事業所の耐震化・耐波化 ⑥損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保 ⑦予想被害からの復旧計画の策定 ⑧各計画の点検・見直し ⑨燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応 ⑩取引先とのサプライチェーンの確保 （ウ）その他 ①食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、大阪府及び本市との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。 ②事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。 ③要配慮者利用施設の所有者~~又は~~管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害毎の規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。
４－３　防災関係機関の責務・役割	**４－３　防災関係機関の責務・役割**
（１）大阪市 本市は、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。 また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、自発的な防災活動の促進、事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の実施や防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に努める。 さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。なお、防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進するとともに、要配慮者に配慮するよう努める。 ア　全　般 大阪市防災会議に関する事務 イ　災害予防に係る事項 （ア）防災に関する組織・動員・防災活動体制の整備 （イ）防災に関する知識の普及・啓発 （ウ）防災に関する訓練の実施 （エ）防災に関する施設及び設備の整備及び点検 （オ）防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 （カ）防災に関する調査研究 ウ　災害応急対策に係る事項 （ア）災害情報の収集及び伝達 （イ）災害対策要員の確保 （ウ）他自治体等への応援要請 （エ）自主防災活動・ボランティアの調整 （オ）災害情報等の広報及び広聴 （カ）緊急輸送の確保及び道路・河川・住居等の障害物の除去 （キ）警報の発令及び伝達並びに避難情報の発令 （ク）避難誘導及び避難所の管理 （ケ）帰宅困難者対策の支援 （コ）被災児童、生徒の応急教育 （サ）施設及び設備の応急復旧	（１）大阪市 本市は、市民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。 また、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実、自発的な防災活動の促進、事業者の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の実施や防災活動の促進等、地域防災力の充実強化に努める。 さらに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。なお、防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進するとともに、要配慮者に配慮するよう努める。 ア　全　般 大阪市防災会議に関する事務 イ　災害予防に係る事項 （ア）防災に関する組織・動員・防災活動体制の整備 （イ）防災に関する知識の普及・啓発 （ウ）防災に関する訓練の実施 （エ）防災に関する施設及び設備の整備及び点検 （オ）防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 （カ）防災に関する調査研究 ウ　災害応急対策に係る事項 （ア）災害情報の収集及び伝達 （イ）災害対策要員の確保 （ウ）他自治体等への応援要請 （エ）自主防災活動・ボランティアの調整 （オ）災害情報等の広報及び広聴 （カ）緊急輸送の確保及び道路・河川・住居等の障害物の除去 （キ）警報の発令及び伝達並びに避難情報の発令 （ク）避難誘導及び避難所の管理 （ケ）帰宅困難者対策の支援 （コ）被災児童、生徒の応急教育 （サ）施設及び設備の応急復旧

新（修正案）	旧（令和５年４月）
（シ）消防、水防その他の応急措置 （ス）被災者の医療、救護 （セ）清掃、防疫活動、食品衛生の監視 （ソ）水、食料、生活関連物資の供給 （タ）被災者の捜索、遺体の処理 （チ）被災者の住宅確保 （ツ）義援金品の配分 （テ）被災者に対する応急金融措置 （ト）災害救助法・激甚災害の指定に関する事項 （ナ）災害の発生の防御または拡大の防止措置 エ　災害復旧に係る事項 災害復旧の実施 （２）指定地方行政機関 指定地方行政機関※は、本市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。 **※「指定地方行政機関（基本法第2条4号）」** **内閣の統轄の下にある国の行政機関（内閣府、省、委員会、庁、審議会等、施設等機関及び特別の機関）のうち内閣総理大臣が指定する指定行政機関の地方支分部その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの** ア　近畿財務局 （ア）金融機関に対する緊急措置の要請 （イ）国有財産の無償貸付 （ウ）地方公共団体に対する災害融資 （エ）被災施設の災害復旧事業費の立会い イ　近畿農政局（大阪府拠点） （ア）応急用食料品及び米穀の供給について連絡・調整 ウ　近畿経済産業局 （ア）工業用水道の復旧対策の推進 （イ）災害対策用物資の供給に関する情報の収集および伝達 （ウ）災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 （エ）被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 （オ）電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 エ　中部近畿産業保安監督部近畿支部 （ア）電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 （イ）鉱山の保安に関する業務指導 オ　近畿運輸局 （ア）所管する交通施設及び設備の整備についての指導 （イ）災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 （ウ）災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 （エ）災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 （オ）特に必要があると認める場合の輸送命令 （カ）災害時における交通機関利用者への情報の提供 カ　第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部） （ア）海上災害に関する防災訓練及び啓発指導 （イ）排出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導 （ウ）危険物積載船舶等の災害予防対策 （エ）海難救助体制の整備 （オ）海上交通の制限 （カ）避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達 （キ）海難の救助及び危険物等の海上流出対策 （ク）人員及び救助物資の緊急海上輸送	（シ）消防、水防その他の応急措置 （ス）被災者の医療、救護 （セ）清掃、防疫活動、食品衛生の監視 （ソ）水、食料、生活関連物資の供給 （タ）被災者の捜索、遺体の処理 （チ）被災者の住宅確保 （ツ）義援金品の配分 （テ）被災者に対する応急金融措置 （ト）災害救助法・激甚災害の指定に関する事項 （ナ）災害の発生の防御~~又は~~拡大の防止措置 エ　災害復旧に係る事項 災害復旧の実施 （２）指定地方行政機関 指定地方行政機関※は、本市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。 **※「指定地方行政機関（基本法第2条4号）」** **内閣の統轄の下にある国の行政機関（内閣府、省、委員会、庁、審議会等、施設等機関及び特別の機関）のうち内閣総理大臣が指定する指定行政機関の地方支分部その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの** ア　近畿財務局 （ア）金融機関に対する緊急措置の要請 （イ）国有財産の無償貸付 （ウ）地方公共団体に対する災害融資 （エ）被災施設の災害復旧事業費の立会い イ　近畿農政局（大阪府拠点） （ア）応急用食料品及び米穀の供給について連絡・調整 ウ　近畿経済産業局 （ア）工業用水道の復旧対策の推進 （イ）災害対策用物資の供給に関する情報の収集および伝達 （ウ）災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 （エ）被災中小企業の事業再開に関する相談、支援 （オ）電力・ガスの供給の確保及び復旧支援 エ　中部近畿産業保安監督部近畿支部 （ア）電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス及び液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 （イ）鉱山の保安に関する業務指導 オ　近畿運輸局 （ア）所管する交通施設及び設備の整備についての指導 （イ）災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 （ウ）災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 （エ）災害時における貨物輸送確保にかかる貨物運送事業者に対する協力要請 （オ）特に必要があると認める場合の輸送命令 （カ）災害時における交通機関利用者への情報の提供 カ　第五管区海上保安本部（大阪海上保安監部） （ア）海上災害に関する防災訓練及び啓発指導 （イ）排出油防除資機材の備蓄及び油防除組織の育成指導 （ウ）危険物積載船舶等の災害予防対策 （エ）海難救助体制の整備 （オ）海上交通の制限 （カ）避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達 （キ）海難の救助及び危険物等の海上流出対策 （ク）人員及び救助物資の緊急海上輸送

新（修正案）	旧（令和５年４月）
（ケ）海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持 （コ）海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援 キ　大阪管区気象台 （ア）気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 （イ）気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 （ウ）気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 （エ）地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 （オ）防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 ク　近畿総合通信局 （ア）電波の監理、並びに有線電気通信の監理 （イ）非常通信訓練の計画及びその実施指導 （ウ）非常通信協議会の育成・指導 （エ）防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 （オ）非常時における重要通信の確保 （カ）災害対策用移動通信機器等の貸出し （キ）情報伝達手段の多様化・多重化の促進 ケ　近畿地方整備局 （ア）直轄公共土木施設の整備と防災管理 （イ）応急復旧資機材の整備及び備蓄 （ウ）指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 （エ）直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 （オ）災害時の直轄国道の通行の禁止または制限及び道路交通の確保 （カ）直轄公共土木施設の二次災害防止 （キ）直轄公共土木施設の復旧 （ク）港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導 （ケ）緊急物資及び人員輸送活動 （コ）海上の排出油に対する防除処置 （サ）障害物除去等による海上緊急輸送路の確保 （シ）港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 （ス）港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進 （セ）災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援 コ　近畿中部防衛局 （ア）災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可 （イ）原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡 サ　近畿地方測量部 （ア）災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供 （イ）地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供 （ウ）防災地理情報の整備 （３）自衛隊（陸上自衛隊第３師団） 自衛隊は、大規模災害が発生した際には、府知事の派遣要請に基づき被災地に災害派遣部隊を派遣させ、応急対策を行う。 なお、発災当初においては被害状況が不明であることから、いかなる被害や活動にも対応できる態勢を整える。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。 ア　大阪市地域防災計画に係る訓練の参加協力 イ　災害派遣に関すること ウ　緊急時環境放射線モニタリングの支援	（ケ）海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持 （コ）海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援 キ　大阪管区気象台 （ア）~~観測施設等の整備~~ （イ）~~防災知識の普及・啓発~~ （ウ）~~災害に係る気象、地象、水象等に関する情報、予報、警報の発表及び伝達に関すること~~ （エ）~~災害の発生が予測されるときや、災害発生時において、大阪府や市町村に対して気象状況の推移やその予想の解説等~~ （オ）~~防災対策に関する技術的な支援・助言~~ ク　近畿総合通信局 （ア）電波の監理、並びに有線電気通信の監理 （イ）非常通信訓練の計画及びその実施指導 （ウ）非常通信協議会の育成・指導 （エ）防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 （オ）非常時における重要通信の確保 （カ）災害対策用移動通信機器等の貸出し （キ）情報伝達手段の多様化・多重化の促進 ケ　近畿地方整備局 （ア）直轄公共土木施設の整備と防災管理 （イ）応急復旧資機材の整備及び備蓄 （ウ）指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 （エ）直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 （オ）災害時の直轄国道の通行の禁止~~又は~~制限及び道路交通の確保 （カ）直轄公共土木施設の二次災害防止 （キ）直轄公共土木施設の復旧 （ク）港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導 （ケ）緊急物資及び人員輸送活動 （コ）海上の排出油に対する防除処置 （サ）障害物除去等による海上緊急輸送路の確保 （シ）港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 （ス）港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進 （セ）災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援 コ　近畿中部防衛局 （ア）災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可 （イ）原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡 サ　近畿地方測量部 （ア）災害時における被災状況に関する地理空間情報（地図・写真等）の把握及び提供 （イ）地殻変動等の把握のための測量等の実施及び測量結果の提供 （ウ）防災地理情報の整備 （３）自衛隊（陸上自衛隊第３師団） 自衛隊は、大規模災害が発生した際には、府知事の派遣要請に基づき被災地に災害派遣部隊を派遣させ、応急対策を行う。 なお、発災当初においては被害状況が不明であることから、いかなる被害や活動にも対応できる態勢を整える。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。 ア　大阪市地域防災計画に係る訓練の参加協力 イ　災害派遣に関すること ウ　緊急時環境放射線モニタリングの支援

新（修正案）	旧（令和５年４月）
（４）関西広域連合 関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県（福井県及び三重県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。 ア　大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整 イ　大規模広域災害時における構成団体、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信 ウ　大規模広域災害時の広域的対応指針の提示 エ　大規模広域災害に備えた事業企画、実施	（４）関西広域連合 関西広域連合は、大規模広域災害が発生した際には、関西圏域（関西広域連合構成団体及び連携県（福井県及び三重県）の区域）内の応援・受援の調整、全国からの応援の調整、及び関西圏域外への応援の調整を行い、防災・減災力の向上を図るための事業の企画・実施を行う。 ア　大規模広域災害時の広域的な応援・受援の調整 イ　大規模広域災害時における構成団体、連携県及び国・関係機関等との災害情報の共有及び情報の発信 ウ　大規模広域災害時の広域的対応指針の提示 エ　大規模広域災害に備えた事業企画、実施
（５）大阪府 大阪府は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、大阪府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務または業務を支援し、かつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。 ア　大阪府防災会議に関する事務 イ　防災対策の組織の整備 ウ　防災施設の整備 エ　防災のための教育及び訓練 オ　防災に必要な資機材等の備蓄、整備 カ　水防その他の応急措置 キ　災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ク　被災者の救出、救護等の措置 ケ　避難の指示、並びに避難所の開設の指示 コ　災害時における保健衛生についての措置 サ　被災児童、生徒の応急教育 シ　災害時における交通規制 ス　災害復旧の実施 セ　災害救助（法）に関すること ソ　市町村及び指定地方公共機関の防災事務または業務の実施についての総合調整 タ　市町村地域防災計画の指導 チ　指定河川の洪水予報及び水位周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報、水防警報の発表及び伝達 ツ　被災者生活再建支援（法）に関すること テ　被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整	（５）大阪府 大阪府は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、大阪府域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務~~又は~~業務を支援し、かつその総合調整を行う。また、地域防災力の充実強化を図るとともに、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。 ア　大阪府防災会議に関する事務 イ　防災対策の組織の整備 ウ　防災施設の整備 エ　防災のための教育及び訓練 オ　防災に必要な資機材等の備蓄、整備 カ　水防その他の応急措置 キ　災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ク　被災者の救出、救護等の措置 ケ　避難の指示、並びに避難所の開設の指示 コ　災害時における保健衛生についての措置 サ　被災児童、生徒の応急教育 シ　災害時における交通規制 ス　災害復旧の実施 セ　災害救助（法）に関すること ソ　市町村及び指定地方公共機関の防災事務~~又は~~業務の実施についての総合調整 タ　市町村地域防災計画の指導 チ　指定河川の洪水予報及び水位周知河川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報、水防警報の発表及び伝達 ツ　被災者生活再建支援（法）に関すること テ　被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整
（６）大阪府警察 ア　災害情報の収集伝達及び被害実態の把握 イ　被災者の救出救助及び避難指示 ウ　交通規制・管制 エ　広域応援等の要請・受け入れ オ　遺体の検視（死体調査）等に関する措置 カ　犯罪の予防・取締り、その他治安の維持 キ　災害資機材の整備	（６）大阪府警察 ア　災害情報の収集伝達及び被害実態の把握 イ　被災者の救出救助及び避難指示 ウ　交通規制・管制 エ　広域応援等の要請・受け入れ オ　遺体の検視（死体調査）等に関する措置 カ　犯罪の予防・取締り、その他治安の維持 キ　災害資機材の整備
（７）指定公共機関 指定公共機関※は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。 **※「指定公共機関（法第２条５号）」**	（７）指定公共機関 指定公共機関※は、その業務の公共性~~又は~~公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。 **※「指定公共機関（法第２条５号）」**

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）	旧（令和５年４月）
独立行政法人、公共的機関、公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの ア　西日本電信電話株式会社（関西支店）、ソフトバンク株式会社、KDDI 株式会社（関西総支社）、株式会社ＮＴＴドコモ（関西支社）、楽天モバイル株式会社 （ア）電気通信設備の整備及び防災管理 （イ）応急復旧用通信施設の整備 （ウ）津波警報、気象警報の伝達 （エ）災害時における重要通信確保 （オ）災害関係電報、電話料金の減免 （カ）被災電気通信設備の災害復旧事業の推進 （キ）「災害用伝言ダイヤル」に関すること イ　日本赤十字社（大阪府支部） （ア）災害医療体制の整備 （イ）被災者等へのこころのケア活動の実施 （ウ）災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給 （エ）災害時における医療助産等救護活動の実施 （オ）義援金品の募集、配分等の協力 （カ）避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整 （キ）救援物資の備蓄 ウ　日本放送協会大阪放送局 （ア）防災知識の普及 （イ）災害時における放送の確保対策 （ウ）緊急放送・広報体制の整備 （エ）気象予警報等の放送周知 （オ）避難所等への受信機の貸与 （カ）社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力 （キ）災害時における広報 （ク）災害時における放送の確保 （ケ）災害時における安否情報の提供 エ　阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（関西支社） （ア）管理道路の整備と防災管理 （イ）道路施設の応急点検体制の整備 （ウ）災害時における交通規制及び輸送の確保 （エ）被災道路の復旧事業の推進 オ　西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線鉄道事業本部） （ア）鉄道施設の防災管理 （イ）輸送施設の整備等安全輸送の確保 （ウ）災害時における緊急輸送体制の整備 （エ）災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送 （オ）災害時における鉄道通信施設の利用 （カ）被災鉄道施設の復旧事業の推進 カ　大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社 （ア）ガス施設の整備と防災管理 （イ）災害時におけるガスによる二次災害防止 （ウ）災害時におけるガスの供給確保 （エ）被災ガス施設の復旧事業の推進 キ　日本通運株式会社（大阪支店） （ア）緊急輸送体制の整備 （イ）災害時における救援物資等の緊急輸送の協力 ク　関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社 （ア）電気施設の整備と防災管理 （イ）災害時における電力の供給確保体制の整備	独立行政法人、公共的機関、公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの ア　西日本電信電話株式会社（関西支店）、~~エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）、~~ソフトバンク株式会社、KDDI 株式会社（関西総支社）、ＮＴＴドコモ（関西支社） （ア）電気通信設備の整備及び防災管理 （イ）応急復旧用通信施設の整備 （ウ）津波警報、気象警報の伝達 （エ）災害時における重要通信確保 （オ）災害関係電報、電話料金の減免 （カ）被災電気通信設備の災害復旧事業の推進 （キ）「災害用伝言ダイヤル」に関すること イ　日本赤十字社（大阪府支部） （ア）災害医療体制の整備 （イ）被災者等へのこころのケア活動の実施 （ウ）災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給 （エ）災害時における医療助産等救護活動の実施 （オ）義援金品の募集、配分等の協力 （カ）避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整 （キ）救援物資の備蓄 ウ　日本放送協会大阪放送局 （ア）防災知識の普及 （イ）災害時における放送の確保対策 （ウ）緊急放送・広報体制の整備 （エ）気象予警報等の放送周知 （オ）避難所等への受信機の貸与 （カ）社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力 （キ）災害時における広報 （ク）災害時における放送の確保 （ケ）災害時における安否情報の提供 エ　阪神高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（関西支社） （ア）管理道路の整備と防災管理 （イ）道路施設の応急点検体制の整備 （ウ）災害時における交通規制及び輸送の確保 （エ）被災道路の復旧事業の推進 オ　西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線鉄道事業本部） （ア）鉄道施設の防災管理 （イ）輸送施設の整備等安全輸送の確保 （ウ）災害時における緊急輸送体制の整備 （エ）災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送 （オ）災害時における鉄道通信施設の利用 （カ）被災鉄道施設の復旧事業の推進 カ　大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社 （ア）ガス施設の整備と防災管理 （イ）災害時におけるガスによる二次災害防止 （ウ）災害時におけるガスの供給確保 （エ）被災ガス施設の復旧事業の推進 キ　日本通運株式会社（大阪支店） （ア）緊急輸送体制の整備 （イ）災害時における救援物資等の緊急輸送の協力 ク　関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社 （ア）電気施設の整備と防災管理 （イ）災害時における電力の供給確保体制の整備

新（修正案）	旧（令和５年４月）
（ウ）災害時における電力の供給確保 （エ）被災電気施設の復旧事業の推進 （８）指定地方公共機関 指定地方公共機関※は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。 **※「指定地方公共機関（基本法第２条６号）」** **地方独立行政法人、港湾法第４条第１項の港務局、土地改良法第５条第１項の土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの** ア　淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合 （ア）水防団員の教育及び訓練 （イ）水防資機材の整備、備蓄 （ウ）水防活動の実施 イ　阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社 （ア）鉄道施設の防災管理 （イ）輸送施設の整備等安全輸送の確保 （ウ）災害時における緊急輸送体制の整備 （エ）災害時における鉄道通信施設の利用 （オ）被災鉄道施設の復旧事業の推進 ウ　一般社団法人大阪府医師会 （ア）災害時における医療救護の実施 （イ）傷病者に対する医療活動の実施 エ　公益社団法人大阪府看護協会 （ア）災害時における医療救護及び公衆衛生の活動 （イ）被災者に対する看護活動 （９）その他の公共的団体、防災上重要な施設の管理者 ・公立大学法人大阪（大阪公立大学） ・地方独立行政法人大阪市民病院機構 ・農漁業協同組合 ・生活協同組合 ・商工会議所等の産業経済団体 ・養老、育児、司法保護を目的とする厚生社会事業団体 ・青年団体等の文化事業団体 ・交通機関 ・学校法人 ・赤十字奉仕団 ・女性会等の地域住民組織 ・大量の危険物の貯蔵等の管理者避難場所の管理者 ・大規模地下空間管理者 ・地下街管理者 ・防潮扉管理者 ・その他公共的活動を営むもの（大阪市の行う防災活動に対して公共的業務に応じての協力）	（ウ）災害時における電力の供給確保 （エ）被災電気施設の復旧事業の推進 （８）指定地方公共機関 指定地方公共機関※は、その業務の公共性~~又は~~公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、本市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。 **※「指定地方公共機関（基本法第２条６号）」** **地方独立行政法人、港湾法第４条第１項の港務局、土地改良法第５条第１項の土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの** ア　淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合 （ア）水防団員の教育及び訓練 （イ）水防資機材の整備、備蓄 （ウ）水防活動の実施 イ　阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、京阪電気鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、大阪市高速電気軌道株式会社 （ア）鉄道施設の防災管理 （イ）輸送施設の整備等安全輸送の確保 （ウ）災害時における緊急輸送体制の整備 （エ）災害時における鉄道通信施設の利用 （オ）被災鉄道施設の復旧事業の推進 ウ　一般社団法人大阪府医師会 （ア）災害時における医療救護の実施 （イ）傷病者に対する医療活動の実施 エ　公益社団法人大阪府看護協会 （ア）災害時における医療救護及び公衆衛生の活動 （イ）被災者に対する看護活動 （９）その他の公共的団体、防災上重要な施設の管理者 ・公立大学法人大阪（大阪公立大学） ・地方独立行政法人大阪市民病院機構 ・農漁業協同組合 ・生活協同組合 ・商工会議所等の産業経済団体 ・養老、育児、司法保護を目的とする厚生社会事業団体 ・青年団体等の文化事業団体 ・交通機関 ・学校法人 ・赤十字奉仕団 ・女性会等の地域住民組織 ・大量の危険物の貯蔵等の管理者避難場所の管理者 ・大規模地下空間管理者 ・地下街管理者 ・防潮扉管理者 ・その他公共的活動を営むもの（大阪市の行う防災活動に対して公共的業務に応じての協力）

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）

第２部　組織計画

第１節　組織体制

市域において災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、災害対策活動を行うための組織体制を整備する。

１－１　災害対策本部

（１）設置者、設置場所、設置基準

市長は、市域に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあり、全市を挙げた災害対策活動を要すると認められるときは、大阪市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内（機能上適さないと市長が判断した場合、または市庁舎が被災し、市本部が設置できない場合においては、阿倍野防災拠点）に設置する。

区長は市本部が設置されたとき、その他区長が必要と認めたときは、大阪市区災害対策本部（以下「区本部」という。）を区役所内（区役所が被災し、区本部が設置できない場合においては、代替の場所）に設置する。なお、市本部設置の際以外で設置した場合は市長に報告すること。

市本部の地震・津波、風水害における詳細の設置基準は以下のとおりとする。

体制	地震・津波	風水害等
市本部	・市域において震度５弱以上（気象庁発表）を観測したとき ・大阪府域に大津波警報または津波警報が発表されたとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき	・府域に強い台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき(注1) ・市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・避難情報(注2)を発令したとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき

（注１）府域の予想最大風速（陸上）が 30m/s 以上(気象庁の階級で「強い台風」相当以上)を目安とする。なお、台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。

（注２）第２部、第２節、2-2『表　「警戒レベル」と防災気象情報、避難情報との関係』における警戒レベル３以上の情報

（２）組織

市本部には部を置き、部の事務を分担させるため部に班を置く。部長は班の事務分担を定める。

区本部には班及び隊を置く。

なお、特に必要があると認めるときは、市本部、区本部とも、次の組織図と異なる編成をとることができる。(注) その場合、区長は遅滞なく市本部に報告しなければならない。

注）津波警報のみが発表された場合、または河川氾濫及び高潮の避難情報を発令する場合の組織体制は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象区に設置し、活動状況等により変更する。
なお、津波の際の避難対象区は津波による浸水が想定される区（17区）とするが、活動状況により変更る。

旧（令和５年４月）

第２部　組織計画

第１節　組織体制

市域において災害が発生し、~~又は~~発生するおそれのある場合において、災害対策活動を行うための組織体制を整備する。

１－１　災害対策本部

（１）設置者、設置場所、設置基準

市長は、市域に大規模な災害が発生し、~~又は~~発生するおそれがあり、全市を挙げた災害対策活動を要すると認められるときは、大阪市災害対策本部（以下「市本部」という。）を市庁舎内（機能上適さないと市長が判断した場合、~~又は~~市庁舎が被災し、市本部が設置できない場合においては、阿倍野防災拠点）に設置する。

区長は市本部が設置されたとき、その他区長が必要と認めたときは、大阪市区災害対策本部（以下「区本部」という。）を区役所内（区役所が被災し、区本部が設置できない場合においては、代替の場所）に設置する。なお、市本部設置の際以外で設置した場合は市長に報告すること。

市本部の地震・津波、風水害における詳細の設置基準は以下のとおりとする。

体制	地震・津波	風水害等
市本部	・市域において震度５弱以上（気象庁発表）を観測したとき ・大阪府域に大津波警報~~又は~~津波警報が発表されたとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき	・府域に強い台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき(注1) ・市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・避難情報(注2)を発令したとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき

（注１）府域の予想最大風速（陸上）が 30m/s 以上(気象庁の階級で「強い台風」相当以上)を目安とする。なお、台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。

（注２）~~第４節 4-2「~~表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係~~」~~における警戒レベル３以上の情報

（２）組織

市本部には部を置き、部の事務を分担させるため部に班を置く。部長は班の事務分担を定める。

区本部には班及び隊を置く。

なお、特に必要があると認めるときは、市本部、区本部とも、次の組織図と異なる編成をとることができる。(注) その場合、区長は遅滞なく市本部に報告しなければならない。

注）津波警報のみが発表された場合、~~又は~~河川氾濫及び高潮の避難情報を発令する場合の組織体制は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象区に設置し、活動状況等により変更する。
なお、津波の際の避難対象区は津波による浸水が想定される区（17区）とするが、活動状況により変更る。

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）

組 織 図

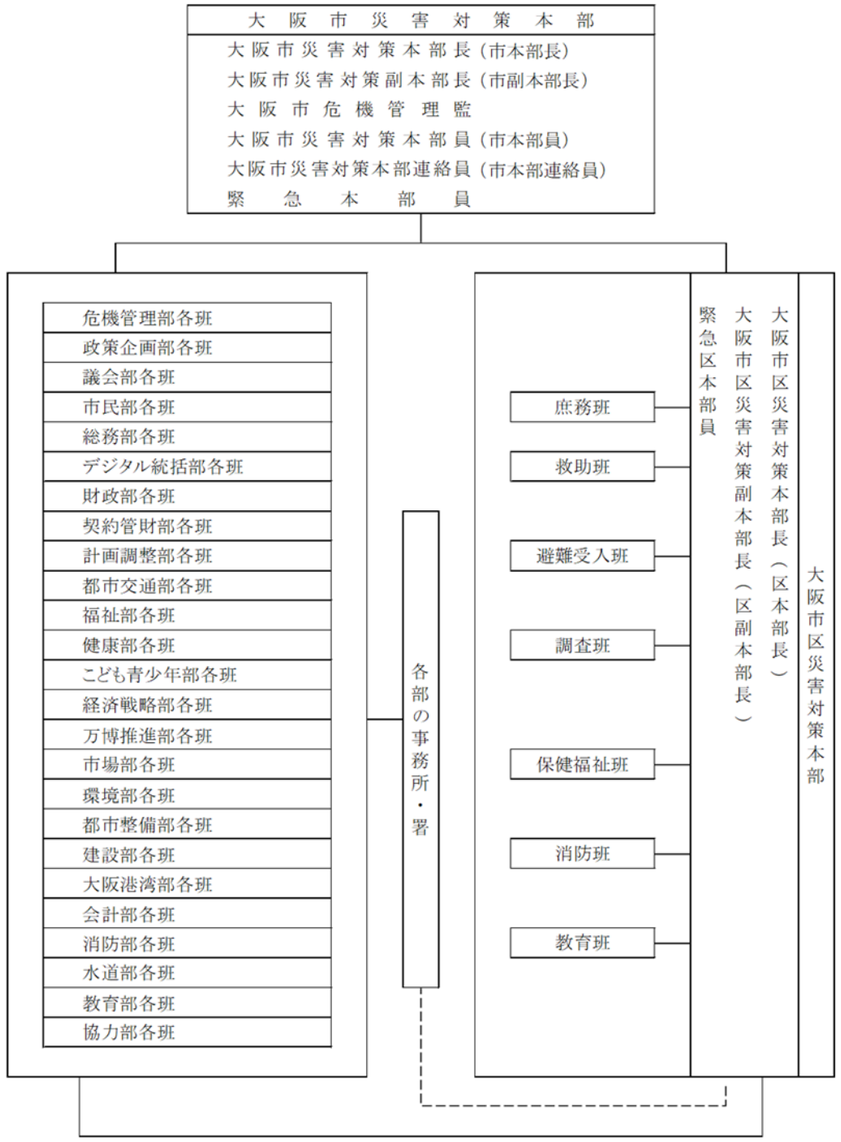

旧（令和５年４月）

組 織 図

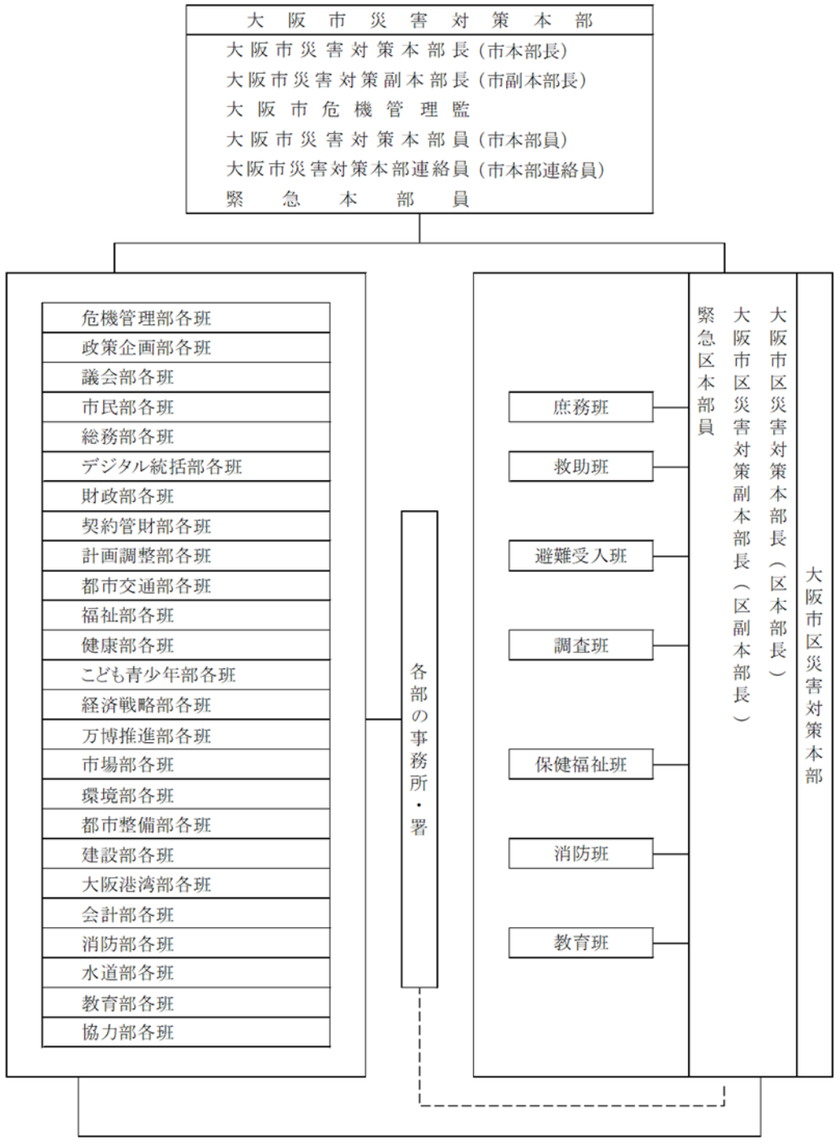

新（修正案）

ア　市本部長等の職務

（ア）市本部長（市長）

市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。

市本部長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する副市長がその職務を代理する。当該副市長が参集できないときは、副市長の事務分担等に関する規則第２条に掲げる順序により、その職務を代理する。すべての副市長が参集できない場合は、危機管理監がその職務を代理する。

（イ）市副本部長（副市長）

市本部長を補佐する。

（ウ）市危機管理監（危機管理監）

市本部長の命を受け、市本部の事務を掌理し、市本部の職員を指揮監督する。

（エ）市本部員（各部の長）

市本部長の命を受け、市本部の事務に従事する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理監に報告する。

（オ）市本部連絡員（各部の長及び区本部長が指名する職員）

市本部連絡員室に常駐し、自己の属する部または区本部と市本部との連絡にあたる。なお、市本部連絡員の参集については市本部から指示する。

（カ）緊急本部員（勤務時間外に市本部が設置される場合、市庁舎及び阿倍野防災拠点へ徒歩等により 30 分以内に出勤可能な職員から市長が指名する職員）

市本部の運用を行い、市本部長等を補佐する。

イ　区本部長等の職務

（ア）区本部長（区長）

市本部長の命を受け、区本部の事務を総括し、区本部の職員を指揮監督する。

当該区の区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理監に報告する。

（イ）区副本部長（副区長等）

区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときはその職務を代理する。

（ウ）緊急区本部員（勤務時間外に区本部が設置される場合、区本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員）

区本部の運用を行い、区本部長等を補佐する。

（３）分掌事務

ア　市本部

市本部の各部の長となる者及び分掌事務は以下のとおりである。

なお、各部の災害時の組織及び対応計画は、各部で作成する防災組織計画で定める。

名　　称 （部　長）	部に属する 部局	分掌事務
危機管理部 （危機管理監）	危機管理室	□職員の動員指令に関すること □防災指令等本部長の命令伝達に関すること □災害対策の総合調整に関すること □災害対策本部の庶務に関すること □応援要請・自衛隊派遣要請に関すること □災害救助法の事務に関すること □災害復興の連絡調整に関すること □情報の収集及び伝達に関すること □災害に関する広報（緊急情報）に関すること □各部、各区本部との連絡に関すること □防災行政無線の通信の統制に関すること □災害記録に関すること □本部長の特命事項に関すること □他の所管に属しないこと

旧（令和５年４月）

ア　市本部長等の職務

（ア）市本部長（市長）

市本部の事務を総括し、市本部の職員を指揮監督する。

市本部長に事故があるときは、あらかじめ市長が指名する副市長がその職務を代理する。当該副市長が参集できないときは、副市長の事務分担等に関する規則第２条に掲げる順序により、その職務を代理する。すべての副市長が参集できない場合は、危機管理監がその職務を代理する。

（イ）市副本部長（副市長）

市本部長を補佐する。

（ウ）市危機管理監（危機管理監）

市本部長の命を受け、市本部の事務を掌理し、市本部の職員を指揮監督する。

（エ）市本部員（各部の長）

市本部長の命を受け、市本部の事務に従事する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理監に報告する。

（オ）市本部連絡員（各部の長及び区本部長が指名する職員）

市本部連絡員室に常駐し、自己の属する部又は区本部と市本部との連絡にあたる。なお、市本部連絡員の参集については市本部から指示する。

（カ）緊急本部員（勤務時間外に市本部が設置される場合、市庁舎及び阿倍野防災拠点へ徒歩等により 30 分以内に出勤可能な職員から市長が指名する職員）

市本部の運用を行い、市本部長等を補佐する。

イ　区本部長等の職務

（ア）区本部長（区長）

市本部長の命を受け、区本部の事務を総括し、区本部の職員を指揮監督する。

当該区の区域内に所在する市立の校園、消防署等に対し、災害対策の遂行に必要な限りにおいて、必要な指示をすることができる。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理監に報告する。

（イ）区副本部長（副区長等）

区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときはその職務を代理する。

（ウ）緊急区本部員（勤務時間外に区本部が設置される場合、区本部へ徒歩等により30分以内に出勤可能な職員から区長が指名する職員）

区本部の運用を行い、区本部長等を補佐する。

（３）分掌事務

ア　市本部~~の各部の長となる者及び分掌事務は以下のとおりである。~~

なお、各部の災害時の組織及び対応計画は、各部で作成する防災組織計画で定める。

名　　称 （部　長）	部に属する 部局	分掌事務
危機管理部 （危機管理監）	危機管理室	□職員の動員指令に関すること □防災指令等本部長の命令伝達に関すること □災害対策の総合調整に関すること □災害対策本部の庶務に関すること □応援要請・自衛隊派遣要請に関すること □災害救助法の事務に関すること □災害復興の連絡調整に関すること □情報の収集及び伝達に関すること □災害に関する広報（緊急情報）に関すること □各部、各区本部との連絡に関すること □防災行政無線の通信の統制に関すること □災害記録に関すること □本部長の特命事項に関すること □他の所管に属しないこと

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）

名　　称 （部　長）	部に属する部局	分掌事務
政策企画部 （政策企画室長）	政策企画室	□本部長・副本部長の秘書に関すること □国会、各省庁その他諸機関との連絡調整に関すること □災害に関する広報（緊急情報以外の一般情報）に関すること □報道機関との連絡調整に関すること □広聴活動に関すること □本部長の特命事項に関すること
議会部 （市会事務局長）	市会事務局	□災害に対する議会活動に関すること □本部長の特命事項に関すること
市民部 （市民局長）	市民局	□区庁舎等の防災及び整備、復旧に関すること □ボランティアの調整に関すること □義援金品の受領、保管及び配分に関すること □救援物資要請の受付並びに配送手続きの調整に関すること □生活物資等の価格及び需給にかかる情報の収集及び提供に関すること □避難行動要支援者支援班との連携に関すること □本部長の特命事項に関すること
総務部 （総務局長）	総務局	□本庁舎の防災に関すること □職員の勤怠・給与及び給食並びに救急医療に関すること □職員の衛生管理に関すること □被災職員の調査、救援に関すること □他の自治体からの職員の受援に関すること □応援班編成に関すること □本部長の特命事項に関すること
デジタル統括部 （デジタル統括室長）	デジタル統括室	□情報システムについての復旧等に関すること □中央情報処理センターの防災に関すること □本部長の特命事項に関すること
財政部 （財政局長）	財政局	□災害に関する予算及び財政に関すること □市税の減免に関すること □災害船の借り入れ並びに配船に関すること □本部長の特命事項に関すること
契約管財部 （契約管財局長）	契約管財局	□救援物資配送の手配（車両等）に関すること □災害車の手配に関すること □緊急資材の調達に関すること □応急仮設住宅地の情報提供に関すること □本部長の特命事項に関すること
計画調整部 （計画調整局長）	計画調整局	□危機管理部の災害記録作成への協力に関すること □被災家屋の調査にかかる区本部への建築技術の知識、情報の伝達に関すること □都市整備部の建築物の応急危険度判定活動への協力に関すること □本部長の特命事項に関すること
都市交通部 （都市交通局長）	都市交通局	□大阪市高速電気軌道（株）及び大阪シティバス（株）との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること
福祉部 （福祉局長）	福祉局	□被災高齢者、障がい者等の保護に関すること □救援物資備蓄拠点の開設・運営等に関すること □福祉施設の防災及び復旧に関すること □避難行動要支援者支援班との連携に関すること □本部長の特命事項に関すること
健康部 （健康局長）	健康局	□医療救護に関すること □飲料水及び食品衛生に関すること □予防、防疫に関すること □医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること □動物保護等の実施に関すること □避難行動要支援者支援班との連携に関すること □本部長の特命事項に関すること

旧（令和５年４月）

名　　称 （部　長）	部に属する部局	分掌事務
政策企画部 （政策企画室長）	政策企画室	□本部長・副本部長の秘書に関すること □国会、各省庁その他諸機関との連絡調整に関すること □災害に関する広報（緊急情報以外の一般情報）に関すること □報道機関との連絡調整に関すること □広聴活動に関すること □本部長の特命事項に関すること
議会部 （市会事務局長）	市会事務局	□災害に対する議会活動に関すること □本部長の特命事項に関すること
市民部 （市民局長）	市民局	□区庁舎等の防災及び整備、復旧に関すること □ボランティアの調整に関すること □義援金品の受領、保管及び配分に関すること □配送班に関すること □生活物資等の価格及び需給にかかる情報の収集及び提供に関すること □本部長の特命事項に関すること
総務部 （総務局長）	総務局	□本庁舎の防災に関すること □職員の勤怠・給与及び給食並びに救急医療に関すること □職員の衛生管理に関すること □被災職員の調査、救援に関すること □他の自治体からの職員の受援に関すること □応援班編成に関すること □本部長の特命事項に関すること
デジタル統括部 （デジタル統括室長）	デジタル統括室	□情報システムについての復旧等に関すること □中央情報処理センターの防災に関すること □本部長の特命事項に関すること
財政部 （財政局長）	財政局	□災害に関する予算及び財政に関すること □市税の減免に関すること □災害船の借り入れ並びに配船に関すること □本部長の特命事項に関すること
契約管財部 （契約管財局長）	契約管財局	~~□救援物資、緊急資材の調達に関すること~~ □災害車の~~借り入れ並びに配車~~に関すること □応急仮設住宅地の情報提供に関すること □本部長の特命事項に関すること
計画調整部 （計画調整局長）	計画調整局	□危機管理部の災害記録作成への協力に関すること □被災家屋の調査にかかる区本部への建築技術の知識、情報の伝達に関すること □都市整備部の建築物の応急危険度判定活動への協力に関すること □本部長の特命事項に関すること
都市交通部 （都市交通局長）	都市交通局	□大阪市高速電気軌道（株）及び大阪シティバス（株）との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること
福祉部 （福祉局長）	福祉局	□被災高齢者、障がい者等の保護に関すること □救援物資~~の配分及び輸送~~に関すること □福祉施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること
健康部 （健康局長）	健康局	□医療救護に関すること □飲料水及び食品衛生に関すること □予防、防疫に関すること □医師会、歯科医師会、薬剤師会との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること

■ 令和６年度「大阪市地域防災計画（共通編）」の修正案　【新旧対照】

新（修正案）

名　　称 （部　長）	部に属する部局	分掌事務
こども青少年部 （こども青少年局長）	こども 青少年局	□青少年活動施設、児童福祉施設及び市立幼稚園の防災及び整備、復旧に関すること □上記施設における乳幼児及び青少年の避難誘導に関すること □上記施設における乳幼児及び青少年の被災状況の把握に関すること □被災児童の保護に関すること □避難行動要支援者支援班との連携に関すること □本部長の特命事項に関すること
経済戦略部 （経済戦略局長）	経済戦略局	□救援物資（大阪府市の備蓄物資及び国からの調達物資を除く。また、食料を除く。）の調達に係る本市協定締結先及び市民部との連絡調整並びに同物資の調達に関すること □スポーツ施設、文化施設の災害予防及び復旧に関すること □商工業、農畜産業関係団体との連絡調整に関すること □中小企業の災害復旧資金に関すること □観光客への支援に関すること □外国人に対する多言語による情報提供に関すること □駐日外国公館等との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること
万博推進部 （万博推進局長）	万博推進局	□公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会との連絡調整に関すること □一般社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオンとの連絡調整に関すること。 □本部長の特命事項に関すること
市場部 （中央卸売市場長）	中央卸売市場	□救援物資（中央卸売市場が市場内事業者と締結した協定に基づき調達する副食等）の緊急集荷及び輸送について契約管財部・福祉部との連絡に関すること □救援物資（大阪府市の備蓄物資及び国からの調達物資を除く食料）の調達に係る本市協定締結先及び市民部との連絡調整並びに同物資の調達に関すること □食料（副食等）の需給状況等の調査に関すること □中央卸売市場施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること
環境部 （環境局長）	環境局	□被災地における廃棄物等の処理に関すること（し尿を含む） □火葬に関すること □局施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること
都市整備部 （都市整備局長）	都市整備局	□本庁舎の応急修理に関すること □建築物の応急危険度判定活動に関すること □本部その他施設の通信設備に関すること □応急仮設住宅の供与に関すること □市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること □市施設及び工事現場の被害調査並びに復旧に関すること □被災住宅の応急修理及び公費解体の技術協力に関すること □被災住宅に対する融資等に関すること □市施行の市街地再開発事業・土地区画整理事業にかかる用地及び施設建築物の維持管理に関すること □本部長の特命事項に関すること
建設部 （建設局長）	建設局	□水防対策全般の企画、運営に関すること □水防事務組合との連絡に関すること □堤防、道路、橋梁等の防災及び復旧に関すること □河川関係障害物の除去に関すること □道路関係障害物の除去に関すること □下水道施設の防災及び復旧に関すること □公園施設、街路樹の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること

旧（令和５年４月）

名　　称 （部　長）	部に属する部局	分掌事務
こども青少年部 （こども青少年局長）	こども 青少年局	□青少年活動施設、児童福祉施設及び市立幼稚園の防災及び整備、復旧に関すること □上記施設における乳幼児及び青少年の避難誘導に関すること □上記施設における乳幼児及び青少年の被災状況の把握に関すること □被災児童の保護に関すること □本部長の特命事項に関すること
経済戦略部 （経済戦略局長）	経済戦略局	□救援物資の調達計画に関すること □スポーツ施設、文化施設の災害予防及び復旧に関すること □商工業、農畜産業関係団体との連絡調整に関すること □中小企業の災害復旧資金に関すること □観光客への支援に関すること □外国人に対する多言語による情報提供に関すること □駐日外国公館等との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること
万博推進部 （万博推進局長）	万博推進局	□公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会との連絡調整に関すること □一般社団法人 2025 年日本国際博覧会大阪パビリオンとの連絡調整に関すること。 □本部長の特命事項に関すること
市場部 （中央卸売市場長）	中央卸売市場	□救援食料（副食等）の緊急集荷及び輸送について契約管財部・福祉部との連絡に関すること □食料（副食等）の需給状況等の調査に関すること □中央卸売市場施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること
環境部 （環境局長）	環境局	□被災地における廃棄物等の処理に関すること（し尿を含む） □火葬に関すること □局施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること
都市整備部 （都市整備局長）	都市整備局	□本庁舎の応急修理に関すること □建築物の応急危険度判定活動に関すること □本部その他施設の通信設備に関すること □応急仮設住宅の供与に関すること □市営住宅の被害調査及び応急修理に関すること □市施設及び工事現場の被害調査並びに復旧に関すること □被災住宅の応急修理及び公費解体の技術協力に関すること □被災住宅に対する融資等に関すること □市施行の市街地再開発事業・土地区画整理事業にかかる用地及び施設建築物の維持管理に関すること □本部長の特命事項に関すること
建設部 （建設局長）	建設局	□水防対策全般の企画、運営に関すること □水防事務組合との連絡に関すること □堤防、道路、橋梁等の防災及び復旧に関すること □河川関係障害物の除去に関すること □道路関係障害物の除去に関すること □下水道施設の防災及び復旧に関すること □公園施設、街路樹の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること

新（修正案）

名　　称 （部　長）	部に属する部局	分掌事務
大阪港湾部 （大阪港湾局長）	大阪港湾局	□港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関すること □救援船舶の受け入れ救援物資の海上輸送の協力に関すること □海務関係官庁との連絡調整に関すること □在港船舶対策及び港湾の流木に関すること □在港地帯の津波対策に関すること □本部長の特命事項に関すること
会計部 （会計室長）	会計室	□災害対策に必要な資金の調整及び現金の出納に関すること □金融機関との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること
消防部 （消防局長）	消防局	□消防に関すること □災害による被害の軽減に関すること □被災者の救急救助に関すること □危険物等の処置に関すること □本部長の特命事項に関すること
水道部 （水道局長）	水道局	□応急給水に関すること □水道施設、工業用水道施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること
教育部 （教育長）	教育委員会事務局	□児童生徒の避難誘導及び受入に関すること □児童生徒の被災状況の把握に関すること □被災児童生徒の応急教育及び学用品提供に関すること □学校、教育機関施設の防災及び復旧に関すること □避難所開設及び運営への協力に関すること □避難行動要支援者支援班との連携に関すること □本部長の特命事項に関すること
第一協力部(注1) （副首都推進局長）	副首都推進局	□本部の指示に基づく他部の防災・応急対策・復旧活動の応援に関す ること □本部長の特命事項に関すること
第二協力部 （市政改革室長）	市政改革室	
第三協力部 （行政委員会事務局長）	行政委員会事務局	
各部共通事項		□本部及び他部との連絡調整に関すること □所管施設等の被害状況の情報収集・報告に関すること □部内業務継続計画の策定と実施に関すること □部内職員の勤怠等の管理、活動計画に関すること

(注 1) 第一協力部には市民局の一部を含む

イ　区本部

区本部の各班の分掌事務は以下のとおりである。

庶　務　班	1　各班の連絡調整に関すること 2　各部、関係機関への応援協力要請に関すること 3　災害対策本部との連絡に関すること 4　予算計理に関すること 5　情報の収集、伝達及び広報に関すること 6　義援金品の受付、並びに保管に関すること 7　災害記録（写真・映像含む）に関すること 8　ボランティアの調整に関すること 9　他の班の所管に属しないこと

旧（令和５年４月）

名　　称 （部　長）	部に属する部局	分掌事務
大阪港湾部 （大阪港湾局長）	大阪港湾局	□港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関すること □救援船舶の受け入れ救援物資の海上輸送の協力に関すること □海務関係官庁との連絡調整に関すること □在港船舶対策及び港湾の流木に関すること □在港地帯の津波対策に関すること □本部長の特命事項に関すること
会計部 （会計室長）	会計室	□災害対策に必要な資金の調整及び現金の出納に関すること □金融機関との連絡調整に関すること □本部長の特命事項に関すること
消防部 （消防局長）	消防局	□消防に関すること □災害による被害の軽減に関すること □被災者の救急救助に関すること □危険物等の処置に関すること □本部長の特命事項に関すること
水道部 （水道局長）	水道局	□応急給水に関すること □水道施設、工業用水道施設の防災及び復旧に関すること □本部長の特命事項に関すること
教育部 （教育長）	教育委員会事務局	□児童生徒の避難誘導及び受入に関すること □児童生徒の被災状況の把握に関すること □被災児童生徒の応急教育及び学用品提供に関すること □学校、教育機関施設の防災及び復旧に関すること □避難所開設及び運営への協力に関すること □本部長の特命事項に関すること
第一協力部(注1) （副首都推進局長）	副首都推進局	□本部の指示に基づく他部の防災・応急対策・復旧活動の応援に関す ること □本部長の特命事項に関すること
第二協力部 （市政改革室長）	市政改革室	
第三協力部 （行政委員会事務局長）	行政委員会事務局	
各部共通事項		□本部及び他部との連絡調整に関すること □所管施設等の被害状況の情報収集・報告に関すること □部内業務継続計画の策定と実施に関すること □部内職員の勤怠等の管理、活動計画に関すること

(注 1) 第一協力部には市民局の一部を含む

イ　区本部

区本部の各班の分掌事務は以下のとおりである。

庶　務　班	1　各班の連絡調整に関すること 2　各部、関係機関への応援協力要請に関すること 3　災害対策本部との連絡に関すること 4　予算計理に関すること 5　情報の収集、伝達及び広報に関すること 6　義援金品の受付、並びに保管に関すること 7　災害記録（写真・映像含む）に関すること 8　ボランティアの調整に関すること 9　他の班の所管に属しないこと

新（修正案）

救　助　班	１　被災者の応急救助に関すること ２　救援物資の調達保管及び配給に関すること ３　罹災・被災証明書の発行に関すること ４　義援金の配分に関すること ５　団体等の協力活動の連絡調整に関すること
避難受入班	１　被災者の受入に関すること ２　避難者の誘導に関すること ３　避難所受入状況の把握に関すること

調　査　班	１　被害状況の調査に関すること
保健福祉班	１　被災者の医療救護に関すること ２　防疫・保健衛生に関すること ３　区医師会等との連絡調整に関すること ４　遺体安置に関すること
消　防　班	１　消防に関すること ２　被災者の救急・救助に関すること
教　育　班	１　学校園等との連絡調整に関すること
消防班は市本部消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。	

（４）各所属の支援
各所属は、区本部長から災害対策活動の支援を求められた時は、迅速に対応するように努めなければならない。

（５）対策本部の廃止
ア　市本部
市本部長は、市本部を次の場合に廃止する。
（ア）被害の発生するおそれが解消したとき
（イ）災害対策活動が概ね完了したとき
（ウ）その他市本部長が市本部の必要がなくなったと認めたとき

イ　区本部
区本部長は、市本部長が認めた場合に区本部を廃止することができる。ただし、市本部が設置されていないときは、区本部長は次の場合に市長に報告のうえ廃止する。
（ア）被害の発生するおそれが解消したとき
（イ）災害対策活動が概ね完了したとき
（ウ）その他区本部長が区本部の必要がなくなったと認めたとき

（６）本部設置・廃止の通知
市長は、市本部及び区本部を設置し、または廃止したときは速やかに大阪府（危機管理室）その他関係機関に通知するとともに公表する。

１－２　災害対策警戒本部

（１）設置者・設置場所・設置基準
危機管理監は、市域に災害が発生し、または発生するおそれがあり、災害対策活動や初期活動を要すると認められるときで、災害対策本部を設置するまでに至らないときまたは

旧（令和５年４月）

救　助　班	１　被災者の応急救助に関すること ２　救援物資の調達保管及び配給に関すること ３　罹災・被災証明書の発行に関すること ４　義援金の配分に関すること ５　団体等の協力活動の連絡調整に関すること
避難受入班	１　被災者の受入に関すること ２　避難者の誘導に関すること ３　避難所受入状況の把握に関すること

調　査　班	１　被害状況の調査に関すること
保健福祉班	１　被災者の医療救護に関すること ２　防疫・保健衛生に関すること ３　区医師会等との連絡調整に関すること ４　遺体安置に関すること
消　防　班	１　消防に関すること ２　被災者の救急・救助に関すること
教　育　班	１　学校園等との連絡調整に関すること
消防班は市本部消防部としての任務に重大な支障のない場合に限り上記編成に従う。	

（４）各所属の支援
各所属は、区本部長から災害対策活動の支援を求められた時は、迅速に対応するように努めなければならない。

（５）対策本部の廃止
ア　市本部
市本部長は、市本部を次の場合に廃止する。
（ア）被害の発生するおそれが解消したとき
（イ）災害対策活動が概ね完了したとき
（ウ）その他市本部長が市本部の必要がなくなったと認めたとき

イ　区本部
区本部長は、市本部長が認めた場合に区本部を廃止することができる。ただし、市本部が設置されていないときは、区本部長は次の場合に市長に報告のうえ廃止する。
（ア）被害の発生するおそれが解消したとき
（イ）災害対策活動が概ね完了したとき
（ウ）その他区本部長が区本部の必要がなくなったと認めたとき

（６）本部設置・廃止の通知
市長は、市本部及び区本部を設置し、~~又は~~廃止したときは速やかに大阪府（危機管理室）その他関係機関に通知するとともに公表する。

１－２　災害対策警戒本部

（１）設置者・設置場所・設置基準
危機管理監は、市域に災害が発生し、~~又は~~発生するおそれがあり、災害対策活動や初期活動を要すると認められるときで、災害対策本部を設置するまでに至らないとき~~又は~~設置

新（修正案）

設置するまでの間において大阪市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を危機管理室に設置する。

区長は市警戒本部が設置されたとき、その他区長が必要と認めたときは、大阪市区警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を区役所内に設置する。なお、この場合は危機管理監に報告すること。

地震・津波、風水害における詳細の設置基準は以下のとおりとする。

体制	地震・津波	風水害等
市警戒本部	・市域において震度４（気象庁発表）を観測したとき ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、または巨大地震注意）が発表されたとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき(注３)	・府域に台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき(注１) ・避難情報(注２)を発令するおそれがあるとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき(注３)

（注１）台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。
（注２）「応急・復旧・復興対策計画」第2節2-2「表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル３以上の情報
（注３）この場合は、市長に報告すること。

（２）組織・分掌事務

市警戒本部に部を置き、部の事務を分担させるため部に班を置く。区本部には班及び隊を置く。組織図、分掌事務は災害対策本部を準用する。なお、特に必要があると認めるときは、異なる編成をとることができる(注)。また、区本部には自主防災組織等その他の団体を加えることができる。

（注）河川氾濫の避難情報を発令する場合の組織体制は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象区に設置し、活動状況により変更する。

ア　市警戒本部長等の職務

（ア）市警戒本部長（危機管理監）

市警戒本部の事務を総括し、市警戒本部の職員を指揮監督する。

市警戒本部長に事故あるときは、危機管理室長がその職務を代理する。

（イ）市警戒副本部長（危機管理室長）

市警戒本部長を補佐する。

（ウ）市警戒本部員（各部に属する局・室の庶務担当部長または防災担当部長もしくはこれらに準じる者から各部長が指名する職員）

警戒本部長の命を受け、市警戒本部の事務に従事する(注)。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に警戒本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理監に報告する。

（注）気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、または巨大地震注意）が発表されたときは、危機管理室に警戒本部を設置し、各局・室は情報連絡体制とする。

イ　区警戒本部長等の職務

（ア）区警戒本部長（区長）

市警戒本部長の命を受け、区警戒本部の事務を総括し、区警戒本部の職員を指揮監督する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区警戒本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理監に報告する。

（イ）区警戒副本部長（副区長等）

区警戒本部長を補佐し、区警戒本部長に事故あるときはその職務を代理する。

（３）警戒本部の廃止

ア　市警戒本部

市警戒本部長は、市警戒本部を次の場合に、市長に報告のうえ廃止する。

旧（令和５年４月）

するまでの間において大阪市災害対策警戒本部（以下「市警戒本部」という。）を危機管理室に設置する。

区長は市警戒本部が設置されたとき、その他区長が必要と認めたときは、大阪市区警戒本部（以下「区警戒本部」という。）を区役所内に設置する。なお、この場合は危機管理監に報告すること。

地震・津波、風水害における詳細の設置基準は以下のとおりとする。

体制	地震・津波	風水害等
市警戒本部	・市域において震度４（気象庁発表）を観測したとき ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、~~又は~~巨大地震注意）が発表されたとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき(注３)	・府域に台風が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき(注１) ・避難情報(注２)を発令するおそれがあるとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき(注３)

（注１）台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。
（注２）「応急・復旧・復興対策計画」第2節2-2「表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル３以上の情報
（注３）この場合は、市長に報告すること。

（２）組織・分掌事務

市警戒本部に部を置き、部の事務を分担させるため部に班を置く。区本部には班及び隊を置く。組織図、分掌事務は災害対策本部を準用する。なお、特に必要があると認めるときは、異なる編成をとることができる(注)。また、区本部には自主防災組織等その他の団体を加えることができる。

（注）河川氾濫の避難情報を発令する場合の組織体制は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象区に設置し、活動状況により変更する。

ア　市警戒本部長等の職務

（ア）市警戒本部長（危機管理監）

市警戒本部の事務を総括し、市警戒本部の職員を指揮監督する。

市警戒本部長に事故あるときは、危機管理室長がその職務を代理する。

（イ）市警戒副本部長（危機管理室長）

市警戒本部長を補佐する。

（ウ）市警戒本部員（各部に属する局・室の庶務担当部長~~又は~~防災担当部長もしくはこれらに準じる者から各部長が指名する職員）

警戒本部長の命を受け、市警戒本部の事務に従事する(注)。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に警戒本部員の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各所属において定め、危機管理監に報告する。

（注）気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、~~又は~~巨大地震注意）が発表されたときは、危機管理室に警戒本部を設置し、各局・室は情報連絡体制とする。

イ　区警戒本部長等の職務

（ア）区警戒本部長（区長）

市警戒本部長の命を受け、区警戒本部の事務を総括し、区警戒本部の職員を指揮監督する。

なお、災害時などの緊急時に、臨時的に区警戒本部長の権限を行使できる「代行者」をあらかじめ各区において定め、危機管理監に報告する。

（イ）区警戒副本部長（副区長等）

区警戒本部長を補佐し、区警戒本部長に事故あるときはその職務を代理する。

（３）警戒本部の廃止

ア　市警戒本部

市警戒本部長は、市警戒本部を次の場合に、市長に報告のうえ廃止する。

新（修正案）

（ア）被害の発生するおそれが解消したとき
（イ）災害対策活動が概ね完了したとき
（ウ）市本部が設置されたとき
（エ）その他市警戒本部長が市警戒本部の必要がなくなったと認めたとき
イ　区警戒本部
区警戒本部長は、市警戒本部長が認めた場合に区警戒本部を廃止する。

１－３　現地災害対策本部

（１）設置者・設置場所・設置基準
一定の地域において、大規模な災害が発生または相当規模の災害が広範囲にわたって発生した場合または発生するおそれのある場合において、現場における必要な対策等を迅速に実施するため、必要なときは、市本部長または市警戒本部長は、現地災害本部（以下「現地本部」という。）を災害現場周辺の適切な場所に設置する。
設置基準は以下のとおりとする。
ア　大規模な災害が発生した場合または発生するおそれのある場合において、市本部長が必要と認めたとき
イ　相当規模の災害が広範囲にわたって発生した場合または発生するおそれのある場合において、市警戒本部長が必要と認めたとき
（２）組織・所掌事務
現地本部の組織及び現地災害対策本部長は、災害の状況に応じて市本部長または市警戒本部長が指示、指名する。現地本部長は、現地本部の事務を総括し、現地本部の職員を指揮監督する。
現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。
ア　災害の現状及び災害対策活動の実施状況等に関する情報の収集・伝達
イ　現地で実施する災害対策活動の円滑化を図るための調整
ウ　その他市本部長の特命事項
（３）現地本部の廃止
ア　被害の発生するおそれが解消したとき
イ　災害対策活動が概ね完了したとき
ウ　その他市本部長が現地本部の必要がなくなったと認めたとき

１－４　情報連絡体制

（１）設置場所・設置基準
市域に災害が発生するおそれがあり、速やかな措置がとれるよう情報連絡を要すると認められるときは、各所属長（教育委員会事務局においては教育長。以下同様とする。）は相互に情報連絡が可能な体制（以下「情報連絡体制」という）を設ける。
地震・津波、風水害における設置基準は以下のとおりとする。

体制	地震・津波	風水害等
情報連絡体制	・大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注1) ・気象庁震度観測点（大阪中央区大手前）において長周期地震動階級３または４が観測されたとき(注3) ・その他危機管理監が必要と認めたとき	・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき(注2) ・その他危機管理監が必要と認めたとき

（注１）津波注意報のみ発表された場合は、危機管理室、政策企画室、総務局、福祉局、健康局、こども青少年局、経済戦略局、建設局、大阪港湾局、消防局、水道局、教育局と津波避難対象区※に設置し、活動状況等により変更する。
※津波避難対象区は津波による浸水が想定される区（17 区）とするが、活動状況により変更する。
（注2）危機管理室と区役所に設置し、その他所属はそれぞれが定める計画等に基づき設置する

旧（令和５年４月）

（ア）被害の発生するおそれが解消したとき
（イ）災害対策活動が概ね完了したとき
（ウ）市本部が設置されたとき
（エ）その他市警戒本部長が市警戒本部の必要がなくなったと認めたとき
イ　区警戒本部
区警戒本部長は、市警戒本部長が認めた場合に区警戒本部を廃止する。

１－３　現地災害対策本部

（１）設置者・設置場所・設置基準
一定の地域において、大規模な災害が発生~~又は~~相当規模の災害が広範囲にわたって発生した場合~~又は~~発生するおそれのある場合において、現場における必要な対策等を迅速に実施するため、必要なときは、市本部長~~又は~~市警戒本部長は、現地災害本部（以下「現地本部」という。）を災害現場周辺の適切な場所に設置する。
設置基準は以下のとおりとする。
ア　大規模な災害が発生した場合~~又は~~発生するおそれのある場合において、市本部長が必要と認めたとき
イ　相当規模の災害が広範囲にわたって発生した場合~~又は~~発生するおそれのある場合において、市警戒本部長が必要と認めたとき
（２）組織・所掌事務
現地本部の組織及び現地災害対策本部長は、災害の状況に応じて市本部長~~又は~~市警戒本部長が指示、指名する。現地本部長は、現地本部の事務を総括し、現地本部の職員を指揮監督する。
現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。
ア　災害の現状及び災害対策活動の実施状況等に関する情報の収集・伝達
イ　現地で実施する災害対策活動の円滑化を図るための調整
ウ　その他市本部長の特命事項
（３）現地本部の廃止
ア　被害の発生するおそれが解消したとき
イ　災害対策活動が概ね完了したとき
ウ　その他市本部長が現地本部の必要がなくなったと認めたとき

１－４　情報連絡体制

（１）設置場所・設置基準
市域に災害が発生するおそれがあり、速やかな措置がとれるよう情報連絡を要すると認められるときは、各所属長（教育委員会事務局においては教育長。以下同様とする。）は相互に情報連絡が可能な体制（以下「情報連絡体制」という）を設ける。
地震・津波、風水害における設置基準は以下のとおりとする。

体制	地震・津波	風水害等
連絡体制	・大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注1) ・その他危機管理監が必要と認めたとき	・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき(注2) ・その他危機管理監が必要と認めたとき

（注１）津波注意報のみ発表された場合は、危機管理室、政策企画室、総務局、福祉局、健康局、こども青少年局、経済戦略局、建設局、大阪港湾局、消防局、水道局、教育局と津波避難対象区※に設置し、活動状況等により変更する。
※津波避難対象区は津波による浸水が想定される区（17 区）とするが、活動状況により変更する。
（注2）危機管理室と区役所に設置し、その他所属はそれぞれが定める計画等に基づき設置する

新（修正案）

（注３）市域の震度が３以下で長周期地震動階級３または４が観測された場合は、情報連絡体制を危機管理室と区役所に設置し、その他所属はそれぞれが定める計画等に基づき設置する。
なお、市域の震度が４以上で長周期地震動階級３または４が観測された場合は、その震度により組織体制を決定する。

（２）業務内容
危機管理室に市全体の事務局を設け、各所属長から指名を受けた職員が速やかに情報連絡を行う職務にあたる。

（３）体制の解除
ア　被害の発生するおそれが解消したとき
イ　その他、危機管理監が情報連絡体制の必要がなくなったと認めたとき

表　組織体制等一覧（参考）

体制	設置者	設置基準		設置場所
		地震・津波	風水害等	
市本部	市長	・市域において震度５弱以上の観測がされたとき ・大阪府域に大津波警報または津波警報が発表されたとき ・災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき	・府域に強い台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき(注1) ・市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・避難情報(注2)を発令したとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき	市庁舎内 ※設置できない場合は阿倍野防災拠点
区本部	区長	・市本部が設置されたとき ・その他区長が必要と認めたとき		区役所内 ※設置できない場合は代替場所
市警戒本部	危機管理監	・市域において震度４の観測がされたとき ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、または巨大地震注意）が発表されたとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき	・府域に台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき ・避難情報(注2)を発令するおそれがあるとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき	危機管理室
区警戒本部	区長	・市警戒本部が設置されたとき ・その他区長が必要と認めたとき		区役所内
現地本部	市本部長 または 市警戒本部長	・大規模な災害が発生した場合または発生するおそれのある場合において、市本部長が必要と認めたとき ・相当規模の災害が広範囲にわたって発生した場合または発生するおそれのある場合において、市警戒本部長が必要と認めたとき		災害現場周辺の適切な場所
情報連絡体制	各所属長	・大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注3) ・気象庁震度観測点（大阪中央区大手前）において長周期地震動階級３または４が観測されたとき(注5) ・その他危機管理監が必要と認めたとき	・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき(注4) ・その他危機管理監が必要と認めたとき	危機管理室に事務局を設置、各所属は所属内に設置

（注１）府域の予想最大風速（陸上）が 30m/s 以上（気象庁の階級で「強い台風」相当以上）を目安とする。なお、台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。
（注２）「応急・復旧・復興対策計画」第２節 2-2「表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル３以上の情報
（注３）津波警報または津波注意報のみ発表された場合は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区※に設置し、活動状況等により変更する。

旧（令和５年４月）

（２）業務内容
危機管理室に市全体の事務局を設け、各所属長から指名を受けた職員が速やかに情報連絡を行う職務にあたる。

（３）体制の解除
ア　被害の発生するおそれが解消したとき
イ　その他、危機管理監が情報連絡体制の必要がなくなったと認めたとき

表　組織体制等一覧（参考）

体制	設置者	設置基準		設置場所
		地震・津波	風水害等	
市本部	市長	・市域において震度５弱以上の観測がされたとき ・大阪府域に大津波警報~~又は~~津波警報が発表されたとき ・災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき	・府域に強い台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき(注1) ・市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・避難情報(注2)を発令したとき ・市域に災害救助法の適用を要する被害が発生したとき ・その他市長が必要と認めたとき	市庁舎内 ※設置できない場合は阿倍野防災拠点
区本部	区長	・市本部が設置されたとき ・その他区長が必要と認めたとき		区役所内 ※設置できない場合は代替場所
市警戒本部	危機管理監	・市域において震度４の観測がされたとき ・気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、~~又は~~巨大地震注意）が発表されたとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき	・府域に台風が上陸あるいは接近するおそれがあるとき ・避難情報(注2)を発令するおそれがあるとき ・その他危機管理監が必要と認めたとき	危機管理室
区警戒本部	区長	・市警戒本部が設置されたとき ・その他区長が必要と認めたとき		区役所内
現地本部	市本部長 ~~又は~~ 市警戒本部長	・大規模な災害が発生した場合~~又は~~発生するおそれのある場合において、市本部長が必要と認めたとき ・相当規模の災害が広範囲にわたって発生した場合~~又は~~発生するおそれのある場合において、市警戒本部長が必要と認めたとき		災害現場周辺の適切な場所
情報連絡体制	各所属長	・大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注3) ・その他危機管理監が必要と認めたとき	・台風時以外で、市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき ・市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき(注4) ・その他危機管理監が必要と認めたとき	危機管理室に事務局を設置、各所属は所属内に設置

（注１）府域の予想最大風速（陸上）が 30m/s 以上（気象庁の階級で「強い台風」相当以上）を目安とする。なお、台風時には危機管理監を議長とする警戒体制検討会議を開催して組織体制等を検討し、市長に報告する。
（注２）「応急・復旧・復興対策計画」第２節 2-2「表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル３以上の情報
（注３）津波警報~~又は~~津波注意報のみ発表された場合は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区※に設置し、活動状況等により変更する。

新（修正案）	旧（令和５年４月）
※「津波避難対象区」 津波による浸水が想定される区（17 区）とするが、活動状況により変更する。 （注 4）危機管理室と区役所に設置し、その他所属はそれぞれが定める計画等に基づき設置する （注 5）市域の震度が３以下で長周期地震動階級３または４が観測された場合は、情報連絡体制を危機管理室と区役所に設置し、その他所属はそれぞれが定める計画等に基づき設置する。 なお、市域の震度が４以上で長周期地震動階級３または４が観測された場合は、その震度により組織体制を決定する。	※「津波避難対象区」 津波による浸水が想定される区（17 区）とするが、活動状況により変更する。 （注 4）危機管理室と区役所に設置し、その他所属はそれぞれが定める計画等に基づき設置する

新（修正案）

第２節　動員配備体制

災害が発生し、または発生・拡大するおそれがある場合に災害対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員を動員して配備を行う。

各所属長（教育委員会においては教育長。以下同様とする。）は、災害の状況に応じ、各分掌事務を確実に遂行するために、必要な職員の動員計画を災害対策活動に従事する者の安全確保に十分留意したうえであらかじめ定め、市長に報告しなければならない。

また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の連絡網を整備し、速やかに分掌事務遂行のための体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施する。

２－１　動員種別

職員の動員種別は、次のとおりとする。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの種別と異なる動員体制をとることができる。

動　員　種　別　表

種別	災害状況	対象
1 号動員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき	全職員
2 号動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長 並びに指定職員※
3 号動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	指定職員※
4 号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員※

※「指定職員」
各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で、所属長が指定する。

２－２　動員

（１）動員基準・参集場所

ア　地震・津波、風水害等における動員基準、参集場所は次のとおりとする。

動員種別	地震・津波		風水害等	
	動員基準	勤務時間外の参集場所	動員基準	勤務時間外の参集場所
1号	・市域で震度６弱以上（気象庁発表）を観測したとき ・大阪府域に大津波警報が発表されたとき	所属参集 ／ 直近参集 ／ 協力参集 (注1)	・台風時等以外で市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・府域に強い台風(注3)が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき、または同等の事態が発生するおそれがあるとき ・河川氾濫が発生したときや切迫したとき(注4) ・災害が発生したとき(注4)	所属参集

旧（令和５年４月）

第２節　動員配備体制

災害が発生し、~~又は~~発生・拡大するおそれがある場合に災害対策活動を迅速かつ的確に行うのに必要な職員を動員して配備を行う。

各所属長（教育委員会においては教育長。以下同様とする。）は、災害の状況に応じ、各分掌事務を確実に遂行するために、必要な職員の動員計画を災害対策活動に従事する者の安全確保に十分留意したうえであらかじめ定め、市長に報告しなければならない。

また、所属員に対し動員計画を周知するとともに、所属員の連絡網を整備し、速やかに分掌事務遂行のための体制がとれるようにしておかなければならない。

職員は、本計画で定める任務分担に応じて速やかに応急対策活動を実施する。

２－１　動員種別

職員の動員種別は、次のとおりとする。

ただし、各所属長は特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの種別と異なる動員体制をとることができる。

動　員　種　別　表

種別	災害状況	対象
1 号動員	市の全力をあげて災害対策活動を実施する必要があるとき	全職員
2 号動員	災害対策活動を実施する必要があるとき	所属長 並びに指定職員※
3 号動員	被害状況の把握等初動活動を実施する必要があるとき	指定職員※
4 号動員	速やかな措置がとれるよう主として情報連絡にあたる必要があるとき	指定職員※

※「指定職員」
各所属の所掌事務を遂行するために必要な職員で、所属長が指定する。

２－２　動員

（１）動員基準・参集場所

ア　地震・津波、風水害等における動員基準、参集場所は次のとおりとする。

動員種別	地震・津波		風水害等	
	動員基準	勤務時間外の参集場所	動員基準	勤務時間外の参集場所
1号	・市域で震度６弱以上（気象庁発表）を観測したとき ・大阪府域に大津波警報が発表されたとき	所属参集 ／ 直近参集 ／ 協力参集 (注1)	・台風時等以外で市域に特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発表されたとき ・府域に強い台風(注3)が上陸、あるいは接近するおそれがあるとき、~~又は~~同等の事態が発生するおそれがあるとき ・河川氾濫が発生したときや切迫したとき(注4) ・災害が発生したとき(注4)	所属参集

新（修正案）

２号	・市域で震度５強（気象庁発表）を観測したとき ・大阪府域に津波警報が発表されたとき(注2)	所属参集 ／ 直近参集 ／ 協力参集 (注1)	・避難情報(注5)を発令したとき(注4)	所属参集
	・市域で震度５弱（気象庁発表）を観測したとき	所属参集		
３号	・市域で震度４（気象庁発表）を観測したとき	所属参集	・府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき(注6) ・避難情報(注5)を発令するおそれがあるとき(注4) ・高潮のおそれがある場合で、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うとき(注6)	所属参集
４号	・大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注2) ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、または巨大地震注意）が発表されたとき ・気象庁震度観測点（大阪中央区大手前）において長周期地震動階級３または４が観測されたとき(注8)	所属参集	・台風時等以外で市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき、 ・台風時等以外で市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき(注7)	所属参集

（注１）あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所に参集することとして別に定められた職員は、参集先の区本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたる。それ以外の職員は自己の勤務先等に参集する。
（注２）津波警報または津波注意報のみ発表された場合の所属参集は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区を対象とし、活動状況等により変更する。
（注３）府域の予想最大風速（陸上で 30m/s 以上）を目安とし、実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。
（注４）河川氾濫または高潮の避難情報発令による動員対象は危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象の区とし、河川氾濫のおそれがある場合は「洪水予報河川・水位周知河川・その他河川に関する避難情報発令等実施要領」、高潮のおそれがある場合は「高潮に関する避難情報発令等実施要領」による。
（注５）「応急・復旧・復興対策計画」第２節 2-2「表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル３以上の情報。なお、河川氾濫のおそれがある場合の避難情報発令の判断については、「洪水予報河川・水位周知河川・その他河川に関する避難情報発令等実施要領」、高潮のおそれがある場合の避難情報発令の判断については、「高潮に関する避難情報発令等実施要領」による。
（注６）実際の動員体制は危機管理監を議長とした警戒体制検討会議を開催し、活動体制と対応方針を検討し、市長に報告のうえ決定する。
　高潮のおそれがある場合に、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うときは、４号動員もしくは３号動員を目安として危機管理監を議長とした警戒体制検討会議で検討し、決定する。
（注７）危機管理室と区の職員の動員とし、その他の所属は各自が定める計画等に基づく。
（注８）市域の震度が３以下で長周期地震動階級３または４が観測された場合は、危機管理室と区の職員の動員とし、その他所属は各自が定める計画等に基づく。
　なお、市域の震度が４以上で長周期地震動階級３または４が観測された場合は、その震度により動員配備体制を決定する。

イ　防潮扉及び水門閉鎖要員について
（ア）参集の基準
　勤務時間外に大阪府域に大津波警報・津波警報が発表されたとき
（イ）参集場所
　指定された場所に参集し、所定の防潮扉及び水門閉鎖活動にあたる。
　ただし、津波到達までの時間及び退避に必要な時間をもとに算出された退避時刻までに、操作を完了または中止し、安全な場所に避難すること。
　なお、他の動員と重複した場合は、他に優先すること。
ウ　緊急本部員・緊急区本部員について
（ア）参集の基準
　勤務時間外に市域で震度５弱以上（気象庁発表）を観測したとき、または大阪府域に大津波警報・津波警報での自動参集とする。なお、阿倍野防災拠点に参集する緊急本部員は、市域で震度６弱以上（気象庁発表）での自動参集（大津波警報・津波警報

旧（令和５年４月）

２号	・市域で震度５強（気象庁発表）を観測したとき ・大阪府域に津波警報が発表されたとき(注2)	所属参集 ／ 直近参集 ／ 協力参集 (注1)	・避難情報(注5)を発令したとき(注4)	所属参集
	・市域で震度５弱（気象庁発表）を観測したとき	所属参集		
３号	・市域で震度４（気象庁発表）を観測したとき	所属参集	・府域に台風が上陸あるいは、接近するおそれがあるとき(注6) ・避難情報(注5)を発令するおそれがあるとき(注4) ・高潮のおそれがある場合で、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うとき(注6)	所属参集
４号	・大阪府域に津波注意報が発表されたとき(注2) ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、~~又は~~巨大地震注意）が発表されたとき	所属参集	・台風時等以外で市域に暴風警報、暴風雪警報が発表されたとき、 ・台風時等以外で市域に大雨警報、洪水警報が発表されたとき(注7)	所属参集

（注１）あらかじめ指定された自己の居住地に近い区役所に参集することとして別に定められた職員は、参集先の区本部長などの指揮の下、初期初動対策にあたる。それ以外の職員は自己の勤務先等に参集する。
（注２）津波警報~~又は~~津波注意報のみ発表された場合の所属参集は、危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と津波避難対象区を対象とし、活動状況等により変更する。
（注３）府域の予想最大風速（陸上で 30m/s 以上）を目安とし、実際の動員体制は警戒体制検討会議で検討し決定する。
（注４）河川氾濫または高潮の避難情報発令による動員対象は危機管理部、政策企画部、総務部、福祉部、健康部、こども青少年部、経済戦略部、建設部、大阪港湾部、消防部、水道部、教育部と避難対象の区とし、河川氾濫のおそれがある場合は「洪水予報河川・水位周知河川・その他河川に関する避難情報発令等実施要領」、高潮のおそれがある場合は「高潮に関する避難情報発令等実施要領」による。
（注５）「応急・復旧・復興対策計画」第２節 2-2「表　警戒レベルと防災気象情報、避難情報との関係」における警戒レベル３以上の情報。なお、河川氾濫のおそれがある場合の避難情報発令の判断については、「洪水予報河川・水位周知河川・その他河川に関する避難情報発令等実施要領」、高潮のおそれがある場合の避難情報発令の判断については、「高潮に関する避難情報発令等実施要領」による。
（注６）実際の動員体制は危機管理監を議長とした警戒体制検討会議を開催し、活動体制と対応方針を検討し、市長に報告のうえ決定する。
　高潮のおそれがある場合に、ゆとりを持った自主的な避難の呼びかけを行うときは、４号動員もしくは３号動員を目安として危機管理監を議長とした警戒体制検討会議で検討し、決定する。
（注７）危機管理室と区の職員の動員とし、その他の所属は各自が定める計画等に基づく。

イ　防潮扉及び水門閉鎖要員について
（ア）参集の基準
　勤務時間外に大阪府域に大津波警報・津波警報が発表されたとき
（イ）参集場所
　指定された場所に参集し、所定の防潮扉及び水門閉鎖活動にあたる。
　ただし、津波到達までの時間及び退避に必要な時間をもとに算出された退避時刻までに、操作を完了~~又は~~中止し、安全な場所に避難すること。
　なお、他の動員と重複した場合は、他に優先すること。
ウ　緊急本部員・緊急区本部員について
（ア）参集の基準
　勤務時間外に市域で震度５弱以上（気象庁発表）を観測したとき、~~又は~~大阪府域に大津波警報・津波警報での自動参集とする。なお、阿倍野防災拠点に参集する緊急本部員は、市域で震度６弱以上（気象庁発表）での自動参集（大津波警報・津波警報で

新（修正案）	旧（令和５年４月）
での自動参集は行わない）とする。 勤務時間外において、風水害以外の災害が発生し、市本部・区本部を設置したときは、指定された場所に本部からの連絡により参集する。 （イ）参集場所 指定された場所に参集し、災害対策本部の運営にあたる。 （２）計画の策定と周知 ア　所属長は、分掌事務を遂行するため職員の動員計画をあらかじめ策定し、所属員に動員計画内容を周知する。 なお、動員計画を策定するうえで、所属の職員だけでは不足し、他の所属職員の配置を必要とするときは、あらかじめ所属長間で調整する。ただし、調整が難航した場合は危機管理室が協力する。 イ　直近参集者及び協力参集者に指定された職員の所属は、直近参集者名簿及び協力参集者名簿を作成のうえ、参集先の区に報告する。直近参集者及び協力参集者の報告を受けた区は、その職員の業務内容を取り決め、当該職員に通知するものとする。 ウ　各所属長は、区が実施する訓練や研修等に直近参集者及び協力参集者を、所属が実施する訓練や研修等に所属員を参加させ、業務内容の理解を深めるように努める。 （３）動員の指令 ア　動員の指令は、市長の命を受け、危機管理監が各所属長あて発する。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、または動員区分を異にした指令を発することができる。 （ア）勤務時間内における指令の伝達 勤務時間内において動員基準を満たした場合は、動員指令があったものとして、あらためて各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、多様な手段を用いて速やかにその旨周知する。 （イ）勤務時間外における指令の伝達 勤務時間外において、職員は多様な手段で自ら情報を収集し、自動参集基準に基づき参集する。なお、自動参集基準によらない動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属員に伝達して招集しなければならない。 イ　各所属長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、各所属において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。 ウ　各所属長は、危機管理監から一律に動員指令が発せられた後、被害状況等を把握し、所属の動員種別を変更することが望ましいと判断した場合は、危機管理監に報告し、了解を得た場合に限り、変更することができる。 （４）動員の報告 各所属長は、所属員が動員されたときは、招集・参集状況をとりまとめ、直ちに危機管理監に報告する。 （５）応援職員の要請 各部長並びに区本部長は、動員指令が発せられ、分掌事務を遂行するにあたって職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、総務部長に要請する。 総務部長は、上記の要請があった場合、関係部長と協議のうえ、各協力部または他の部及び他の区本部の職員を派遣することができる。 市本部長は、市の職員をもっても災害対応に不足すると認められるときは、「応急・復旧・復興対策計画　第７章　協同・協力体制」の定めるところにより、他の地方公共団体の職員または自衛隊の派遣を要請する。	の自動参集は行わない）とする。 勤務時間外において、風水害以外の災害が発生し、市本部・区本部を設置したときは、指定された場所に本部からの連絡により参集する。 （イ）参集場所 指定された場所に参集し、災害対策本部の運営にあたる。 （２）計画の策定と周知 ア　所属長は、分掌事務を遂行するため職員の動員計画をあらかじめ策定し、所属員に動員計画内容を周知する。 なお、動員計画を策定するうえで、所属の職員だけでは不足し、他の所属職員の配置を必要とするときは、あらかじめ所属長間で調整する。ただし、調整が難航した場合は危機管理室が協力する。 イ　直近参集者及び協力参集者に指定された職員の所属は、直近参集者名簿及び協力参集者名簿を作成のうえ、参集先の区に報告する。直近参集者及び協力参集者の報告を受けた区は、その職員の業務内容を取り決め、当該職員に通知するものとする。 ウ　各所属長は、区が実施する訓練や研修等に直近参集者及び協力参集者を、所属が実施する訓練や研修等に所属員を参加させ、業務内容の理解を深めるように努める。 （３）動員の指令 ア　動員の指令は、市長の命を受け、危機管理監が各所属長あて発する。ただし、必要に応じ特定の所属に対して一定の指令を発し、~~又は~~動員区分を異にした指令を発することができる。 （ア）勤務時間内における指令の伝達 勤務時間内において動員基準を満たした場合は、動員指令があったものとして、あらためて各所属長から所属員へ逐次伝達するとともに、多様な手段を用いて速やかにその旨周知する。 （イ）勤務時間外における指令の伝達 勤務時間外において、職員は多様な手段で自ら情報を収集し、自動参集基準に基づき参集する。なお、自動参集基準によらない動員指令が発せられたときは、各所属長は直ちに所属員に伝達して招集しなければならない。 イ　各所属長は、危機管理監により動員の指令が発せられていない場合において、各所属において特に定めた動員体制に従って職員を動員する必要がある場合は、指令を発することができる。 ウ　各所属長は、危機管理監から一律に動員指令が発せられた後、被害状況等を把握し、所属の動員種別を変更することが望ましいと判断した場合は、危機管理監に報告し、了解を得た場合に限り、変更することができる。 （４）動員の報告 各所属長は、所属員が動員されたときは、招集・参集状況をとりまとめ、直ちに危機管理監に報告する。 （５）応援職員の要請 各部長並びに区本部長は、動員指令が発せられ、分掌事務を遂行するにあたって職員が不足し他部等の職員の応援を必要とするときは、総務部長に要請する。 総務部長は、上記の要請があった場合、関係部長と協議のうえ、各協力部~~又は~~他の部及び他の区本部の職員を派遣することができる。 市本部長は、市の職員をもっても災害対応に不足すると認められるときは、「応急・復旧・復興対策計画　第７章　協同・協力体制」の定めるところにより、他の地方公共団体の職員~~又は~~自衛隊の派遣を要請する。